

令和 6 年第 1 回

# 森 町 議 会 会 議 録

9 月 会 議

## 令和6年第1回森町議会9月会議会議録（第1日目）

令和6年9月2日（月）

開議 午前10時00分

休会 午後 1時18分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 1号 森町の休日を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び森町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 5号 森町犯罪被害者等支援条例制定について
- 10 議案第 6号 令和6年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 11 議案第 7号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 8号 令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第 9号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第10号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第11号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 16 報告第 1号 令和5年度森町財政健全化判断比率について
- 17 報告第 2号 令和5年度森町資金不足比率について
- 18 認定第 1号 令和5年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 令和5年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 令和5年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 19 意見書案第1号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書

- 20 意見書案第2号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書
- 21 意見書案第3号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書
- 22 議員の派遣について
- 23 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

|    |     |       |     |     |       |
|----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 議長 | 14番 | 木村俊広君 | 副議長 | 1番  | 伊藤昇君  |
|    | 2番  | 河野文彦君 |     | 3番  | 高橋邦雄君 |
|    | 4番  | 河野淳君  |     | 5番  | 山田誠君  |
|    | 6番  | 野口周治君 |     | 7番  | 斉藤優香君 |
|    | 8番  | 千葉圭一君 |     | 9番  | 佐々木修君 |
|    | 10番 | 加藤進君  |     | 11番 | 山本裕子君 |
|    | 12番 | 東隆一君  |     | 13番 | 松田兼宗君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| 町長                       | 岡嶋康輔君  |
| 副町長                      | 長瀬賢一君  |
| 会計管理者兼<br>出納室長           | 東谷美佐子君 |
| 監査委員                     | 山下英一君  |
| 総務課長                     | 濱野尚史君  |
| 総務課参事併<br>選挙管理委員会<br>書記長 | 石岡丈宜君  |
| 監査事務局書記長                 | 小田桐克幸君 |
| 防災交通課長                   | 柴田正哲君  |
| 契約管理課長                   | 山田真人君  |
| 企画振興課長                   | 川村勝幸君  |
| 企画振興課参事                  | 池田恵太君  |
| 税務課長                     | 東克宏君   |
| 保健福祉課長兼<br>保健センター長       | 宮崎弘光君  |
| 保健福祉課参事                  | 萩野友章君  |

|                                                        |     |   |   |   |
|--------------------------------------------------------|-----|---|---|---|
| 住 民 生 活 課 長                                            | 阿 部 | 泰 | 之 | 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長                                          | 野 崎 | 博 | 之 | 君 |
| 環 境 課 長                                                | 川 口 | 武 | 正 | 君 |
| 農 林 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長                         | 寺 澤 | 英 | 樹 | 君 |
| 農 林 課 技 術 長                                            | 濱 野 | 真 | 行 | 君 |
| 農 林 課 参 事                                              | 佐 藤 |   | 司 | 君 |
| 水 産 課 長                                                | 岩 井 | 一 | 桐 | 君 |
| 商 工 労 働 観 光 課 長                                        | 白 石 | 秀 | 之 | 君 |
| 建 設 課 長                                                | 富 原 | 尚 | 史 | 君 |
| 建 設 課 技 術 長                                            | 伊 藤 | 正 | 吾 | 君 |
| 砂 原 支 所 長 兼<br>地 域 振 興 課 長                             | 落 合 | 浩 | 昭 | 君 |
| 町 民 福 祉 課 長                                            | 奥 山 | 太 | 崇 | 君 |
| 教 育 長                                                  | 毛 利 | 繁 | 和 | 君 |
| 学 校 教 育 課 長                                            | 坂 田 | 明 | 仁 | 君 |
| 学 校 教 育 課 参 事                                          | 藤 嶋 |   | 希 | 君 |
| 学 校 教 育 課 参 事                                          | 名 生 | 達 | 也 | 君 |
| 社 会 教 育 課 長 兼<br>公 民 館 長 兼<br>図 書 館 長                  | 須 藤 | 智 | 裕 | 君 |
| 体 育 課 長 兼<br>体 育 館 長 兼<br>青 少 年 会 館 長 兼<br>生 涯 学 習 課 長 | 木 村 | 忠 | 公 | 君 |
| 給 食 セ ン タ ー 長                                          | 敦 賀 | 靖 | 之 | 君 |
| 国 保 病 院<br>経 営 企 画 総 括 監 兼<br>さ くら の 園 ・ 園 長           | 柏 渕 |   | 茂 | 君 |
| 国 保 病 院 事 務 長                                          | 千 葉 | 正 | 一 | 君 |
| 上 下 水 道 課 長                                            | 水 元 | 良 | 文 | 君 |
| 消 防 長                                                  | 松 居 | 順 | 一 | 君 |
| 消 防 次 長                                                | 佐 山 | 寿 | 一 | 君 |
| 消 防 署 長                                                | 松 田 | 光 | 治 | 君 |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                               |       |   |   |   |
|-------------------------------|-------|---|---|---|
| 事 務 局 長                       | 小 田 桐 | 克 | 幸 | 君 |
| 次 長 兼<br>議 事 係 長 兼<br>庶 務 係 長 | 関     | 孝 | 憲 | 君 |

|         |        |
|---------|--------|
| 庶務係     | 木村友理香君 |
| 総務係     | 水嶋篤市君  |
| 総務係     | 山内梨沙君  |
| 財政係     | 村井渉君   |
| 行革DX推進係 | 水口祐太君  |
| 人事厚生係   | 山崎友也君  |
| 人事厚生係   | 満間笑歩君  |

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町の休日を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 4 号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び森町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 5 号 森町犯罪被害者等支援条例制定について
- 6 議案第 6 号 令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 6 号）
- 7 議案第 7 号 令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 議案第 8 号 令和 6 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 議案第 9 号 令和 6 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 10 議案第 10 号 令和 6 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 11 議案第 11 号 令和 6 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 12 報告第 1 号 令和 5 年度森町財政健全化判断比率について
- 13 報告第 2 号 令和 5 年度森町資金不足比率について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和6年第1回森町議会9月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、9月会議を再開します。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくようご協力お願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、野口周治君、7番、斉藤優香君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日9月2日から9月13日までの12日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（木村俊広君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 行政報告を行います。

6月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今年も早い時期から夏の猛暑が予測されておりましたが、8月に入ってから連日のように30度前後の気温が続く猛暑となりました。これから気候の変化が激しい秋に向けて、

町民の皆様方には体調管理に十分気をつけていただきたいと願っております。

最初に、複合施設についてご報告いたします。町では、森町複合施設整備に関し、町内7団体の代表者及び町内高等学校、中学校の生徒代表で組織する森町複合施設整備検討協議会を設置し、7月19日に第1回目の協議会を開催しました。会議では、施設整備に至るまでの経過や建設候補地選定理由などについて説明させていただき、各委員からの意見や質疑は9月後半に予定している次回会議でお受けすることを決め、閉会しました。また、7月30日には森町公民館で建設候補地に係る住民説明会も開催いたしました。町側の説明後には、参加された町民の方々より多くの質問がありましたが、頂戴したご意見などをしっかり受け止め、進めていきたいと考えております。

さて、今年の夏も町内では各催事が行われてきました。8月8日の森稲荷神社例大祭は好天に恵まれ、夏のまつりinもりも盛大に行われたことは大変喜ばしいことです。また、お盆恒例のさわら恋来い夏まつりは、毎年帰省する方々が楽しみにしているイベントでもあります。今年は、やすらぎプラザが使用できず、また雨予報でもあったため砂原公民館での開催でありましたが、無事に終えることができました。これら祭りなどの成功は、ひとえに実行委員会や関係各位の綿密な準備と協力によるものと感謝申し上げます。今月は、さわらふるさとまつりも開催されますので、成功裏に終了することを願うところです。

7月21日には、青森県外ヶ浜町の港まつりが開催され、木村議長と共に訪問してまいりました。今回の祭りは、予報に反し好天に恵まれ、朝からたくさんの来場者で祭り会場を埋め尽くすほどの盛況ぶりでした。また、今年は5年ぶりに物産館運営振興会も出店し、いかめし等を販売しましたが、午前中に完売となりました。

さて、8月16日には社会医療法人高橋病院の高橋肇理事長にお越しいただき、ICTを活用した地域連携システムの構築についてご講演をしていただきました。地域からも多くの事業所の皆様にお集まりいただき、主催者として感謝申し上げます。人口減少、少子高齢化が進む地域では、将来的に限られた資源で地域医療サービスを提供していかなければならない課題を抱えております。しかし、ICTを活用し、地域の医療資源や情報をつなぐことで地域医療介護施設が互いを補完し合う既存のシステムをさらにバージョンアップすることが可能です。全ては、安心して住み続けられる地域を実現するため、森町国民健康保険病院はデジタルトランスフォーメーションを推進し、地域包括ケアシステムのさらなる向上に寄与する体制づくりを進めてまいります。

8月17日から20日にかけては、木村議長及び職員2名とともに台湾彰化県彰化市を訪問し、8月19日には彰化市庁舎で友好交流協定を締結いたしました。当日は、林彰化市長をはじめ、陳市民代表会主席、市役所職員、市民代表会の方など42名が出席、さらには報道機関も10社以上が取材に訪れました。市長からは、彰化市と森町の間に多くの共通点があり、どちらも豊かな天然資源を持ち、観光産業の発展に力を入れていることが強調されました。森町としてもこの友好交流協定を基盤に、今後は観光教育、農業分野での協力をさらに強化していくことを伝え、お互いにとってウィン・ウィンの関係を築いていく

いと考えております。

最後となりますが、大切なお時間をお借りいたしまして発言の時間を少しいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。森町長選挙は、10月1日に告示され、6日が投開票日の予定となっております。森町議会3月議会の行政報告でも申し上げましたが、改めまして来る町長選挙に出馬する意向であることを表明させていただきます。町長として残りの任期までしっかりと町政を進めさせていただくことはもちろんですが、切れ目なく次の時代、次の世代へつながる行政運営を進めていただくため、2期目の町政に挑ませていただく覚悟でおりますので、森町議会議員の皆様方には引き続き町勢発展のため、深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第5、議案第1号 森町の休日を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第1号 森町の休日を定める条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。

本案は、年末年始の休日を現行の12月31日から翌1月5日までの日から12月29日から翌1月3日までの日に変更するため、休日に関する規定のある4条例を一括して改正しようとするものです。

改正内容ですが、森町の休日を定める条例ほか3条例に規定する休日を12月29日から翌1月3日までの日に改めようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第6、議案第2号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。

本案は、監査委員の費用弁償について、議会に出席する場合にも支給することができるよう森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容ですが、監査委員が各委員会を含む議会に出席した際に1日につき1,500円の費用弁償を支給できるよう改正するものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第7、議案第3号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第3号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料3及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。

資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、令和5年に公布された番号法等一部改正法により令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、森町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、森町国民健康保険条例第14条には、国民健康保険法に基づく

罰則を規定していますが、番号法等一部改正法により国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることとなったため、同項に基づく森町国民健康保険条例第14条からも同様の規定を削除するものです。

施行期日につきましては令和6年12月2日、経過措置につきましては、この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による旨を規定するとともに、令和6年12月2日に現に被保険者証を交付されている世帯主が施行日以後に保険税を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例によることと規定した上で、当該規定により、なお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする旨を規定します。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第8、議案第4号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び森町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第4号 森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び森町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。

本案は、令和6年3月29日に介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、当町の基準条例についても省令と同様の改正が必要なため、資料下段の改正する条例に記載の（１）、森町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、（２）、森町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の各条例の一部を改正しようとするものです。

なお、厚生労働省令は令和6年4月1日から施行されておりますが、省令改正の経過措置により当該条例改正については最長1年間猶予する規定が設けられております。

改正内容につきましては、地域包括支援センター運営協議会定義規定について、厚生労働省令の改正内容と同様の条項の改正及び現行の地域包括支援センター職員の員数について、第1号被保険者数に応じて、または地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするものです。

資料ナンバー4の2ページからの新旧対照表にてご説明申し上げます。2ページの第14条は、地域包括支援センター運営協議会の定義規定を関連省令の改正に伴い、省令と同様の改正を行うものでございます。

3ページから5ページの第4条は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められるようになったことから、省令と同様の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日にしようとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長（木村俊広君） 日程第9、議案第5号 森町犯罪被害者等支援条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（阿部泰之君） それでは、議案第5号 森町犯罪被害者等支援条例制定についてをご説明いたします。

資料ナンバー5をご参照願います。

提案理由につきましては、国の犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等への支援をするために必要な事項を定め、相談及び情報の提供、見舞金の支給、居住の提供等を行うことにより犯罪被害者等が再び平穏な暮らしを営むことができるように支援し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として条例を制定しようとするものです。

主な支援内容につきましては、相談窓口の設置です。犯罪被害者等が直面している問題の相談に応じて関係機関などとの連絡調整や情報提供、助言を行います。

次に、見舞金の支給についてです。犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担軽減のため、申請に基づき遺族見舞金及び重傷病見舞金を支給します。被害者が死亡したときは遺族見舞金として30万円、被害者の療養期間が1か月以上のときは重傷病見舞金として10万円を支給いたします。なお、支給要件として犯罪被害を受けたときに支給対象者が森町に住所を有する者に限ります。

条例施行日は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

○2番（河野文彦君） 全協のときに規則がついていなかったということで、今朝見させていただいて、ありがとうございました。

それで、この規則を見ていて私ちょっと気になったのが、ちょっとまだ読み解けていない部分もあったのかもしれないのですけれども、支給対象者の中で配偶者、また事実婚というような記載はあるのですけれども、例えば同性婚の方々ですとか事実婚、同性婚の事実婚の方々ですとか、そういう方々に対しての支給というのは、どのように読み解ければいいのか、その辺をお願いします。

○住民生活課長（阿部泰之君） お答えいたします。

事実婚についてもそうなのですけれども、客観的に見て事実関係が分かるものがあれば対象にしたいなと思っております。

以上です。

○2番（河野文彦君）　　ということは、森町はそういうパートナー制度だとか、そういうのはないですけれども、事実関係が確認できれば同性婚の場合でも支給できるということによろしいですか。

○住民生活課長（阿部泰之君）　お答えいたします。

現在、おっしゃるとおり町にはそういったものはありません。なものですから、今ちょっとすぐこういうものですということは言えないのですけれども、客観的に見て分かるようなものがあれば、それに基づいて対応していきたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君）　ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第9、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10　議案第6号

○議長（木村俊広君）　日程第10、議案第6号　令和6年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君）　議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町一般会計補正予算の第6回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,748万円を追加し、歳入歳出それぞれ125億5,836万9,000円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は第2表に、地方債の補正は第3表にそれぞれ記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税、項1町民税の2億3,227万3,000円は、一般株式の譲渡を行った課税対象者の所得の大幅増により所得割が増額となったことが大きな要因となっております。

また、項2固定資産税の増額は、令和6年の調定額に基づき補正するものです。

款11地方交付税の5,081万9,000円は、普通交付税の交付額確定に伴い減額するものです。

次に、10ページの款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3児童手当国庫負担金、同じく款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金及び款16道支出金、項1道負担金、目1民生費国庫負担金、節3児童手当負担金は、児童手当拡充に係る国、道の負担金とそれに係る事務費補助金を計上するものです。

項2道補助金、目4農林水産業費補助金の589万円は、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業に対する補助金を計上しております。

次に、12ページの款19繰入金の財政調整基金繰入金の減額は、財源調整によるものです。また、地域振興基金繰入金の500万円は水道未普及地域飲用水確保対策事業に、ふるさと応援基金繰入金の2,317万7,000円は各種事業の補正財源としてそれぞれ計上するものです。

款21諸収入の森町地域公共交通バス利用料の20万円は、10月から実証運行を始める砂原地区のバス利用料を計上するものです。また、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金は、新型コロナワクチン定期予防接種に係る助成金を計上するものです。

款22町債、項1町債、目6土木債は、森高改修事業の森町負担分に係る町債を計上するものです。

目8臨時財政対策債は、発行可能額の確定により減額補正するものです。

次に、14ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1議会費、節8旅費の補正は、担い手確保支援事業に係るフィリピン、ア克兰州との連携協定式に出席するための旅費を計上するものです。

款2総務費、項1総務管理費、目2人事管理費の280万円は、児童手当拡充に伴い職員の児童手当を増額補正するものです。

目4財産管理費の56万円は、町有地の支障木を伐採しようとするものです。

目6企画費の節10需用費から節18負担金補助及び交付金までは、10月から実施する砂原地区の実証運行に係る費用を計上するものです。節12委託料では、砂原線、尾白内線の2路線に係る運行業務委託料を計上するものです。資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。

目9防災対策費では、災害時に孤立する可能性のある石倉町、本茅部町、蛭谷町、濁川地区を対象に災害需要備品等を購入しようとするものです。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

目12複合施設整備費の450万6,000円は、町が複合施設整備の第1の建設候補地として検討している民地の不動産鑑定を行おうとするものです。また、複合施設整備基本計画の計画策定期間延長に伴い、追加する業務に関連する委託料を増額しようとするものです。資料ナンバー8及び9を提出しておりますので、ご参照願います。

16ページの項4選挙費の44万円は、尾白内小学校の閉校に伴い、第5投票所を第4投票所に統合するための名簿整理委託料となっております。

項6監査委員費の3万3,000円は、監査委員の議会出席時の費用弁償について計上する

ものです。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19扶助費の40万円は、議案第5号で説明した犯罪被害者支援に関する遺族見舞金30万円と重傷病見舞金10万円をそれぞれ1件分計上するものです。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節3職員手当、節10需用費、節11役務費、節12委託料の児童手当システム改修委託料及び節19扶助費については、本年10月から実施される児童手当の抜本的拡充に係る予算を計上しようとするものです。特に節19扶助費については、支給対象年齢の引上げや第3子以降の手当額が月3万円増額されるため6,260万円を増額補正するものです。資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

同じく目1児童福祉総務費、節14工事請負費の250万円は、森学童保育施設の女子トイレを1基増設する工事を行い、受入れ体制の強化を図ろうとするものです。資料ナンバー11を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、18ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費、節18負担金補助及び交付金の500万円は、水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金に予算不足が見込まれるため補正するものです。

目3予防費の2,631万1,000円ですが、新型コロナワクチンの定期予防接種費用が当初見込んでいたより高額となり、その超過分をワクチン生産体制等緊急整備基金助成金として資金管理団体より支給されることとなったため計上するものです。資料ナンバー12を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、20ページの款5労働費の1,501万3,000円は、冬期就労対策事業に係る委託料を計上しております。資料ナンバー13を提出しておりますので、ご参照願います。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節18負担金補助及び交付金の持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金の500万円は、てん菜から豆類など需要の高い作物への転換を支援するものです。資料ナンバー14を提出しておりますので、ご参照願います。

目9山村振興施設管理費の131万8,000円は、ちゃっぷ林館ろ過器三方弁修繕のほか、小破修繕料を計上するものです。

項2林業費、目3林道事業費の85万8,000円は、7月27日の大雨の影響により洗掘された林道補修のための建設機械借り上げ料となっております。

次に、22ページの款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費の208万円は、フィリピン、ア克兰州からの特定技能制度に基づく人材の受入れ支援に係る連携協定締結のため同州を訪問する旅費を計上するものです。資料ナンバー15を提出しておりますので、ご参照願います。

目2観光費、節12委託料の35万8,000円は、オニウシ公園内に松月異種という名で保存されている桜が森町固有種の可能性があるため、樹木医の下、情報調査を行うものです。なお、調査結果により森町にしかない桜と判断された場合は次年度以降、遺伝子解析調査を行う予定であります。節14工事請負費の1,271万5,000円は、道の駅つど〜る・プラザ・

さわりに隣接するやすらぎプラザの屋外イベントデッキ部分の柱が腐食し、積雪により屋根に負荷がかかった場合、崩れる可能性があることから屋根部分を撤去するものです。資料ナンバー16を提出しておりますので、ご参照願います。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節13使用料及び賃借料の500万円は、建設機械借り上げ料に今後予算不足が懸念されることから増額補正するものです。また、節14工事請負費の360万円は、町道鳥崎町20号線に設置され、雨水や湧水を定期的に排水している排水ポンプが故障し、現在は応急対応していることから改修工事を行おうとするものです。資料ナンバー17を提出しておりますので、ご参照願います。また、節15原材料費では、今後の使用を見込み、補正しようとするものです。

次に、24ページの項4港湾費の6,000万円は、尾白内浜通り道路の拡幅、未舗装部分の舗装化及び道路整備に伴う静溝の移設に対する森町の負担分を計上するものです。資料ナンバー18を提出しておりますので、ご参照願います。

項6住宅費、目1住宅管理費、節10需用費の修繕料1,060万円は、町営住宅の今後の執行を見込み、増額補正しようとするものです。

目2空き家対策費の250万円は、空家住宅等除却費補助金の今後の申請を見込み、増額補正するものです。

款9消防費、節11役務費及び節26公課費は、一般財団法人救急振興財団より救急普及啓発広報車の寄贈を受けたことにより自動車損害保険料や自動車重量税等の諸費用が発生するため計上するものです。節8旅費及び節18負担金補助及び交付金は、消防学校へ派遣する職員1名分を計上するものです。

次に、26ページの項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料140万円は、森、砂原、両小学校のボイラー修繕のほか、各小学校施設の小破修繕を計上しようとするものです。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料625万円ですが、砂原中学校の送水ポンプが故障し、現在は応急処置により屋上タンクに送水しておりますが、根本的な修繕が必要なことから実施しようとするものです。また、そのほか各中学校及びスクールバスの小破修繕を実施しようとするものです。

項5社会教育費、目4文化財振興費の49万5,000円は、遺跡整備の実施設計の過程で車椅子の方が見学するためのスロープ等の通路に係る測量が必要となったため委託料を計上するものです。

次に、28ページの項6保健体育費、目3学校給食費、節10需用費の385万3,000円ですが、給食センターの調理器具の一部で使用している蒸気ボイラー2基のうち1基が故障したため、今後調理に支障が出ないよう修繕しようとするものです。そのほか各調理器具等の修繕をしようとするものです。

款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

○7番（斉藤優香君）　ページでいくと23ページで、土木費の町道鳥崎のポンプの修繕のことなのですが、資料ナンバーの17なのですけれども、これは故障の原因が分かっている、故障で修繕すれば、もうまた使えるということなのではないでしょうか。これ割と最近つくったような気がするのですが、その原因はもう究明されているということでしょうか。

○建設課長（富原尚史君）　お答えします。

このポンプは、昭和53年頃設置のもので、もう老朽化によるポンプ自体が駄目になったもので、新しいものに取り替えようとするものです。

以上です。

○7番（斉藤優香君）　では、新しくすれば、この先もそのまま使えるという、ポンプの排水だけで舗装は必要ないということではよろしいのか。舗装していくということではなくて、排水してだけで、ここは未舗装だと思ったのですが、今の状態で大丈夫ということではよろしいですか。

○建設課長（富原尚史君）　お答えします。

この場所は、舗装になっている場所で、応急するのに一部舗装を切ってそこに埋めていきますので、その部分は復旧します。

以上です。

○7番（斉藤優香君）　別件でもいいですか。

○議長（木村俊広君）　ほかの件ですね。どうぞ。

○7番（斉藤優香君）　別件で。やすらぎプラザのデッキなのですけれども、これは資料ナンバーでいくと16なのですが、これはもう撤去だけでこのまま、屋根の撤去だけでいいということになるのでしょうか。土台のほうの柱とかも結構傷んでいたのですが、土台だけで撤去で、その後どうするかということは何か考えられているのかお願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君）　お答えします。

こちらのイベントデッキの屋根の撤去でございますけれども、資料にもございますとおり丸太の部分またはデッキ部分の基礎も老朽化して腐食している状況でございます。本予算につきましては屋根部分、あと腐食しているはり、あと柱、デッキ部分についても撤去をしようとするものです。

以上です。

○議長（木村俊広君）　今後については。

○商工労働観光課長（白石秀之君）　失礼いたしました。

今後の使用につきましては、デッキ部分の用途について、さくら商工会のほうとも話をしていまして、そのデッキの有無についても今調整中でございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 別件なのですがけれども、消防で救急、ちょっと聞き取れなかったのですが、救急啓発自動車をいただいたということなのですが、この車両というのは、救急搬送はできないけれども、啓発には一体どういう使い道があるのかというところをお願いします。

○消防長（松居順一君） お答えします。

こちらの広報車に関しましては、応急手当を普及する資機材が装備された車両でありまして、人を搬送するとかというような用途のものではございません。装備に関しては、応急手当をする人形だとか、あと映写機器だとか、そういうものが装備され、その車がこちらのほうに寄贈されるという形です。

以上です。

○7番（斉藤優香君） それでは、森町ではどのような使い方をされるのを想定しているのでしょうか、今の時点でいいのですけれども。

○消防長（松居順一君） ふだん行われています普通救命講習だとか、こういうものを屋外だとかでもやれるような形の車両になっております。もしそのような機会がございましたら、こちらの車両を使って応急手当を普及していきたいと思っております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） それに伴う人材とか、育成とか、そういうことは必要とお考えでしょうか。増員とか勤務時間とかも併せてなのなのですが、お願いします。

○消防長（松居順一君） お答えします。

こちらの指導のほうに関しましては、現在消防職員、あと消防団員さんで応急手当普及員、こちらのほうで応急手当のほうを一般の方々に対して普及していきたいと思っております。なお、人材のほうが不足しているということ、そこで判断できましたら応急手当普及員の数を増やしていきたいと思っております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず最初に、今回の補正予算の中で各課10以上あると思うのですが、修繕料というのがすごく多いわけです。それについての中身についての説明、口頭での説明ではなくて、文書でない、この説明欄のところに何なのか具体的な部分、若干の分かるような形で記載していただければ非常にありがたいのですが、全然分かりません。だから、質問も何もできない。今日、当日聞かされて、何それっていうのがあるわけです。だから、その辺のまずお願いをしたいと思うのですが、よろしくお願いします。

それで、1点目なのですが、9ページ、町税のところなのですが、これもそうなのですが、高額な部分がいきなり入ってくるわけです。株式の譲渡益の話なのだと思うのですが、その辺のことというのは過去にあったのか。今後そういうのが見込まれるのか。多分相続もしくは死亡、譲渡したということだから、その本人が売却したか何かした中での譲渡益が出てくるわけですから、その部分で出てくる、発生している部分なのだと思うのですが、その辺の話を、個人情報だから、そんな話はできるとは思っていないけれども、その辺を

まずお願いします。

それと、13ページ、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金のところで、実際には保健衛生のほうの予防接種助成金の中に入ってくるのですが……これは助成金ではない。委託料のところに入ってくるわけですね。その部分で、実際にこれは半数を見越して予算立てしていますけれども、実際に過去にワクチンの接種者がどの程度いたのですか。その辺をまずお願いしたいと思います。まだいろいろありますけれども。

○総務課長（濱野尚史君） 私から修繕のほうの資料に関してご説明いたします。

この予算書等に修繕箇所を1個ずつ記載するというのは、実務的にもちょっと難しいのかなというふうに思っております。今後は、修繕箇所について、きちんと口頭で説明に尽くさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○税務課長（東 克宏君） 先ほどのご質問、町民税のことでお答えいたします。

まず、町民税の計算に当たりましては、今回は6年分の町民税ですので、令和5年の1月から12月31日までの収入によって課税されております。今年の6月、確定申告書等が税務署等から届いて計算して今回課税になっているところでございますけれども、これについては税務課で誰が幾ら確定申告するかというのは全く分かりません。あくまで確定申告の結果をもって計算しますので、例えば来年またこういう譲渡所得があるかどうかすら我々は把握できませんし、今年の1月1日から12月31日まで誰がどのような所得を得ているかというのは確定申告をもって初めて分かるものですので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

大変申し訳ないのですが、過去のワクチン接種者数の詳細のデータ、今持ち合わせてございませんので、大変申し訳ございません。

○13番（松田兼宗君） まず、修繕料の話なのですが、書いてくるのは無理だというのはなくて、別紙で説明を出していただければいいのです。別にこれに書けて、無理に書けとかという話ではなくて、別紙に一覧をつけていただければ、それでいいのです。

それと、過去にまだそういうのと言って実現はしていないというのがある話は十分承知しています。だけれども、今回これだけ補正予算で数が10個以上の修繕料という項目が出てくると、何なのこれって訳が分からないわけです。その辺、よろしくお願いします。検討してください。

それと、今のワクチンの話なのですが、実態、だって半数分を計上しているということは、半数以上が過去にあったから、実態があったから計上しているのではないの。違うの。さらに、その辺の考え方というか、たまたまそういう自己負担が、その負担が大きいから増やして、どこかの補助を出そうとして接種率を上げていこうという考えだと思うのだけれども、その辺は国のほうの考えとしてあるわけですね。その辺、町としてどのように対応しているのか。さらに、それを考慮した、だから半数分というふうに見ているので

はないかと私は思うのです。

それと、もう一点、ワクチンを接種した後の接種禍の問題、接種の後のいろんな弊害とか出てきている、起きていますよね、実際。それについて、町としては窓口というのは設けられているのでしょうか、その辺をお願いします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、資料については今後のちょっと検討とさせていただきたいと思います。

以上です。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

この3,000人という人数を見ておっしゃっているのだと思うのですが、この3,000人という見込みについては、そもそも当初予算の段階で有料になった場合に人数的な予測があまりつかない中で、通常インフルエンザワクチン、それを受けている方が3,000人ぐらいいるということで、当初3,000人、同じくらい受けるのではないかなというような見込みから3,000人で見込んだ経緯がございます。

今回計上している3,000人というのは、人数については当初予算のままでございます。それで、国から下りるお金というのがその単価に対して上乘せ、今回値段が高くなるということで、その高くなる分を見込んだお金が入ってくるということで、今回3,000人で計算したものを計上してございます。

あとは、窓口はどこかということなのだと思いますけれども、基本的に何かしら健康被害だとか、そういうものが発生した場合には森町保健センターのほうにご相談いただければと思います。

○13番（松田兼宗君） これほど補正予算がいっぱいあると、非常にあちこちの疑問なところが出てくるので、ほかに移ります。

それで、資料ナンバーで言うところの……まず11、民生費です。ページで言うと、ちょっと分からないです。学童保育所、保育の施設などトイレ改修についてなのですが、これは今まで1か所だったのを1か所増やすというのはいいのですが、この写真を見ているとどうもバリアフリーにはなっていないのだろうなと思って、さらに車椅子等の対応にはなるトイレではないのだろうなと思いながら、その辺考慮しなくてよろしいのでしょうか。

それと、次に商工のほうに移りますけれども、冬期就労対策事業についてちょっとお聞きします。資料ナンバーで言うとナンバー13なのですが、まずこの過去において年々私は就労が少なくなっているのだというふうに思っているのだけれども、この辺いかがなのでしょう。

それと、年齢別にいった場合に過去の実績からぼって、どの程度の割合になっているのですか。例えば20歳代が何人、30歳代が何人、その辺のほうが幾らになっているのでしょうか。何人ほどになっているのか、まずその辺をお願いします。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えさせていただきます。

学童施設のトイレの改修についてです。確かに議員お話のとおり、バリアフリーの本格

的なバリアフリーというようなものの状態ではございませんけれども、従来から段差的なものはあまりない施設でございますので。ただ、施設の規模的にいいますと多目的といいますか、車椅子の方とか、いろいろ入るようなスペースを基準に考えますと、やはりこの施設の規模的にはちょっとかなりの大規模な改修になるものですから、今回まず女子トイレのほうからまず1基しかない、児童用がないということで、まずは現場側とお話をした上で、まず1基増設しながら、今後そのような事態が想定されることがあれば随時、男子トイレの部分も含めて改修のほうの検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

冬期就労事業の人数でございますけれども、募集人数は80名程度としております。令和5年度につきましては68名、その前年は69名、令和3年で71名と大体同人数程度で推移しております。年齢層につきましては、細かい詳細な年齢層の区分はちょっと今持ち合わせておりませんが、やはり年齢でいきますと50歳代が多いということは把握してございます。主にやはりこの年代でございますので、季節労働者が半数以上を占めているというような状況でございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 冬期就労のところなのですが、これ以前はこの説明を見ると町道の除排雪が中心だったはずですよ。それが今回、いつからこう書いているのかちょっと分からないですが、枝払いなど書いているわけ。枝払いということは、どの枝払いを想定してやろうとしているのか。というのは、定期的な枝払いってやっているわけですよ、建設のほうで。だから、この冬期就労の中で枝払いということになると、どこの部分を行っているのかちょっと分からないのですが。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

基本的には町道、歩道、公共施設の除排雪というところでございますけれども、その業務がない場合においては建設課のほうで枝払いが必要な箇所、そういった部分を共有しながら必要な箇所をこの冬期就労対策事業の中で行いたいと考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） そうしたら、今の話だと、どの部分をやるのだというのは全くないわけですね。そのときに見て、伸びているところをやろうというだけの話、無理に仕事をつくらうとしているというふうにはしか思えないのだけれども、その中で非常にそれを行おうとする場合、どうしても町道の中心市街地になろうかと思います。そして、多分やろうとしているのは町道が絡む、歩道に絡むところの町が植えた木、樹種だけなはずですよ。とすれば、そうではなくて私が言いたいのは、もっと広く考えた場合に、町道全体を見晴らした中でやっていただきたいと思います。というのは、冬季に関しては雪が積もって、その積もった雪が歩行者もしくは車道、車に当たるという可能性が多いわけです。道路であちこちであるわけですが、町道を見ている。だから、そういうことも含めて広くやるの

かなと思ったら、そうではないみたいなので、その辺はどう考えているのですか、お願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

先ほどと同じような回答になるかもしれませんが、基本的には除排雪をメインとして行っていくと。その中で、町道部分で枝払い等が必要な箇所を建設課と協議しながら必要な部分を把握させていただいて、本事業の中で枝払いをしていきたい。ある一定の決まった場所を最初から決めての作業ではないというところでございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 別なところで、ちょっとお願いします。

資料ナンバーで14、農林のところなのですが、21ページの持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金ということなのですが、これ森町で今てん菜を作っていた農家が全部転換するということなのだろうか。だから、聞きたいのは、てん菜の生産が森町からなくなるというふうな理解でよろしいのですか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

てん菜をやられている方、全てがなくなるわけではないです。これは希望を募って、補助金の要件に見合った方が転業して集約した結果、このタイミングで交付決定、北海道のほうから受けていますので、それで予算化したという状況です。正直、将来のことですから、てん菜がなくなるかどうかというのは、ちょっと微妙なところではありますが、現状作付されている方が相当数おりますので、まさにこの事業に乗る方のみを対象にしているというふうに捉えてもらっていいと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） そうすると、これ全体的に何戸ぐらいあって、生産量からいったら、てん菜の生産がどの程度になるかというのは予測はされていますよね。そして、さらに大豆もしくは小豆、小豆の部分の生産量がどんどん転換することによってどの程度増産されるのか、森町で。そういうことも含めて予想されていると思うのですが、いかがですか、その辺。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えします。

まず、手元に現状のてん菜量の把握の数字、持ち合わせていませんので、追って必要であれば松田議員のほうにお知らせしたいと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 次に、また商工のほうに戻りますけれども、資料ナンバーで15、担い手確保支援事業についてちょっとお聞きします。

今日も新たに資料を追加資料でいただいているのですが、要するにやっぱり私が一番これ疑問に思うことが、国の事業を町がやるのかというようなイメージを持っているわけです。要するに移民対策、移民を受け入れる事業をやっていくのだと、町が。その率先をしてやっていくのだというイメージがすごく強いのです。それはそれで、いいとか悪いとか

言っているのではないのです。その前に国のほうの対応として、今やろうとしていることに対して支援とかあるのでしょうか。

さらに、この事業をやることによって町の負担が増えるのだったら、当然増えますよね。今まで人数がそこによって何人受入れになるか分からないでしょうけれども、今まで別な事業体があって、そこ経由でやってきた受入れを、多分今1,000人ぐらいいるはずなのです。森町の中で受け入れたいろんな外国人の方が。とすれば、その部分を町が肩代わりしてそういう事業をやるということは、それなりの事業負担が増えてくるし、職員の不足の問題が発生するのではないかと私は思うのですが、その辺どのように考えているのか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

こちらの事業につきましては、国の事業等の支援等とは連携しているものではございません。あくまでも町が独自でやろうとしている事業でございます。森町の担い手の不足、こういった部分に対する対策の事業でございます。あくまでも担い手確保という部分に重きを置いた事業でございます。定住促進、定住対策、そちらとはちょっと別の対策ということで考えていただければと思います。

また、これに伴う町の負担でございますけれども、あくまでも今ある既存の受け入れている企業は当然ございまして、あくまでも受け入れる際には当然企業の負担となっております。本事業については、森町とフィリピンのア克兰州が連携協定をすることによって人材の確保をスムーズに行える、そういったことが目的でありますので、町の負担という部分は、肩代わり等をする部分というのは考えてございません。

以上です。

○13番（松田兼宗君） そうすると、今の話を聞いていると負担がないと言いながら、責任はないのですか。それをあっせんするわけですよね。ア克兰州と連携協定を結んで、その部分での責任は持つわけです。とすれば、いろんな問題が起きたときに事業者としては、当然町のほうにいろんなクレームなり、いろんな相談があるのではないですか。その辺を抜きにした中で進めていく、責任が出てくるのだと私は思っているのですが。

それで、この説明、事業目的の中で将来的に町内への定住を促しですよ。森町の若年人口の増加と地域経済の活性化を図ることを目的とすると書いているわけです。とすれば、当然この定住という言葉は、定住という言葉を使っていると、私に言わせると違うのではないの。結局移民をして、移住して定住してもらわないと、そしてずっと住んでもらうのだということは移住だと私は思って、移民だというふうには認識するのだけれども、その辺の考えの違いというか、定住という言葉ですり替えているだけにすぎないと私は思っているのです。

それと、今回概要のところで一番最後のところ、再度フィリピン、ア克兰州を訪問し、連携協定を締結するというわけだ。今回は準備、要するに資料収集、準備段階でどういうものなのかという調査ですよ。をするための旅費を計上しているわけです。だけれども、最初の総務課長の説明の中では、もう締結するのだみたいなことの言い方したのだから、

どうも取り違いがあるのかなと。この説明からするとね。その辺いかがでしょうか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

まず、責任の問題でございますけれども、あくまでも本事業については連携協定を締結することによってスムーズな受入れ体制を構築するというのが1つでございます。その中で、町としての責任としましては、今後やはりこういった形でマッチングして町内に多くの外国人、フィリピンの方が住まわれたときにコミュニティの場であったり交流の場、そういった部分に関しては、やはり町として何かしらの支援は行っていかなければならないと。そういったことも考えております。また、受入れに際しまして今後出てくるであろう課題については、そういったものにも対応できるように事前に洗い出し、調査等を行っていきたくと思いますので、町の責任としましてはあくまでもこういう今回の受入れ事業、こういったものに対する支援に対するさらなる支援は考えていきたいと、そのように考えております。

あと、定住の部分についてですけれども、あくまでもこちらについては特定1号という5年の期限つきでフィリピンの方を受け入れるという事業でございますので、やはり特定2号の資格を持たないと、やはり5年で帰らなければならない、そういったことになります。ですが、事業者のニーズとしまして、やはり長く働いていただきたいというようなお声も当然ございますので、この制度を使うことによって事業所で長く働いていただくと、そういったことが考えられます。そうなったときに、やはり町のほうに定住というような形になりますので、定住を目的とした事業ではなくて、あくまでも担い手を確保する上で今後の定住につながるというような考えでございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） もう一点、最後の連携協定は、今回は……

○商工労働観光課長（白石秀之君） 失礼いたしました。旅費額の部分でございますが、この今回の旅費につきましては連携協定締結のための準備の部分と連携協定自体を締結する旅費、2回分含まれております。1度目の準備については、職員のほうで現地のほうを視察して、現地の州のほうと打合せ等を含めた準備を行い10月くらいを予定しております。その準備が整い次第、1月に町長、議長と帯同していただきまして協定を結ぶというような順序となっております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 松田議員、まだたくさんありますか。

○13番（松田兼宗君） はい。

○議長（木村俊広君） 休憩のため、11時20分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○13番（松田兼宗君） 最後です。最後の今の担い手確保支援事業についてのところですが、全協の説明の中で今までとは全く違うのかなと思ったのは高学歴ですよ、来る人たちの。というふうに読んだので、受け取ったのだけれども、だけれども実際の事業者側からすると高学歴ではなくて、むしろ昔で言うブルーカラーなのです。だけれども、今回の来る対象になる人たちっていうのはホワイトカラーだと私は認識している。見たというか、受け取ったのです。とすれば、今までと全く違うタイプの人たちが入ってくるのかなというふうになってくると考え方が全然違うのだと私は思うのですが、その辺のこと、対処の仕方というのは認識しているのか。何らかの対応を考えているのか。その辺、最後に聞いて終わります。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、大学を卒業して就職がない方が多いというア克蘭州の状況がございます。そちらの学生、卒業する学生をターゲットとしております。今までとタイプが違うという部分に関しましては、やはり若い学生の方がメインで入ってくるような形になると思いますので、やはり想定される課題というのは、こちらに来てからコミュニティですとか交流、そういった部分をしっかりフィリピンの方々同士もそうですし、受け入れる森町の方もそうですけれども、そういった部分とのコミュニティの場というのは今後つくっていかねばならないのかなと。そういった中で生まれてくる文化ギャップ、そういったものに対して対応できるようなやはり支援は今後考えていかねばならないと、そのように考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 最後に1点、やすらぎプラザのイベントデッキの撤去の話なのですが、資料ナンバーで16のところですが、これで終わりますけれども、これを見ると撤去はいいのですが、これ利用頻度というのはどの程度あったのですか、そもそも。そして、それによっては今後、先ほどの説明では今後つど〜る・プラザのほうと打合せをしながら、利用方法についても検討するという言い方をしたのだけれども、その辺まずいかがなのですか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

利用頻度といたしましては、こちらのやすらぎプラザ、食材を持ち込んでバーベキューができる施設となっておりますので、来られた方が外のデッキでお食事をしたりとか、そういった部分でも利用されていると思います。どれくらい的人数の方が使用しているかというところまではちょっと把握しておりませんが、まず利用の目的の一つとしまして、そういった形で使われていると。あとは、毎年8月に行われるさわら恋来い夏まつり、こちらのステージとしても活用されておりまして、使用としましてはそういった用途で使われているということを聞いております。

また、その撤去する上での今後の打合せの経過でございすけれども、やはりデッキ部

分も老朽化して腐食しております。ですので、そのデッキが今後必要かどうか、そういった部分は調整をさせていただきまして、先ほども申したとおり必要の有無も確認しながら対応してまいりたいと考えております。

○13番（松田兼宗君） 今の説明だと、利用頻度というか、把握はされていないという理解でいいのですよね。とすれば、今後この道の駅の主要な施設の一部を取り壊すということに関しての疑義というか、本当に主要なのだろうかの判断ができるというか、町側ができるのではなくて、隣の道の駅の判断1つにかかってくると思うのだけれども、その辺の道の駅のほうでその利用頻度なり、年間どの程度使っているのだとか、冬期間は当然使っていないでしょうから、その辺の把握をした上での今後、屋根の撤去ではなくて、ちゃんと直すのだというようなことも考える必要があるのだと私は思うのだけれども、その辺のところはいかがですか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

利用の頻度につきましては、今後ちょっと確認をしていきたいと思っております。ただ、この屋根の部分でございますけれども、この隣接しているやすらぎプラザ内においては利用者がたくさんおりまして、そちらの中でも今コーヒーが飲めたりですとか、あと焼き肉のそういうテーブルがセットされておりまして、持ち込んで利用されているという実態がございます。その中で附属したあのデッキ部分でございますので、そういった利用される方が天気のよいときに外を活用して安らいでいただいているというような認識であります。

以上です。

○2番（河野文彦君） 僕も何点か。

まず、資料ナンバーで13の冬期就労対策事業なのですけれども、この件に関しては私、以前にも質問して、この事業の中身といいますか、必要性についてはもう以前から確認しているので大丈夫なのですけれども、その際に就労対策ということで、失業者のことも考えてこういう事業を組み立てていると思うのですけれども、これに至った経緯、例えば今年度夏の時点で失業者が多くて大変だとか、そういう数値的な理由があって行われなければ駄目だと思うのです。ましてや補正で上がってくるわけですから。そういったところをどのようなロジックがあるかというところと、この事業をやるだけではなくて、やっぱり就労対策、就業対策というのかな。こういう方々が来年度は、お仕事にちゃんと就いてもらって、こういう事業が必要なくなるというのが望ましい形かなと思いますので、そういった対策をどのようなことを行ったか、お願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

まず、事業の必要性の部分にもなってくるのかなと思いますけれども、やはり毎年募集されてくる方が季節労働者、土木業、農業、漁業等が多いということで、先ほどの人数のほうでもお話ししましたが、やはり毎年同じような人数で推移しておりますので、やはりこの冬期に就労対策、季節労働者に対する冬期就労対策というのは有効的だということで

考えております。それに伴いまして、今年度もこの事業を行っていきたいと考えております。

補正の時期につきましては、こちらの補正のタイミングでございますけれども、こちらは労務単価で交通誘導員さんの労務単価の公表が大体2月というところもありまして、新年度予算というよりもそういった部分の経費の部分もしっかり反映させた上で補正で対応させていただいているという経緯でございます。また、就業対策につきましても季節労働だけに限らず、そういった就業の対策というのは、未就労者に対する対策というのは別に考えていきたいと考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） なぜ補正のタイミングって、そういうことではなくて、例えば農業者の方々が冬場仕事ないということ、そういう対策であるというのであれば、当初から分かっていることですよね。なぜ補正になったのか。当初予算では、これは必要ないと思ったから、当初予算になかったわけですよね。急遽必要だということで補正に上がったと私は認識しているのですけれども、その急遽補正に上げなければならなかった理由、要はそういう調査ですよ。そういうのが行われているのかというところを聞いたかったです。まずそこをお願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

実際のところの補正のタイミングでございますけれども、国の事業も固まっていない時期というのもありまして、ちょっと回答としましてはやっぱり町の財源の部分も当然ございます。金額的にも大きいものもありますし、やはり人数の把握というのも毎年しっかりしていかなければならないなと考えておりますので、大体同じくらいの人数を推移しているという実績の下、しっかり労務単価等も確認しながら、しっかり予算が幾らくらいかかるかということも含めて補正で対応させていただいております。実際に、事業をやるうとする部分で、当初からの計上でも可能かもしれませんが、やはり事業としてしっかり確認した上で計上していきたいと当課では考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 全ての事業をしっかり確認してやらなければならないと思うのですよね。それであって、ましてやこれは毎年やっていますよね、毎年。いや、いいのですよ。この事業で行われている中身に関しては僕、今言っているのではなくて、これをやるに当たっての経緯というものをしっかり持ってほしい、必要性をしっかり説明してほしいという、そこを聞いたかったです。ですから、前年ベースで何となくというような形で、しかもこの補正で来てしまっているのではないのかなというところを僕はちょっと危惧しているのです。今のお話を聞いていると、財源も見てという話だと、では今この時点でもし財源きつかったら、これやらなかったのかいと。多分課長の今の説明だと、そういうことになるのですよね。ですから、その辺はもうちょっとしっかり説明できるようにしていただきたいなと思ったのです。

それと、先ほどこういった事業が必要なくなる。つまり例えば農業者の方も冬場の閑散期は別な仕事を探していただくとか紹介するとかもあると思うのですけれども、そういう取組も同時にやらなければ駄目だと思うのです。冬の時期、暇と言ったら失礼ですけれども、仕事ない方が毎年いるから、ではこっちで必ず与えますではないと思うのです。そういう方が、失業者の方が出るのであれば、そういう方々がその時期に何か別なお仕事に就けるような、そういう働きかけというか取組、それもセットにやらなければ駄目なのではないですかということなのです。その辺をもう一度お願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

本事業につきましては、やはり季節労働者に対する冬期間の就労対策でございますが、やはり参加者の状況等を見ますと冬期間に仕事がないという方が多いというのが現状でございます。また、別に就業対策という部分に関しましても関係団体とこれからも意見を交換しながら、そういった方の状況の把握をして、今後に向けて対策していきたいと考えております。

以上です。

○２番（河野文彦君） 別件で。資料ナンバー14の持続的畑作の件なのですけれども、資料を見ますと金額と件数、対象件数が書いているのです、３件と４件と。これ３件、４件、希望があつて寄附して、この金額に行かなかった場合、今見ている予算金額に行かなかった場合はどのように取り扱うのか。これ要は国からの間接補助なので、もし３件希望者があつて補助金額まで達しなかったと、面積的に。そういった場合、では４件目も募集しますよという形になるのかどうか、お願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、追加募集はせずに、その見合い分は返還ということになると思います。

以上です。

○２番（河野文彦君） その戸数の数というのは、国からの指定の戸数ということでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、申請行為を先に済ませていますので、人数把握していますので、申請した戸数ということになりますので、その申請した方がまさに例えば小豆であったりとか大豆であったりをつけれないということであれば、その分は減額されるというような考え方になると思います。

以上です。

○７番（斉藤優香君） 資料ナンバー15の森町の担い手のことでちょっと確認したいのですけれども、この事業を浜松市ではもうちょっと一歩先にやられるとか、10月には覚書の締結がされて、7月に調整されるみたいなのです。ちょっとうちの町よりも早くそういうことがされるみたいなのですけれども、そういう浜松市との連携とかというのは森町は取れているのでしょうか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

直接、浜松市のほうとの連絡調整は行っておりませんが、今ご協力いただいております企業のほうでこの浜松市のほうの事業も担当しておりますので、併せてそういった情報をいただきながら進めてきております。

以上です。

○6番（野口周治君） 2つお尋ねしたいのですが、1つ目です。今の担い手確保ですが、これは町のスタンスというのは基本的には受け入れる事業者と、それからあっせんというのですかね。事業者との間の話だけれども、その受入れの交通整理をするに当たって、町が手を出すというよりも先方、送り出し側との関係を整えることで運びやすくしたい。つまり町がやろうとしていることは事業そのものではなくて、側面的サポートであるというふうに私は理解したのですが、それでいいかどうか、お願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

野口議員おっしゃるとおり、町としては送り出しと受入れの間に入ってサポートをしたい。マッチングの観点から、そういった部分で町で連携協定を締結することでサポートして、受入れ体制ですとか送り出す体制、そういったものがスムーズに行えるという部分で支援する事業でございます。

○6番（野口周治君） それでは、問題をそちらのほうにシフトしてお尋ねします。

この施策によって来てもらいたい、町としては来てもらって産業を守り立てていきたい、守り立ててほしいと考えている。つまり人が来なければ困るわけですね。ただし、その人たちは日本語が話せるわけでもなく、日本の生活習慣、文化をよく知っているわけでもない人たちが集団でやってくる。しかも、先ほど質問にもありましたけれども、高学歴の方も含まれる可能性がある。高学歴の人が肉体労働をするというのは世界中に幾らでもあることですが、そういう人たちが来るのだよねと考えます。そうすると、今言ったような例えば実習生を含めた海外からの労働者が町内にどのぐらいの規模いらっしゃるのか。私は五、六百人なのかな、700人なのかなと想像しているのですが、どのくらいいらっしゃるって、これをどのぐらいに持っていくような事業規模としてお考えなのか。それが1つ。

それから、こういう人たちがただお客さんとして働いているだけではなくて、例えば税金はとか、医療はとか、いろんなことで町とのいろんな関係が深まっていくはずです。そうすると、町にとっては知らぬ存ぜぬでは済まないことがいろいろついてくる。その人数が増えれば増えるほど、町としても考えなければいけないことが増えていく。これに誠実に対応できるかどうかは今後来てくれる人が増えるかどうかにも関わってくる。基本的には、金銭的な労働条件がまず最初ですし、誠実な契約の履行が前提ですが、それでも、それであっても住みやすい町かどうかはとても大事で、これは交流事業をやるという問題だけではなくて、行政のサービスがどこまでできるのか。例えば困り事があります。では、それは会社と話してください、業者と話してくださいだけではなくて、町でも話は聞きますよ

と。住民ですから、そういうことまで踏み込むことも必要ではないかと考えるのだけでも、どうか。これが2つ目。

それから、3つ目に、そういう仕事を町がしていかなければならないとすれば、この対応する窓口のあり方、事業のあり方、町としてどういう機能を果たすのかを先進的な事例を含めてよく学んでくる必要がある。これを問題が起きる前に、早い段階でやる必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

まず、事業規模でございますけれども、議員おっしゃるとおり町内には技能実習生を含めて500人から600人程度、技能実習生がいるということは把握しております。本事業の規模につきましては、実際のところ募集をしてみないと分からないというのが実態でございます。受け入れたいという事業者様が多ければ、やはり入ってくる方々も多くなってくるのではないかなと考えております。実際のところ、先日事業者説明会を行ったところ、20社の方に参加いただいております。アンケートを回収してございまして、その結果12社から回答があり、7社が受け入れたいというようなお答えをいただいております。その中で受け入れたい人数も調査したところ、30名程度受け入れたいというような形で回答が来てございます。今後この事業が進んでいけば、多く受け入れたいという企業が増えれば、やはり事業規模も大きくなっていくのではないかなと考えております。

続きまして、町との関係で今後考えていかなければならないところは、当然税も含めてですけれども、当然就労していただくので、税金も納めていただく。また、体調不良になりましたら、やはり病院に通うというのは必要だと考えておりますし、そちらは受け入れる企業と支援機関というものがございますので、そういったサポートする機関とは連携してやっていかなければならないのかなと考えております。

あと、今後の窓口の部分でございますけれども、当然商工労働観光課で対応してまいりたいと思っておりますので、やはりこれから出てくる課題というのは本当に多く出てくるかなと思っております。先に先手を打って対応できる部分も含めて、多くの外国人を受け入れている自治体の声ですとか、そういった声も我々も勉強しながら、そういったものも含めて課題を洗い出して対応できるような体制を整えていきたい、そのように考えております。

以上です。

○6番（野口周治君） ほぼ伺いたいこと、答えをもらいました。

それで、これ私の認識なのですが、合っているかどうかです。私は、今ある制度が悪いとか、日本の企業がひどいとか、そういうことを言いたいのではありません。これは前提ですが、実際には働いている職場できちんと、例えばですよ。労働契約書が渡されていない人が今も日本の中にはたくさんある。それから、契約の中にあるはずなのに必要な割増しがつけられていない事例もある。こういう問題を会社に持って行くと、それはサポート機関と話をしなさいということが起きる。行くと、会社の言うことにあまり逆ら

うなという返事が返ってくる。こういう立場に置かれる人たちがたくさんいらっしゃると思います。実は、森町にゼロだとは私は思っていません。そういう問題を行政が、町が積極的に介入して何かしなさいというのはやり過ぎかもしれませんが、しかし業者、受け入れている企業あるいはあっせんしている、サポートしている会社とは別に話をちゃんと聞きますよと。必要なことがあれば、町としても対応しますよという姿勢が必要ではないかと考えているのですか、どうですか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

本事業を進めていく上で、議員おっしゃるとおり、そういった雇用の部分での相談の窓口、働く方、本人の不安ですとか、そういったものが解消できるようにしなければならないというのも受け入れる企業様または支援する支援機関だけではなく、町でも幅広くサポートしていかなければならないのかなと考えております。そういった支援の中身というのは、やはり今後考えていかなければならない中で、やはり先ほども申したとおり交流の場を設けることによって離職や失踪、あとは悩みをそういった場所で相談できる。そういったものの支援というのは、行政としてはできるのではないかなと考えておりますので、そういったしっかりとした支援策も今後考えてまいりたいと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） 防災用品の充実、ここでお尋ねしていいのですよね。今回の事業の中身というのは、防災用の備品の前倒しでの調達、特に孤立可能性の高い地域に目を向けて、そこを厚くしようということだと私は理解しましたが、それでよいのかどうか1つ。

それから、2つ目です。さらに、私は以前この場で議論をさせていただきましたけれども、国が制度を用意して、いろいろなこういう食べるもの、使うものだけではなくて、施設的なこと、その他を充実できるように、充実してくださいということで、そのための施策も用意しているが、それはまだ使えるものがあるけれども、使っていないよねという議論をさせていただきました。そういった点については、今回載っていませんけれども、来年度の予算のときには必ず盛り込む方向で、具体的にはこれをやりなさいよということまでは私は言えないと思いますが、そういうことも漏れなくやるのですよねということをお尋ねしたいと思います。

○防災交通課長（柴田正哲君） お答えいたします。

今回の備品の購入につきましては、先ほどの野口議員のご質問のとおり計画の見直しによる期間の短縮と、併せて先行して孤立する地域について備蓄品の整備を早急に配備するような計画となっております。

2点目の各避難所等の防災対策につきましては、新年度に向けて各できる内容につきましては検討して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ほかにありませんか、ここはもう。ありま

せんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） それでは、質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。  
これから議案第6号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。  
日程第10、議案第6号は、原案のとおり可決されました。  
昼食のため午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

#### ◎日程第11 議案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第11、議案第7号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第7号について説明させていただきます。

本案は、令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,069万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ23億9,846万3,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金12万円の増額は、歳出で説明いたします職員手当に充当するものです。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,057万2,000円の増額は、繰越金の確定に伴い補正するものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費12万円の増額は、児童手当制度改正に伴うものです。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険事業基金積立金828万4,000円の増額は、繰越金のうち保険税余剰分を積み立てようとするものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目4保険給付費等交付金償還金228万8,000円の

増額は、保険給付費等交付金確定に伴う令和５年度の精算分です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書４ページからです。歳入歳出一括で行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第７号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第11、議案第７号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第１２　議案第８号

○議長（木村俊広君）　日程第12、議案第８号　令和６年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君）　議案第８号について説明させていただきます。

本案は、令和６年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第２回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,568万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億9,631万8,000円にしようとするものです。

事項別明細書により歳入について説明させていただきます。４ページをお開き願います。款８繰入金、項１一般会計繰入金２万2,000円の増額につきましては、令和５年度低所得者保険料軽減負担金確定に伴う追加交付分を繰り入れるものです。

項３基金繰入金8,549万5,000円及び款９繰越金16万8,000円の増額につきましては、前年度実績値確定により歳出の償還金及び還付金へ充当しようとするものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。６ページをお開き願います。款５諸支出金、項１償還金及び還付金、目１第１号被保険者保険料還付金７万9,000円の増額につきましては、過年度分に係る保険料等払戻金でございます。

目２償還金8,558万4,000円の増額につきましては、介護給付費等の前年度実績値確定に伴う国、道支出金及び支払基金交付金の返還に伴うものです。

款６基金積立金、項１基金積立金２万2,000円の増額につきましては、低所得者保険料軽減負担金における前年度実績値確定による追加交付分を積み立てしようとするものです。

以上、議案第8号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第9号

○議長（木村俊広君） 日程第13、議案第9号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第2回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に87万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,421万2,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款1サービス収入、項2自己負担金収入、目1自己負担金収入11万3,000円の増額は、自己負担金収入滞納繰越し分の入金によるものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の24万7,000円と款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の51万8,000円の増額は、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節10需用費につきましては、主なものとして床シート修繕の26万3,000円と車椅子用トイレ温水洗浄機便座取替え修繕の16万5,000円でございます。節11役務費につきましては、栄養管理システムバージョンアップの計上間違え26万2,000円をマイナス修正してございます。節17備品購入費につきましては、医務室にある冷蔵庫が故障したため新たに購入するものと栄養管理システムバージョンアップの費用26万2,000円でございます。

款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節3職員手

当の12万円につきましては、児童手当の支給対象を拡充したことによる児童手当の増額分でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第13、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14　議案第10号

○議長（木村俊広君）　日程第14、議案第10号　令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君）　それでは、議案第10号についてご説明いたします。

本案は、令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額へ659万円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ1億51万5,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入の款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、水産加工会社から排出されますウロが増加しておりまして、今年度は最終的に当初から200トン増の3,000トンの受入れを見込みまして400万円を増額しようとするものであります。

続きまして、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、財源不足を補うため257万5,000円を取り崩そうとするものであります。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。節10需用費の修繕料につきましては、当初予定しておりませんでしたウロ受入れ貯蔵槽のシャッターとフォークリフトの昇降機が故障したことに対応したことによりまして、今後の不足が見込まれることから100万円を増額しようとするものであります。また、節12委託料はウロ受入れ量の増加及び生ウロ処理単価の値上げに伴いまして乾燥処理業務委託料に不足が生じる可能性があります。

ので、555万円を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第14、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15　議案第11号

○議長（木村俊広君）　日程第15、議案第11号　令和6年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君）　議案第11号についてご説明いたします。

本案は、令和6年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第1回目となるものです。

第2条、令和6年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入、第1款病院事業収益、8億8,281万1,000円に19万2,000円を増額し、8億8,300万3,000円とし、支出、第1款病院事業費用、12億1,570万円に199万8,000円を増額し、12億1,769万8,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き中の「1,577万6,000円」を「1,627万1,000円」に改めるものです。支出、第1款資本的支出、1億5,273万6,000円に49万5,000円を増額し、1億5,323万1,000円とするものです。

以下、3ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目3補助金19万2,000円の増額は、医療機関食材料費支援金に係るものでございます。

支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費199万8,000円の増額は、人事異動及び児童手当支給要件改正に伴い、各手当に係るものでございます。

資本的収入及び支出の支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1有形固定資産購入費49万5,000円の増額は、電子カルテ導入に伴い、内視鏡への接続用コンバーターを購入するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページです。収入、支出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 報告第1号

○議長（木村俊広君） 日程第16、報告第1号 令和5年度森町財政健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第1号、令和5年度財政健全化判断比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面を御覧ください。令和5年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。中ほどの表に実質赤字比率と連結実質赤字比率がありますが、これらにつきましては黒字となりますので、比率は記載されておりません。実質公債費比率は9.5%で、基準値以内となっております。また、将来負担比率は将来負担額を充当可能財源が上回っているため算定されておりません。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） 以上をもって報告第1号を終わります。

#### ◎日程第17 報告第2号

○議長（木村俊広君） 日程第17、報告第2号 令和5年度森町資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） 報告第2号 令和5年度森町資金不足比率についてご説明いたします。

裏面を御覧ください。この表は、令和5年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別意見をご参照願います。

以上でございます。

○上下水道課長（水元良文君） 続きまして、令和5年度水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。

資金不足比率は、基準値内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

続きまして、次ページを御覧ください。本報告は、令和5年度下水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は、基準値内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

以上で報告といたします。

○議長（木村俊広君） 以上をもって報告第2号を終わります。

#### ◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回は、9月3日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会 午後 1時18分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和6年9月2日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和6年第1回森町議会9月会議会議録（第2日目）

令和6年9月3日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時15分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 認定第 1号 令和5年度森町各会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について  
認定第 3号 令和5年度森町水道事業会計決算認定について  
認定第 4号 令和5年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 5 意見書案第1号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書
- 6 意見書案第2号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書
- 7 意見書案第3号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

|              |             |
|--------------|-------------|
| 議長 14番 木村俊広君 | 副議長 1番 伊藤昇君 |
| 2番 河野文彦君     | 3番 高橋邦雄君    |
| 4番 河野淳君      | 5番 山田誠君     |
| 6番 野口周治君     | 7番 斉藤優香君    |
| 8番 千葉圭一君     | 9番 佐々木修君    |
| 10番 加藤進君     | 11番 山本裕子君   |
| 12番 東隆一君     | 13番 松田兼宗君   |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|     |       |
|-----|-------|
| 町長  | 岡嶋康輔君 |
| 副町長 | 長瀬賢一君 |

|                          |    |   |     |   |
|--------------------------|----|---|-----|---|
| 会計管理者兼<br>出納室長           | 東  | 谷 | 美佐子 | 君 |
| 監査委員                     | 山  | 下 | 英一  | 君 |
| 総務課長                     | 濱  | 野 | 尚史  | 君 |
| 総務課参事併<br>選挙管理委員会<br>書記長 | 石  | 岡 | 丈宜  | 君 |
| 監査事務局書記長                 | 小田 | 桐 | 克幸  | 君 |
| 防災交通課長                   | 柴  | 田 | 正哲  | 君 |
| 契約管理課長                   | 山  | 田 | 真人  | 君 |
| 企画振興課長                   | 川  | 村 | 勝幸  | 君 |
| 企画振興課参事                  | 池  | 田 | 恵太  | 君 |
| 税務課長                     | 東  |   | 克宏  | 君 |
| 保健福祉課長兼<br>保健センター長       | 宮  | 崎 | 弘光  | 君 |
| 保健福祉課参事                  | 萩  | 野 | 友章  | 君 |
| 住民生活課長                   | 阿  | 部 | 泰之  | 君 |
| 子育て支援課長                  | 野  | 崎 | 博之  | 君 |
| 環境課長                     | 川  | 口 | 武正  | 君 |
| 農林課長兼<br>農業委員会事務局長       | 寺  | 澤 | 英樹  | 君 |
| 農林課技術長                   | 濱  | 野 | 真行  | 君 |
| 農林課参事                    | 佐  | 藤 |     | 君 |
| 水産課長                     | 岩  | 井 | 一司  | 君 |
| 商工労働観光課長                 | 白  | 石 | 秀之  | 君 |
| 建設課長                     | 富  | 原 | 尚史  | 君 |
| 建設課技術長                   | 伊  | 藤 | 正吾  | 君 |
| 砂原支所長兼<br>地域振興課長         | 落  | 合 | 浩昭  | 君 |
| 町民福祉課長                   | 奥  | 山 | 太崇  | 君 |
| 教 育 長                    | 毛  | 利 | 繁和  | 君 |
| 学校教育課長                   | 坂  | 田 | 明仁  | 君 |
| 学校教育課参事                  | 藤  | 嶋 |     | 君 |
| 学校教育課参事                  | 名  | 生 | 達希  | 君 |
| 社会教育課長兼<br>公民館長兼<br>図書館長 | 須  | 藤 | 智裕  | 君 |

|                                             |           |
|---------------------------------------------|-----------|
| 体 育 課 長 兼<br>体 育 館 長 兼<br>青少年会館長兼<br>生涯学習課長 | 木 村 忠 公 君 |
| 給食センター長                                     | 敦 賀 靖 之 君 |
| 国 保 病 院<br>経営企画総括監兼<br>さくらの園・園長             | 柏 渕 茂 君   |
| 国保病院事務長                                     | 千 葉 正 一 君 |
| 上 下 水 道 課 長                                 | 水 元 良 文 君 |
| 消 防 長                                       | 松 居 順 一 君 |
| 消 防 次 長                                     | 佐 山 寿 一 君 |
| 消 防 署 長                                     | 松 田 光 治 君 |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 事 務 局 長                | 小 田 桐 克 幸 君 |
| 次 長 兼<br>議事係長兼<br>庶務係長 | 関 孝 憲 君     |
| 庶 務 係                  | 木 村 友 理 香 君 |
| 総 務 係                  | 水 嶋 篤 市 君   |
| 総 務 係                  | 山 内 梨 沙 君   |
| 財 政 係                  | 村 井 涉 君     |
| 行革D X推進係               | 水 口 祐 太 君   |
| 人 事 厚 生 係              | 山 崎 友 也 君   |
| 人 事 厚 生 係              | 満 間 笑 歩 君   |

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 認定第 1 号 令和 5 年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 5 年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 令和 5 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 令和 5 年度森町公共下水道事業会計決算認定について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席8番、千葉圭一君、議席9番、佐々木修君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため議会に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。なお、通告外の事項や質問以外の発言に及ぶことのないよう、当局も含め不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従うよう重ねてお願いいたします。

初めに、尾白内保育所津波発生時の避難についてを行います。議席11番、山本裕子君の質問を行います。

なお、山本裕子君の質問については、森町議会会議規則第50条ただし書の規定により自席において着席で発言することを許します。

○11番（山本裕子君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

2020年4月に政府の中央防災会議において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について科学的知見に基づき想定すべき最大クラスの地震が発生の際の津波高を公表しております。これによれば北海道噴火湾において地震震度は5強以上、満潮時で5メートルから10メートルの津波が想定されています。これは、いつ発生してもおかしくない状況と言われ

ております。

尾白内保育所は津波の浸水領域内にある保育所で、いち早い避難が必要です。当保育所は、ゼロ歳児の定員が3名となっており、1、2歳児は19名です。定員50名に対して現在42名となっており、より早くより高いところに避難するのは容易ではないと考えます。

津波に対する避難訓練としては、昨年度は6月と9月、今年度は6月に実施されており、5台の職員の自家用車を利用して実施され、避難場所は国道278号線と南部生活改善センターです。実際に津波が出て避難する際にはパニックで泣き叫ぶ児童も想定され、散歩中の場合は保育所に戻るのか、散歩の現場まで車が迎えに行くのか、また実際に避難しているのは雪のない暖かい時期なので、冬の寒い中での発生時期も想定した中でお昼寝中の着替えや防寒着はどうするのかなど、シミュレーションしておかなければならないことが多々あるかと考えられます。その場に応じたシミュレーションはできているのでしょうか。さらには、視点を変えてより安全のために尾白内保育所の移転は考えていないのでしょうか。

津波の際、尊い命を守るために最善を尽くした対応策とはどのような対策なのか、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） 山本議員の質問にお答えいたします。

尾白内保育所における津波避難対策につきましては、法律により避難促進施設に該当することから、迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める避難確保計画を策定しております。本計画を基に保護者に対し、津波が発生した際の対処方法や情報伝達の仕方などの情報共有を図り、地震や火災、津波など毎月様々な災害の発生を想定した訓練を重ね、職員の災害に対する知識や経験を深めることで保護者の皆様には保育に対する不安を少しでも解消していただけるよう努めており、保育施設における現状や運営についてご理解をいただきながら利用されております。

議員お話しのとおり、冬期間に発生する災害には防寒対策を含め不安要素が増加し、混乱する児童も想定されるところですが、冬期間においても災害を想定した訓練を重ねており、避難時の防寒対策等についてもその場に応じた対処について実施後は反省を行いながら検証も行っています。実際に有事の際には職員主導で避難することとなりますが、通常の保育業務においても同様に、まずは児童の安全を第一に考慮し、対応するよう職員間で連携を図っております。また、尾白内保育所の移転につきましては、これまでの保育所整備に係る計画策定時にもお示しさせていただいておりますが、尾白内保育所入所児童の推移などにより将来的に森地区の新たな保育所、砂原地区のさわら幼稚園へ集約する計画でありますので、新たに尾白内保育所を整備し、移転することについては現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○11番（山本裕子君） 再度質問させていただきます。

先ほど視点を変えてと申し上げました移転についてです。砂原には保育所がないため、

砂原から尾白内保育所まで通所しているという声を聞いております。尾白内保育所が移転のため廃止した場合は非常に困惑してしまうとのことです。何とか砂原から通所している方が困らずに安全な場所で保育ができるのかと考えた場合、一つの案として砂原に認定こども保育園を開設したらいかがと考えます。幼稚園機能と保育所機能を兼ね備えた認定こども園です。さくら幼稚園と尾白内保育所を合併し、認定こども園として運用することができないのでしょうか。認定こども園なら、ほかの地区や市町村からも通園させたいという理由で移住してくる方も見込まれるかもしれません。

参考例として、厚沢部町では子育て世帯向けの移住体験事業、保育園留学が都会の子育て世帯から注目されており、年間140組が訪れ、子供の希望で移住した家族もおります。交流人口が増えたり、経済効果があったり、短期預かりも受け入れており、認定こども園を利用しながら移転を考えていたところ、子供たちが気に入って首都圏と京都から2組の家族が移転してきたそうです。一石二鳥どころか何鳥もメリットがあるかと思われます。管轄省庁は、保育所は厚生労働省、認定こども園は内閣府でゼロ歳からの預かり、幼稚園は文部科学省で3歳からの預かり、それぞれ管轄が違い難しい側面があるかと思いますが、少しでも早く安全な場所で保育ができるよう町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

尾白内保育所の移転等々に関しましては、先ほど1回目の答弁でお話しさせていただいたとおりでございます。そして、ただいま山本議員からご提案というか、いただきました検討事項に関しましては、この間森保育所、新しい保育所の整備の際に関係課を交えて検討チームを設立し、その中でも検討、議論が行われたところでございます。

私が町長に就任する前のさくら幼稚園につきましては整備事業でございますけれども、その後の引継ぎにおいては、仮に今後そのさくら幼稚園を認定保育所に変えるときにも多少の改修等々で低コストで認定保育所、認定保育園に移行できる、そういった設備として整備されているというところでございます。当然現時点で尾白内保育所を使われている方々、様々な親御さんの理由で、主たるところはやはり職場の通り道であるとか、職場が近いとか、本当に様々なご都合、理由で尾白内保育所を使われているのかなと思っております。しかしながら、安全面の配慮等々、そして今の尾白内保育所の老朽化の現状等々を踏まえて、議員ご指摘のとおり認定保育所に統合するという案も必ずというか、排除せずの一つの選択肢としてこれは検討していかなければならないと。この点は認識して担当課とも話は進めている、具体的ということではないですけれども、今後のことについては検討材料として認識しているところでございます。そして、交流事業等々の広がり、厚沢部町の例を今ご提案いただきましたけれども、まさにそのとおりでございまして、今後保育所、幼稚園、認定保育園、また小学校、中学校のそういった運営に関しましても町内の生徒さんはもちろんでございますけれども、こういった学校に外から通ってみたいなどかということをおっしゃっていただけるような、そういったプラスアルファの要素を必ずというか、学校現場サイドとも、そして幼稚園、保育所、現場サイドともしっかりと情報共有をさせてい

ただきながら、そのような魅力ある施設というか、運営に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） それでは、尾白内保育所津波発生時の避難についてを終わります。

以上で議席11番、山本裕子君の質問は終わりました。

次に、不登校児童・生徒への支援体制について、議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項は、不登校児童・生徒への支援体制についてお尋ねいたします。現在森町では今年の4月に子供たちに温かな手を差し伸べ、いつでも手をつなげられる状態にしてあげなければならないと。私たちが子供の未来のためにできることを最優先で取り組まなければならない。こどもまんなか社会を推進するチャイルドファーストを宣言いたしました。ご存じだと思うのですけれども。

また、文部省も誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを発表し、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えたり、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援したり、学校の風土の見える化を通して学校をみんなが安心して学べる場所にしようと取り組んでいるようです。現在全国の小中学校における不登校児童生徒は約30万人になり、増加傾向にあるようです。森町でも児童生徒の数が減少している中、不登校児童生徒数は十数人いると聞いております。

さて、令和6年度の教育行政執行方針の中に不登校児童生徒に対し、関係部署や関係機関との連携、協働やスクールカウンセラーなどの助言などを生かして早期解決に向けた支援を継続して行い、子供たちの心身の健全な育成や安定した教育活動を推進していくとあります。森町には現在不登校特例校や教育支援センターなどが整備されておりましたが、教育長のお考えをどのようにお持ちなのかお聞かせください。よろしくお願いします。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

7月現在、文部科学省が定める不登校の要件に当たる町内の児童生徒は、小中学生を合わせておっしゃるとおり十数名おり、小学校で在籍数の1%程度、中学校で3%程度となっております。町立学校は、児童生徒の学びの場を確保するために数年前からICT機器を活用した遠隔授業を行っています。また、AI型ドリル、キュビナを全校に導入し、学びたいと思ったときに学べる環境を充実させています。

学校では、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームの設置、もしくはその機能を網羅する体制が進んでおります。校内教育支援センターは、不登校には至っていないものの、不適応の様子が見られたり、教職員が変化を見取った児童生徒について活用を進めるようにしています。心のSOSを発信しやすくするなど効果的であり、児童生徒が校内だけでなく医療や行政の相談機関とつながることが可能となっております。

森町教育委員会においては、教育支援センターという命名はしていませんが、教育支援センターの機能は既に有しており、学校や子育て支援課等と連携しながら職員による教育相談、不登校児童生徒の家庭訪問、医療や行政などの専門機関との接続などに注力しております。不登校特例校については、現在学びの多様化学校と呼ばれ、全国に35校程度、北海道では札幌市に1校設置されております。子供の目線から学校の教育課程を編成したり、行政以外の団体についても積極的に連携したりするなどの特色を持ちますが、当町だけを範囲に不登校の児童生徒を募って一つの学校を形成する状況にはないと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 皆さんもご存じだとは思いますが、不登校児童というのは1年間の中で30日間以上学校を休んだ児童のことを言います。ただし、休んだといっても病気とか経済的理由は省くそうです。それ以外の理由で30日以上休んだ児童を不登校というふうに呼んでいるそうですけれども、不登校児童生徒への支援というのは、学校側にしてみたら学校に登校するという結果をどちらかというと目標にするということに視点をどうしても置いてしまう。でも、そうではなくて児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、やっぱり先ほども話したように学びたいという自主性を目指す必要があるとされている。そういう場所を提供するという意味では、今森町には不登校特例校はないし、教育支援センターはあるとおっしゃいましたが、校内の教育支援の何て言いましたっけ、そういう場所も設置して数件成功されているという方もお聞きはしていますけれども、まだまだそれでは足りない、不十分だと私は思います。それに関してその関連機関としての位置づけとして町内にあるフリースクール等の連携、協働体制を整備することも望ましいと私は考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（毛利繁和君） 何点か出ていましたので、お答えします。

千葉議員おっしゃるように不登校の定義というのは、まず30日以上というふうに文部科学省が定めているということでございます。したがって、今年度の不登校がどのくらいの比率で町内で起きているかというのは、これは年度を待たないとならないことであります。とはいえ、現に不登校という状態に陥っている子供がいること、これがやっぱり私たち教育行政については大事な点であって、そのことに対してどうするかということです。不登校が学校に行くということが目的になっていないかというご指摘でしたが、そもそもが公教育の成り立ちを考えると、決してその根本的になる法令が変わっているわけではなく、義務教育という制度を日本ではつくっております、義務教育、義務教育機関においては保護者がそういう機関のほうに就学させることを義務としております。子供の義務ではなく親の義務です。ただし、その中でどうしても学校に足が向かないというお子さんたちがいる状況の中で、学校に行くという選択肢からもっと幅を広げてはどうかというご意見かと思うのですが、ここについては私は、法令上やっぱりここをまだ依然国としても

崩す予定はないということですから、あくまで親御さんが今の状況に応じて何とか公教育というものを受けさせるということが大事な点だと思います。公教育、義務教育の中で何が大事かということについては、どこを目標としているかということについては、学校教育法というものがございいますので、10個ほど目標がございいますけれども、一々触れませんが、今日は。それに向かって教育を受けさせなければならないというふうに考えております。

では、現になかなか学校に足が向かないというようなお子さんについてどうしていくのかというくだりですけれども、本町では町において先ほど言った教育支援センターの機能というものを有しているとお話ししましたけれども、現に昨年度あたりでも五十数件相談がまいております。そのうち来所しての相談は実はそんなに多くなくて、電話での相談、あるいはこちらから職員が出向いての相談というようなことで五十数件昨年の実績がありました。そういう中でよりベターな方法を一緒に考えていたり、促したり、つないだりというようなことをしております。さらに、進路を捉えてというお話ありましたけれども、相談の中で一番多いのは進路の相談でした。これはちょっと全国の傾向と違いまして、全国では友人関係とか、そのことが多いのですけれども、町内においては進路の相談がやっぱり一番多かったという状態にあります。

最後に、ではそういう教育支援センターの充実とか、それから関連機関としての町内のフリースクールとの連携という点なのですけれども、教育支援センターの機能は有しているとはいえ、まだまだ不十分はご指摘のとおりだと思っていますし、今後も充実させていく方向で考えております。ただ、やっぱり専門員が必要です。専門的な知識を持った職員というのが必須になりますので、その点でうまくマッチングできるような、そんな機会を常に探しているところです。

それから、関連機関としての町内フリースクールとの連携ということですが、この点についてはちょっと一定の見解を持っておりまして、先ほど触れたように公教育としてできること、法令から関連してできることを鑑みますと、このフリースクールとの連携については校長の判断で、つまり授業を修学したかどうか、履修したかどうかという判断がなされているところですし、これからもそのような体制で進んでまいりたいと思っております。決してフリースクールのことを否定したりとかではないのですけれども、何分教育課程というものが公教育にある以上、そこは校長とフリースクールでやっている活動がリンクするかどうかということを踏まえて校長にご判断いただいているところです。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○8番（千葉圭一君） 再々質問させていただきます。

質問は、先ほど最後にお話ししてくださったフリースクールを利用した場合の出欠の取扱いについてお尋ねいたします。我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関、または民間事業者が提供

するICTなどを活用した学習活動を行った場合、先ほど教育長がおっしゃった校長は指導要録上出席扱いすること及びその成果を評価に反映することができることとするというふうにうたわれていました。

森町では、在籍校の校長が出席扱いについての有効であるか、適切であるという判断する場合の基準があるのかどうか。その学校の校長によって基準がばらばらではなくて、基準があるのかどうか。また、今の時代にもしあるとするのだったら、その基準は今の時代の状況に合ったものになっているように見直しをされているのか。そして、最後にその在籍校の校長が出席扱い、オーケーだよ。でも、2年後に新しく校長が来ました、替わりました。そうしたら、次の着任した校長が、いや、ここは出席扱いはしないよということがないのかどうかをお尋ねして最後とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

まず、フリースクール利用時の出欠の扱いということなのですが、前提としてフリースクールに通っていることをもって例えば教育課程なり、出欠のことなりについて突然相談が始まるというよりは、最初にフリースクールと学校と保護者と、この3者の話合いが非常に重要であります。そのことによって、基準と言いましたけれども、やっぱりこれ一人一人のオーダーメイドと考えていいと思うのですけれども、一人一人によって基準がむしろかちつとはまると逆に、結局一番の目的はその子が学びの場に行くということが損なわれないということが一番大事なところであって、出席がどうであるとか、成績がどうであるかという以上にまずそこを優先しながら3者でちょっとどういう進み方をしようとか、学校での扱いは、ではどうしましょうかというような話合いが必須です。そこがなければなかなか連携という状態には至らないと思いますので、そこを注視しながら心がけていきたいと思います。

さらに、その基準というのが校長の考えによるのではないかとご指摘があるのは当然私も想像ができます。したがって、先ほどの最初の話合いの経緯のとき、校長が教育委員会等にも妥当かどうかというようなところをまず相談してもらうような、そんな機会もつくりたいと思いますし、そのことをもって判断は校長ということにはなりますけれども、校長が替わったからといって即考え方が180度変わるというような事態は避けるよう私たちも努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 不登校児童・生徒への支援体制についてを終わります。

以上で議席 8 番、千葉圭一君の質問は終わりました。

次に、健康なまちづくりの推進について、議席 5 番、山田誠君の質問を行います。

○5 番（山田 誠君） それでは、通告に従いまして健康なまちづくりの推進について質問させていただきます。

令和 6 年 1 月から 8 月までの町広報紙に記載されていた出生者数及び死亡者数を見ると、出生は月平均 3 人、死亡者数は 13 人ぐらいとなっております。年々人口減少が進んでおられます。また、別な資料をよく見ますと町で行っている各種健診受診者数、これ総合健診でございますけれども、が少なく死亡者数が多いのは、これらが要因ではないかと想定いたしております。

森町では、特定健診から簡易脳検査まで 10 種類の検査を実施しておりますけれども、特に胃がん、大腸がん、骨粗鬆症、簡易脳検査の受診が少ない。なぜ少ないのか。これらの検査は全て有料でございまして、300 円から 3,000 円の自己負担を必要とします。もう少し受診者の増加を図るため、今実施している有料検査を無料とし、早期発見、早期治療を行いまして、今人生 100 年時代と言われております。それまで長寿で健康に森町に住んでいただきたいなど、そういうふうに思っております。

自分の健康は自分で守るということを合い言葉に、受診者が多くなれば病人も少なくなりまして、後期高齢者保険料、介護保険料の減少につながり、町の財政運営についても少しでも役立つのではないかと、私はそう思っております。また、各種予防接種も同様に無料化し、健康で住みやすい長寿の町、森町を形成しようではございませんか。町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

町が行っている各種健診は、生活習慣病をはじめ様々な病気の早期発見、早期治療はもちろん、病気そのものを予防することを目的に行っており、より多くの方に受診していただくことにより健康なまちづくりにつながるものと考えております。

さて、健診料金の自己負担額につきましては、健診にかかる費用や無料化した場合の効果などを考慮し、金額の引下げや無料化など、各健診ごとに改定してきた経緯があり、令和 6 年度は肺がん検査の自己負担を無料化しました。また、各種予防接種につきましては、おおむね接種料金の半額程度を助成しているところです。ワクチン接種される方は副反応があることを十分理解した上で受けてもらう必要があります。各種健診、予防接種の自己負担の軽減については、より受診しやすい環境づくりの観点から引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○5 番（山田 誠君） 自己負担額の軽減については、受診しやすい環境づくりから検討していきたいという考え方のようでございますけれども、最初に言いましたけれども、特定健診も入れて健診が 10 項目ありますけれども、令和 6 年度より肺がん検査、今町長が

言ったように無料化しましたがけれども、有料化の項目は受診者数が減少しているのです、その項目が。やはり森町住民に健診をしていただいて病気の早期発見、早期治療、これをして健康を保持してほしいなど、私はそう思っています。森町の年間の死亡者数の毎年の平均は260人になっている。前後でございます。別の角度から見ますと、介護保険料は渡島管内で一番高いのですよ、森町は。全道でも3位です。これだけ保険料が高いと相当高額になって町民の負担が大変だと、そういうふうに私は思っています。要するに、体調が悪くなりますと介護保険関係の事務所、またはそれを利用するようになりまして、そのため介護保険料が全体的に高くなるということでございます。同様に、後期高齢者の保険料も同様でございます。これらの高騰は、公共施設の利用、介護施設の利用、病院の利用で上がるわけでございますけれども、私はいつも言っているように健康に勝る宝なしといつも言っているのです。これは金では買えない。やはり自分の健康は自分で守るという言葉を含い言葉にして、病人が少なくなりまして、各種健診を無料でほとんどの方が受けれるようにしまして、健康で住みやすい長寿の町森町を目指そうではありませんか。町長、再度お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

山田議員おっしゃるとおり、本当に健康第一。これは若かろうが、高齢者だろうが、それは本当に宝だなと私も思います。先ほど答弁させていただきましたとおり、今年度肺がん検診のところを無料化というふうに実施させていただきましたと、今後いろんな観点があると思うのですけれども、先ほど答弁させていただいたとおり検討のほうは前向きにさせていただきたいなと思います。そして、健診を受けやすい環境という観点からお話ししますと、この受診に関わる費用負担もそうですけれども、やっぱりこの環境というか、意識啓発ですとか、いろんな観点があると思います。この間、山田議員からもこの健診に関しましては本当に様々な一般質問等々、そしてご意見等々もいただいております。先般答弁の中で保健師みんな一同になって、担当課一同になって受診勧奨といいますか、その意識啓発等々、そして待っているのではなくこちらからというような表現も山田議員のほうからいただいております。そういったことも併せて検討させていただきながら、健康に資するその介護予防、そして介護フレイルという言葉も最近は非常に前に出てきているところでございまして、そういったものの予防、総体的に考えまして施策のほうを考えていかなければならないと考えております。順次という言い方をしてしまうとあれですけれども、総合的に判断してこちらのほうは前向きに検討していきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 健診を受けやすい環境づくり、費用負担も考えていくというふうなことでございますけれども、財源的な問題で無料化をしないということであれば検討する必要は私はないのではないかと考えているのです。なぜかといいましたら、介護保険料、

後期高齢者保険料の会計への繰出金、これ今普通交付税、町長、1人当たりどのぐらい歳入されているか担当から聞いておりますか。大体25万から30万入るのです。100人ずつ減っていくということは、3,000万ずつ減っていくということなのです。大変な金額なのです、これ。約3,000万ぐらい浮くわけですから、その意味からしても、やはり早期に無料化を図って健康で長生きしてもらおう。これは、そういうことを念頭に持った考え方で進んでいただきたいと。そのためには、今後保健師の活動的なものも出てきます。これは町長も知っているように管内で2番目に多い保健師がいるわけです、森町は。また、前にも話したことがありますけれども、町長の前に健診に行くべや、あれ私が言ったことなのです。保健師さんに言って、そして保健師さん方が資料を持って各町内会に行ってPR、宣伝を、訪問して受けなさいよと、こういうふうになっているわけです。それで、最近は全然そういうのがない。そのために私相談に行きますけれども、それらの健診場所に相当な距離があるわけです。今免許証の返納だとかいろいろあるから、これは町長、ぜひ町のバスを運行させていただきたいと、これは思っています。そうしますと、車のない方も受診に行けるわけです。それと、また近くに健診場所を設けるか。話聞きますと、健診が50人以上いないと何かその場所を設定できないというような話を伺っていますけれども、そういうこともいろいろクリアしまして、その受診環境を整えていただきたいと。健診は無料化をします。それで、先ほどから言っているように健康で住みやすい森町をつくっていくべきだと、私はそう思っているのですが、もう一度町長の考えをお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

費用負担の無償化につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり前向きに検討させていただきたいと思えます。その上でただいま山田議員からもお話いただきましたとおり、やっぱり総合的に受診しやすい環境、受診しなければならないなと思ってもらえるようなそうした意識醸成が本当に必要だなと思っております。その点に関しましては、介護保険料の負担との相殺の考え方ですとか、また介護と、そして医療、病気と、そういった両方の面から総合的にこの森町、町内の医療環境をどのように向上させていくかという観点も必要かなと思っております。先般町外の病院の先生にお越しいただいて講演会も実施させていただいた中でも少しあったのですけれども、この森町全体を一つの医療機関、介護の場所、そういったものとみなして全体を包括的に、地域包括ケアという言葉もありまして、そういったものを活用して環境を向上させていく、そしてまたこのデジタルの技術を活用して人的資源もなるべく少なく済む。そして、公共の我々行政の人間だけではなくて民間の事業者の皆様のお知恵、そして尽力もお借りしながら、そういった医療、介護、森町全体の環境の向上というものは努めていきたいと考えております。そういったものを総合的に今後展開していく考えでございますので、その点も併せて今後また様々なものをご判断いただければと思います。

重ねて答弁させていただきますけれども、無償化に関しましては前向きに検討させていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 健康なまちづくりの推進についてを終わります。

以上で議席 5 番、山田誠君の質問は終わりました。

11時 5 分まで暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に、子育て支援の充実について、議席 3 番、高橋邦雄君の質問を行います。

○3 番（高橋邦雄君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

子育て支援の充実について。森町では様々な子育て支援施策を打ち出し、徐々にその成果も現れております。現在の支援をより充実させていくためにも、一つに発達障がい者支援が挙げられます。発達障がいとは先天的な様々な要因によって主に乳幼児から幼児期にかけてのその特性が現れ始め、自閉症スペクトラムや学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの総称で、文科省の調査によると通常学級に発達障がいの可能性がある児童生徒が 6.5 %いると推計されています。また、専門家からはグレーゾーンも必然的に存在するので、約 8 %が発達障がい、またはその付近にいるとも言われています。さらに、学校教育法の改正によって 2007 年度から特別支援教育に移行され、発達障がいも対象に加わることが明確化されたものの、困難を抱えていると学校現場で判断された児童生徒がどのような支援を受けているのかといった調査では、発達障がいのある児童生徒のうち特別な教育支援が必要と判断されたのは 18.4 %と 5 人に 1 人にも満たず、しかも発達障がいの可能性のある児童生徒のうち 38.6 %がいずれの支援も受け入れていないとの結果が報告されています。

一方で、発達障がいは早期に発見し、早期に療育することで適応を促すことができると言われています。また、不適応から起こるひきこもりなどの二次的障がいを克服させるためにも個々の状態に合ったソーシャルスキルトレーニング等を行い、社会でよりよく生きるための力をつけることが重要になってきます。

そこで、①として森町における発達障がいの可能性のある児童生徒の実態把握についてお伺いいたします。

②として、ゼロ歳児から 3 歳児までの子供の支援について、就学前の子供、4 歳から 6 歳、また高校生、18 歳までを一貫してフォローできる新たな仕組みが求められます。発達障がい児の乳幼児期などの就学前と小学校入学後における支援の状況についてお伺いいたします。

③として、今後森町では発達相談をはじめ、ソーシャルスキルトレーニングや療育を受けられる施設を備えた総合的な支援センターの設置が必要と考えますが、町長、教育長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

発達障がい者支援に関する取組は、近年ますます重要性を増しています。特に発達障がいの早期発見と早期療育は個々の成長を促進し、社会適応能力を高めるために不可欠であると認識しています。①の森町における発達障がいの可能性のある児童生徒の実態把握については、就学時健診、保健センター、学校、保育所、幼稚園等からの情報提供、知能検査、保護者からの相談などで実態把握をしております。

②の発達障がい児の乳幼児期からの小学校入学後の支援については、成長、発達に応じた支援を行う必要があることから、保健センターにおいて乳幼児健診の結果を基に助言や事後指導を行うほか、各年齢期における相談や保育所、幼稚園、学校、児童発達支援センター、医療機関等との連携を図り継続的に支援しております。小学校入学後については、特別支援教育の効果的な支援体制を整備するため、町で特別支援教育支援員を配置し、一人一人にきめ細やかな教育を行っております。

③の総合的な支援センターの設置については、現在町内には発達支援事業所が3か所あり、民間の2施設では集団療育、町営の1施設では個別療育を行っており、いわゆるグレーゾーンの方も利用しております。また、数年前から教材等を活用したソーシャルスキルトレーニングも導入し、社会的なコミュニケーション能力の向上を図っております。総合的な支援センターについては、心理士などの専門家による相談や、より専門的な療育プログラムを提供でき、地域全体で発達障がい者を支える体制を構築する上で大変重要なことと認識しておりますが、渡島管内では広域的に相談が受けられるよう、北海道から委託を受けて行っている発達支援センターあおいそらや、障がい者支援センターぱすてるなどを活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○3番（高橋邦雄君） 再質問させていただきます。

町では様々な取組をされているということですが、重要性はすごく今の答弁で僕にも伝わりましたが、まずやっぱりこの実質の相談数と利用されている方の実人数ということ町長述べられなかったことが一つ残念でありました。

そこで、就学前、ゼロ歳児から就学後の18歳までの間、いかに切れ目なく支援を実現するかということがとても重要です。成長段階に応じて保育所、幼稚園、子育て支援課、保健福祉課、教育委員会や小中学校などがそれぞれ必要に応じて相互に連携し、情報交換を行いながら継続した支援の確保に努めることが重要です。しかし、それぞれの部署等におけるマンパワーに頼ることが多く、必ずしも一貫した相談支援体制が構築されている状況でないのが今の現状ではないでしょうか。出生から成人に至るまでの切れ目ない一貫した発達支援の在り方について議論を進めることがとても大切です。しかし、単なる組織体制づくりの議論にとどまることなく、人材の確保や養成、情報共有の在り方や子供たちが地域の中で理解され、温かく守られるような環境づくりなど、総合的な視点から体制づくり

の議論、検討を進めていく必要があると考えますが、再度お伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、言ってしまうとゼロ歳児から18歳というところ、切れ目なく養育にかかわらず子育て世代への子育てに対する支援、そして教育も含めてですけれども、本当に切れ目なく行っていかなければならない。これは本当に終わりのない、ゴールがないというか、これでいいというところではもうないのかなって思っております。本当に様々な課題ですとか、国の政策の方向性ですとかと整合性を取りながらというところも一つ行政としては検討しなければならないところではあるとは思っておりますけれども、地方自治体としてこの地域で子供たちをどう育てるか。そして、またこの子供の福祉というところの考え方、教育もそうですけれども、これはやはり自治体独自のものを検討して、チャレンジという言葉はちょっと適さないのかもしれないですけれども、本当にいろいろな施策を打って出て、国や北海道の方向性のある程度待たずしてチャレンジしていかなければならないと、そういう認識でもおります。人材、人的、マンパワーの確保というお話もございました。そういう点では、これはこの子育てに対する支援だけではなく、ほかの行政サービスもそうなのですけれども、行政職員、行政だけではもう今後本当にいろいろなものが成り立たなくなっていくと、そういう状況でございます。

今森町に関しましては、私が町長就任してから、先ほどもちょっと答弁で触れたのですが、私が町長になったときはもう既にあったのかな。児童の民間施設、それが少なからずとも増えている状況でございます。最近では、やはり何が必要なのかな。先日尾白内に1つできた民間事業者さんとお話しさせていただいているところではあるのですが、やはり本当に子供たちの目線、子供たちの立場に立っているいろんなことを考えていただいております。そういった方々の活動をお支えし、また行政間、担当課同士の情報共有も当然大事なのですけれども、その民間の方々、民間事業者の方々との情報共有、そしてあの方たちが本当に活動というか、事業を継続していきやすい環境づくりというものもしっかりと行っていかなければならないなと思っております。そういう面では人材確保、行政だけではなくて民間事業者、官民連携でこういったものを行っていけばまだまだ、単なる人材確保にとどまらず新たな魅力というか、新たなそういった森町の仕組みづくりというものにチャレンジしていける環境が整うのではないのかなとある種希望を見いだして民間事業者の方々とお話しさせていただいております。その辺の動きにつきましては、私も次期、次の2期目、そういったところでの公約等々に私は官民連携というキーワードを通じて様々なものを乗っけていきたいなと思っております。いずれにいたしましても、本当に切れ目なく行っていかなければならないというところはご指摘のとおりでございますし、今後も担当課連携はもちろんのこと、官民連携でしっかりとこの森町、誰もが住みやすい町にしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君） それでは、再々質問させていただきます。

民間と官民連携というのは物すごく大切なことで、でもその中にやっぱり町としてどのようなスタンスでいくのかということがとても重要になってくると思います。そこで、成長段階に応じたそれぞれの支援の中で大切になってくるのが一貫した個別の支援計画がまず1つとして考えられます。増加傾向にある発達障がい、グレーゾーンなどの子供たちの顕在化は小学校に入ってからとも言われ、環境に適応できない二次的な障がいも年々増加していると言われております。

現状では、保育や教育環境でも発達障がいに対する理解や指導について研修等もかなり進んでいるものと思われませんが、それでも個々の発達の状況によって指導方法に差異が生じやすいなど、個人に合った指導の在り方が求められてきます。そのような中、成長段階に応じたそれぞれの現場における現在の対応と併せて専門的な施設の一貫したサポートが必要でないかと思われれます。

また、各市町村では発達相談センターというような専門的な部署が4歳から就学前の比較的サポートが薄れがちな世代をフォローしたゼロ歳児から就学後の18歳まで一貫した相談や支援体制を図るなど、一定の成果を上げております。発達障がいについては、社会全体で理解を深めることもとても重要になってきます。障がいという言葉にまずとられることなく、一人の命として考えていくことが最も重要でないかと考えております。その啓発にも力を注いでいただき、ぜひ森町においても総合的に支援できる環境を独自で構築していかなければならないと考えますが、再度お伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町としてどのような方向性、先ほどから答弁させていただいておりますとおり、やはりこの切れ目なくというところは、非常にこれは大切なキーワードなのかなと思っております。先般、先ほども同僚議員の方からご質問のときにご質問の内容等々でもございましたけれども、チャイルドファーストというところを宣言させていただきました。その中には、やはり子供の立場から、そして子供と共にというキーワードも含まれております。広く子供の安心、安全というところでは、先般中央病院さんともかなり連携を深めさせていただいております。様々な情報共有もいただいているところでございます。しかしながら、子供の状況を医療の立場から見ると、そういった先生も非常に不足しております。先日ちょっとお話を、担当のお医者さんの方とお話ししたときには半年待ちくらいの、そういった状況があると聞いております。そういったことを、お医者さんのスキルとか、そういった子供の診断を直接その学校ごとに、施設ごとにするというのはなかなか難しいのかなって思います。しかしながら、専門的な知識を各それぞれ学校も含め保育所も様々な教育、子供と関わる施設の中である程度のこの知識、そういったものを積むのは私は必要であると思っておりますし、それは今後の官民連携の体制の中で構築していくことはできる、可能なかなと思っております。これも本当に様々な関係機関、担当課もそうですけれども、いろいろな調整も必要になってきますけれども、そこはやはり官民連携というところを一つキーワ

ードにして、もっとも行政と民間の関わり合いを深めながら新たな体制づくりというものを進めていきたいと考えております。当然啓発活動等も非常に大切だと思います。4月にブルーライトアップという活動も町長に就任してから参加するようにしております。これも担当課もそうですけれども、民間の事業者さん、様々な団体の皆様からご協力をいただいて、お知恵をお借りして参加させていただいております。そして、管内で様々なイベント等も開催している中で、私もいろいろと顔を出させていただいて情報共有も行っております。町内でもそういった活動をしていただけるような様々な機会を設け、啓発活動のほうはバックアップ、協力させていただきたいと思いますので、その点もまた議員の皆様方にも一つ何かご協力いただければと思いますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 子育て支援の充実についてを終わります。

以上で議席3番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、函館本線（旅客）廃止問題への対応方針について、最低賃金引上げの影響への対応について、森川沿い町有駐車場の利用状況の改善について、町立病院など窓口での料金支払い方法の拡大について、議席6番、野口周治君の質問を行います。

初めに、函館本線（旅客）廃止問題への対応方針についてを行います。

○6番（野口周治君） では、1問目です。

昨年6月のこの場で私の質問に町長は、今後も町民の意見も踏まえ、渡島ブロック会議で沿線自治体や道と共に国等への要望を検討する。インフラは無条件に必要なものだ。日程に余裕が生まれるなら、別途沿線首長と国、道に働きかけるとの趣旨で答えられました。その後、8月、12月とブロック会議あっていますが、12月の対策協議会の議事録によれば、函館、八雲、鹿部の首長が発言しています。なぜこの場で町長として発言されなかったのか、町長の立ち位置はどのようなものなのか、改めて尋ねます。

現在新幹線の札幌延伸は数年単位で延びること、廃線後の対応として示されていた案の一つであるバス転換ができないことが明らかとなっています。この問題は町にとって決して外部の問題ではなく、都市間大量輸送の手段を失って町が縮小していくかどうかという当事者として大変な問題ではないのでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） まず、冒頭に通告書にございますバス転換ができないことが明らかとなっているについてでございますが、現状においてそのような事実がないことを申し上げさせていただきます。

それでは、お答えいたします。昨年12月に開催されました北海道新幹線並行在来線対策協議会第10回渡島ブロック会議において、札幌延伸に伴い経営分離される函館線における交通モード別の収支予測の中間精査とバス運行に関するたたき台が示されました。現在のたたき台を基に対策協議会の事務局である北海道からバス事業者へのヒアリングが行われているところであります。

その以前に開催されました第9回ブロック会議において、経営分離後にいずれかの交通モードが選択された場合でも近年の社会情勢の変化や事業者の経営判断等によってその事業を担う事業者がいなければどうにもならず、次の一步が踏み出せない状況である、そのような旨の発言を私からさせていただきました。なお、現在もこの考えを変わず持ち備えておりますことは申し上げさせていただきます。

今後においても町民の意見を基調とし、そのときの現状を適宜判断しつつ、森町としての考えを申し述べていかなければならないものと思っていますところであります。そして、この問題は大変な問題と認識しておりますとともに、今後のまちづくりに影響を及ぼしかねないと思っております。前回のご質問でお答えさせていただいたとおり必要不可欠なインフラと捉えていることから、引き続き沿線自治体との情報共有、意見交換、ブロック会議での議論を重ねてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 問題の影響力、影響についての認識は一致しているということがよく分かりました。

最初に、まずバス転換できないことが明らかとなった。私の表現が拙いことをご指摘いただきましたが、必ずしも正確ではないかもしれません。しかし、今世の中で起きていることはそういうことではないですか。例えばこの通告をした後ですけれども、8月28日、山線のブロックの協議会が行われた。ここで行われたポイントの一つは、バス転換はどうなるのだという議論だったはずです。そのためにバスの事業者3者を呼んで話をした。道のホームページをチェックしましたが、残念ですが、議事録はまだ公開されていませんので、私はその元資料ではなくて報道ベースのデータで話をいたしますが、この場ではバスの3者ともが現在のバスを維持するので精いっぱいだという趣旨の答弁をしている。これは、裏を返せば新しく代替運送機関として働けと言われても難しいといったものだとは私は理解をします。もちろん、このバスを利用して進むことが不可能とは言いません。それであれば、それに必要な支援なりなんなりを考えればいいことではあります。ですが、例えば、ではバスを何便走らせるのですか。冬期、バスが本当に運行できるのですかなどなどたくさん問題が具体的にあるはずですが、そういう話には進んでいません。今は自治体から言われたから、バス会社を呼んでこい。来てもらって話をしたら、バス会社はこの間言われているのと同じことを繰り返して、その認識が必要ではないかと私は思うのです。今国がJRに分割して民営化して、次は不採算路線はどうするのだと会社に迫って、その結果として旅客部門を分離させて片方で新幹線をつくって、こういうふうの問題を切り分けて順番に進めているわけです。その中で一つ一つについて、それはどうです、これはどうですというふうに対応していくと、今起きているようなことが進んでいくとは思います。では、バスと第三セクターとどちらですかと、この議論そのものが第三セクターにいったら膨大な投資が必要ですよということが最初から分かっている話です。ですから、

今バスのほうに傾くことになった。後志のブロックでは、その議論を一生懸命、余市だったと思いますけれども、町長さんはそういう議論の進め方をすると間違ったことになるのではないかと考えたので、これは私の推測ですが、具体的なデータをたくさん要求しました。話をしたけれども、最後にはバス転換に世論をまとめていかれてしまった。その結果、今何が起きているかという、そのバス業者が対応できないということを言うところまで来ています。

私がこういうことを言っているのは、バスの問題だけではないのです。次は、貨物輸送についても同じことが起きるのではないかと私は心配しているのです。トータルとして、今の鉄道をどうやって維持するのですか、旅客部門を含めて維持するのですかということが問われているのではないのでしょうか。

町長がおっしゃったとおり第9回の会合でバス転換の問題を中心に町長が発言されていた、そのとおりです。議事録にもそういうふうに載っています。ですが、同じ会議で例えばはこだてライナーは維持するということを考えたい。非常に玉虫色なのです。第三セクターなのか、現状を維持するのかははっきり言わずにこれを主張している。それに対して道のほうは、その切り分けに対してあえて第三セクターですかねというふうに引っ張っている。そういう綱引きをやっているわけです。七飯も慎重に対応してほしいということを言っている。鉄道をどうするかということについては、慎重に対応してほしい。

第10回の議事録を見ると、八雲は今の観光のことを考えると鉄道の長万部までの維持も含めて考えることが必要ではないかという発言を明確にされています。同じように鹿部も最後に付け足しですけども、同じ趣旨の発言をされていますよね。多分町長お聞きになったはずです。一番最後の発言です。こういう中でバス転換だけに絞った議論に乗っちゃって、私どもも地域のコミュニティバスのようなことは考えています。それはそうでしょうけれども、問題はそこではないはずです。都市間大量輸送をどう保障するのか。少なくともJRほどのスピードで人を運べるのですか、バスで。こういったことを考えたときにもう一度戻って考えるべき事態が今日の前にあるのではないかと考えます。いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

端的に、これはちょっと分かりやすく答弁したほうがいいと思います。私の見解といたしましては、現在のブロック会議内で提供されている数値的なデータ、これはもっともっと私は精査が必要であると思います。一応中間報告というところで、バス転換を前提としたそういった情報をバス事業者さんにこちらのブロック会議内の会議体から、事務局のほうから情報提供をして、その結果どうなのかというところを今待っているという、そういう状況でございます。ご承知のとおり何かをどうするところまでは、現在のブロック会議内で実際のところそこまでは進んでいないという私は認識であります。

前回、10回のブロック会議で各首長の皆さんが発言されておりました。その中で各自治体が持つ、内に所在するそういった交通輸送の資源、鉄道、ライナーの話もそうですけども、そういった立場において皆様発言されておりました。しかしながら、実際のところ

議論の真ん中、どうするのか、では実際。今の現状、渡島管内、この海線の中で活用できる資源は何なのかというところまではブロック会議上では私は共有されて、まだまだ明らかにしなければならない、もっと精査しなければならない、そういう状況だと考えております。

先般北海道の事務局のほうにもこれはお伝えしているところではあるのですが、首長が集まるブロック会議、その前段というか、1個下に幹事会というものもございまして、その中でも様々な検討がされているところでございます。しかしながら、これはどのようにその会議を運営、それはどのように公開するかというところも含めてですけれども、そこはちょっと検討しなければならないですけれども、もっともその細かい情報を首長の中で、この表現正しいかどうか分かりませんが、ざっくばらんに検討し合える、議論し合える、そういった環境をつくっていかねばならないと。私は町長に就任してこのブロック会議参加してから、担当課ともそうですけれども、北海道のほうに伝えております。現時点で出されている情報に関しましては、その中で判断していかねばなりませんけれども、しかしながらまだまだ私は情報の精査が必要であると考えております。幸いなことというか、2030年という期限が少し今延びた状況でもございますので、その中でもっとも情報共有を北海道のほうにもしていただくようお願いもしつつ、そして根本的にこの日本国において、今貨物のお話も出ましたし、旅客の話も出ました。人を運ぶ、物を運ぶというインフラ、これを国として、北海道として、地域としてどのように考えているか、どのように守っていかねばならないのかというところは、引き続き私も首長としてブロック会議外でもこれは発信していかねばならないと思っております。

先般、横並びで歩調を合わせるというのはなかなかあまり首長としては好ましくないところではありますけれども、しかしながら私の思い、考えだけで何かをなす、そのような事業でもございませぬので、その辺はしっかりと適宜その状況に合わせて発言すべきことを私の中でも精査して発言していきたいと考えているところでございます。

次が11回のブロック会議になりますけれども、その中で北海道からどのようなデータの提供があるか。バス転換に関してを想定しての情報提供にはなるとは思いますが、それをちょっと拝見させていただきながら様々なことを検討していかねばならないと現状では思っているところです。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 私、努力されていないと言っているわけではないのです。例えば今の並行在来線をどうするかというときに、当時の森町の首長が私の言葉ではやすやすと乗ってしまった。何をやっていたのだと思います。その後の首長さんたちについても、この問題をこれまでの時間何をやってきたのだろうとも思いますが、今ここにある問題を解くのは今の政権です。ですから、ここをしっかりとやってほしいと、そのための問題をクリ

アにしたいという議論をしているつもりです。今のメインのテーマは何なのか、どれが話題なのかということと、みんながいろいろ話をしている中で、はっきり言えば一人だけ違うことを言って本当に連携が取れるのかという問題、それは実際あると思います。政治ですから、いろんなことを踏まえながらやらなければいけない。全く関係のない利害との連関だってもちろんあります。ですが、大事なことを言わないでいると、いつの間にか言えなくなる。だから、函館の首長さんは一生懸命に2つのことを言っています。新幹線を延伸しろと言いながら、片方ではライナーを残してほしいと言っている。そういうことを何回も何回も言っている、これだと思うのです。本当に必要なことは、言うべき言い方、場、タイミングというのももちろんあります。1人で言わないようにするために仲間をつくることももちろん必要ですが、どうやってそれを繰り返し言い続けるのか、世論をつくるのかという姿勢が政治家というのは必要ではないかと思います。例えば国の話もされました。ですが、国だけではなくて外を見れば上下分離です。こんなお金のかかるインフラでも必要なインフラだから、鉄路は国が面倒を見ます。アメリカ、ヨーロッパへ行ってみたらたくさんあります。そういう在り方だってある中で、今の枠の中の議論だけではいけない。もちろん森町の首長がそのことをわあわあ言っていていいかという問題ではないかもしれませんが、発想はそういう大きなものでないといけないと思いますので、もう一度そういう立場に立てるのかどうかということでお話をいただきたいと思います。あくまでも周りのことも見ますけれども、自分たちは何を求めるのかは言わないと伝わらない。言わないことはなかったことになってしまう。今の議論が片方から順番に積み木を崩していくようにやられている中で、ほっておくと押し込まれてしまうよ、せっちゃん詰めだぞということを申し上げているのです。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

非常に地域の交通網、それぞれつながった地域間を通る鉄路でありますし、それぞれの地域において政治的なスタンスというものはあると思います。しかしながら、私の今の見解ではまだまだ先ほどもお話ししたとおり政治的なそういった駆け引きを行えるような状況ではないと私は判断しています。しかしながら、議員おっしゃるとおり本当に政治家同士のやり取りの中で様々なことを行いながら進めなければならない事業ではありますけれども、現在一番私たちが主張しなければならないのは、議員もご指摘の、先ほどからご指摘されているとおりなのですけれども、やはり目的、この交通手段、物流、それをどのように担保していくか。それを確保するというのが最大の目的であって、その手段を、ではどのようにやっていくかというところが一番今後進んでいく上で順番としてはあるのかなと思っております。北海道から第三セクター、バス転換、大きく分けてこの2つとして今提示されているところでありますけれども、どんどん、どんどん状況はあまりいい方向にはいっていないのかなと思います。様々な状況です。これは事業者も含めて。今後の行方を見ながらしっかりと発言するべきときを判断して、私は政治的なメッセージ等々も含めて発信していくべきなのかなって思っております。地域的に見ると森町は新幹線の駅もな

いですし、長万部町、八雲町、新幹線の駅あります。鹿部がそこに触らない関係で並行在来線がどうこうなるときに一番影響を受けるのかな。七飯町さんはライナー、駅ありますし、北斗、函館も同様です。そういった状況下の中で、今後この森町がどのようなメッセージを出していくのか、発信していくのか、これは非常に立場的に大切だと私は当初から捉えております。その点も含めてざっくりばらんな首長同士の話し合い、議論の場を通じて進めていきたいと。私の考え、思いはその点に尽きますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 函館本線（旅客）廃止問題への対応方針についてを終わります。

昼食のため午後１時まで暫時休憩します。

休憩 午前１１時４７分

再開 午後 １時００分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、最低賃金引上げの影響への対応についてを行います。

○６番（野口周治君） それでは、お願いします。

北海道労働局長は、今年10月から道内の最低賃金を50円引き上げて1,010円とすると告示をしました。物価の高騰が続いて国民の暮らしは厳しくなっている中で最低賃金の引上げは当然のことです。同時に、賃金の引上げがぎりぎりの経営を強いられている中小企業や農林水産業には経営を続けられるかどうかという問題として厳しくのしかかってくることも事実です。その結果、職場が失われるようなことが起きると税金など町財政への影響、また人口動態への影響も心配されます。行政としても人件費の増加として直接的に影響を受けることになるはずで、日本では、多くの中小規模事業者は非常に弱い立場に置かれています。本来はこういった問題に所得の再配分機能などで国が対応し、これら事業者や地方自治体を支えながら賃上げを実現し、経済成長につなげるべきだと考えますが、町長の考えはどうでしょうか。また、本来は国の責任であるとしても、それを待っている間に影響が広がってしまえば取り返しがつかないことになります。緊急対策として、町として事業者を支える方策が必要ではありませんか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

北海道最低賃金の引上げにつきましては、８月５日の北海道地方最低賃金審議会において過去最大の引上げ幅で北海道労働局へ答申がなされたところであります。報道等でも伝えられているとおり本改定の背景には、物価高や春闘での賃上げに加え、人手不足により都市部や他県に働き手を奪われまいとする地域間での人材獲得競争が反映されているものと認識しております。最低賃金引上げは、物価高騰による労働者の生活水準向上に寄与する一方、議員ご指摘のとおり企業にとっては経営コストの増加をもたらす可能性があるこ

とから、中小企業、小規模事業者の経営は厳しさを増すものと考えます。まずは、国において中小企業等が賃上げしやすい環境を整え、生産性の向上に対する支援の強化や企業間取引における価格転嫁の改善に対応すべきと考えます。また、町独自の緊急的な支援策については現在のところ考えておりませんが、北海道労働局が窓口となっている業務改善助成金などの活用を促し、企業が不安を感じることなく賃上げに取り組めるよう国や北海道の支援策に合わせて対応してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問。

○6番（野口周治君） 状況の理解は共通だけれども、町としてのことは特に考えていない。道の施策が使えるものは使ってもらおう、こういう答弁であったと思います。税込、収入が限られている中でできることは少ないという正直な答弁なのかもしれませんが、町の基盤は人であると同時に私はお金の動き、事業であると考えます。ここを支えるためにできることはないのかを考えていくという姿勢こそが必要なのではないでしょうか。どちらも大事です。企業も大事、賃金も大事、それは当たり前のことです。その中で町ができることを工夫していく、考えていく、要請していく、できることは何かないのかを考える必要があると思うのですが、再度お答えをお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話のとおり中小企業者、小規模企業者、本当に大変な状況というか、私も小さい店舗を経営していた流れで世の中の動きに敏感に、お客様の動向等々で非常に資金繰り等々で大変な思いをしたこともあります。今回の答弁においては、緊急的なというところでは何か施策はないのかというお話でしたけれども、答弁としては今のところ緊急的なというところでは考えていないところではありますけれども、従前より中小企業者、そしてまた1次産業の事業者さんにおきましては、様々な観点から支援策等々を打ち出してきているところでございます。基本的にこれまでも、私がこの森町で商売をやり始めた頃はまだ最低賃金600円くらいだったような気がします。その頃から考えますと、当時の人件費等々も考えますと、本当に人件費だけでも現在は総額倍ぐらいに今なっているところでございます。それに加えて社会保険、福利厚生を拡充ですとか様々な法改正もありまして、事業主が抱えるそういった課題、そして大変な状況というのは重々承知しているところであります。それに加えて人手不足ですとか、物価高ですとか、本当に三重苦、四重苦の状況であるというのは認識として持っております。引き続き直接的な支援、例えば今まで商品券ですとか、プレミアム商品券等々を行ってきた、ああいった直接的に消費を喚起するような事業、また創業者支援、付加価値向上を一緒に行っていく、そして市場に出向いて、トップセールスマンという言葉も使わせていただいておりますけれども、そもそも森町の価値を底上げして森町のブランドを売ると。森町の商品が売れやすいようにする等々もこの間行ってまいりました。そのようなことを総合して、統合してこれからも引き続きいろいろな施策は打っていこうと考えているところでありますが、繰り返しの答弁になりますけれ

ども、今回のそのご質問にあるとおり賃上げに対して特別的な、緊急的な処置に関しては今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 町が置かれている立場、苦しい状況と世の中の状況に対する理解として大変正直な答弁なのだと思います。誠実な答弁なのだと思います。ですが、事は世界では物価も賃金も上がっている、日本だけが上がっていない。これまでは日本では物価はそれほど上がっていませんでしたから、その影響は隔離されているように見えていた。だけれども、今例えばニセコに来ればラーメン1杯3,000円、それでもインバウンドで来た人は安いと言って消費をしている。そういうしわが寄ってきている話ではあるのです。それを町がどうこうできる話ではない面は確かにそうですが、少なくとも意識の中に置いて支えられる方法はないかを考え続けてもらわないと困ると思うのです。具体的な論点というよりも、姿勢としてどうなのかというところでもう一度答弁をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 支える姿勢というところでお話いただきました。当然今回のご質問に対する答弁としては、緊急的な支援等々は今のところ考えていないという答弁ではございますけれども、中小企業、そして1次産業を支えていかなければならない。そして、盛り上げて森町を売っていかなければならない。森町の名前を売って行って、森町に所在する全ての事業者さんが自身の商売に対して非常に優位性を持って活動、事業を行える、そういった森町の基盤をつくっていかなければならないというのは、これは一貫して町長就任時から考えているところでございます。本当に大変な状況であるというのは、重々承知しております。しかしながら、直接的な給付というか、そういったものが時に正しいのかどうなのかというのは適宜判断していかなければなりませんし、この間もずっと、先ほどもお話しさせてもらいましたとおり商品券事業を行ってきているところであります。その辺の成果も含めて随時担当課のほうで検証、検討はしていかなければなりませんけれども、姿勢としては本当に支えていかなければならない、その1点に尽きますし、それは今までも今後も変わらないというところは答弁させていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 最低賃金引上げの影響への対応についてを終わります。

次に、森川沿い町有駐車場の利用状況の改善についてを行います。

○6番（野口周治君） 町役場の東側を流れている森川の下流部、中央橋の付近、岸沿いの町有地は無料の駐車場として開放されています。近くに用があるときや、お店に行きたいときの駐車場として便利です。こういった駐車場だから、近くで仕事をしている方、住んでいる方などがいろいろな使い方をされるのも結構なことです。ただ、見てみると南側、山側を中心に朝から夕方まで結構な台数の車が止められたままで、大手事業場の従業員駐車場として使われているのではないかと思います。結果として、日中空きスペースが大変少なくなっていることもあります。ここは一つ、大手事業者には自前で従業員駐車場を

用意してもらうようお願いしてもらってはどうか。その結果、森町の方にお金が入るようならばさらによいことだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

普通河川森川の下流部において、両岸にあります駐車帯は不特定多数の方々が商店街などでの買物や飲食店の利用など、一時的に駐車するため利用されている場所でございます。質問にあります大手事業場の従業員駐車場として利用されているか否かにつきましては、どの大手事業所が日常的に駐車されているのか確認はできておりませんが、日中の空きスペースが少ない状況の日があることは担当課でも承知しています。今後につきましては駐車帯の利便性を考慮し、駐車帯周辺の手続き場従業員が通勤等で恒常的な駐車をしないようお知らせ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） では、具体的な話を1つだけしておきますが、私はある大手の事業者に行きました。話を聞きますと確かに使っている。これ動かせないのですかねというのを聞いてもみました。そうすると、自分たちの社内の規程はこういうふうになっている。もしも押し出すということになれば、それは従業員の個人の負担で、通勤手当は払っているのだから、やってもらうしかありませんねという返事でした。その企業運営がいいかどうかは別として、例えば町内の多くの事業者さんは自分で駐車場は用意されています。それに対してもっと大きな会社が、自分たちはみんなが使えるところに止めているのですと。出ていけと言うのであれば、個人個人に考えてもらわなければ仕方ないですねということを行いました。例えば町内会で行事をやります、ゆとりのある人がお金を払います。当たり前のことだと思います。そういうバランスというのは必要ですし、ぜひ強く求めていただきたい。もしもあの場所でなければならぬというのなら別ですけども、そうではないのならば、ほかの場所を提供してもらうことだってできるのではないかと考えます。いずれにしても、あのスペースを町民が、みんなが臨時的に使いやすい形にして運営してもらわないと何のことはない。大きな鯨が池にどぼんと入っていても、みんな入るのだからいいでしょうと。それを認めるような話だと思いますから、それは公平を欠くのではないかと思います。ぜひ工夫をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しの答弁にはなるのですが、まずは我々のほうではどういった事業者の従業員さんがどのくらいの割合でというところは正確には把握していない状況でございます。まずは、一度ちょっと調査をさせていただき、先ほどもお話しさせていただきましたとおり周知のほうはさせていただきたいなと思います。公共の駐車スペースというところでは、多くの方々が公平に利用できるという状況を考えなければならない一方、その中で個々人の使い方、使っていただくその使い方というところをどこまでこちらのほうで工夫して調整というか、動かすというか、それができるのかはなかなか何とも難しいところも

あるのかなと思いますけれども、基本的にはまずはちょっと調査させていただき、事業者のほうには周知させていただければと思います。継続的に少しちょっと様子を見ながら、経過を見ながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ただいまの答弁で調べてみる、その上で周知をすると2段でやっていただくということが出てきました。そうなのだと思います。あくまでも、いわゆる公共の立場から筋を通しにくい。本当は私は社会的な公平、バランスというのは一つの筋だと思うのですが、言いにくいことがあるということは理解できますが、そもそもみんなが使えるためのものをみんなのものだからと言って大手がどんと占めるというのは、やっぱり異常だと思いますし、ほかの事業者さんから見てもおかしいねという話だと思いますから、ぜひ実現できるように頑張ってもらいたいと思うのですが、その辺りのお考えはどうでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員先ほどのご質問の中で、直接事業者のほうへ出向いてお話を聞いたということもお聞かせいただきました。基本的にはその事業主というか、事業者もそれをよしとはしていないと。個別の判断というか、あとは個人に対応してもらうしかないのかなという話をされていたということは、基本的には黙認と言いながらも会社としては別にそれを公式によかれと思っていないというところ。それを突き詰めていきますと、やはり最終的には各個人々の判断というところになってしまうのかな。その流れでいきますと、たとえこの集合体が各それぞれ同じ事業者であったとしても、やはり一個人の考え、結果として同じであってもそういった状況が出てくるのかなって少し思います。調整というか、お話ししづらい部分というのがあるのだというところを共感いただいたのは非常にありがたいところではありますけれども、何とか善処して対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森川沿い町有駐車場の利用状況の改善についてを終わります。

次に、町立病院など窓口での料金支払い方法の拡大についてを行います。

○6番（野口周治君） 4問目です。

町立国保病院の窓口での費用の支払いは現金で行われています。現在の利用者にはそれでよいという声もありますが、今後どう病院が広く町民全体に利用され、町内医療などの核としての機能を果たしていくためには今現在の姿だけではなく、ありがたい姿に向けた努力も必要ではないでしょうか。具体的に、例えばクレジットカードなどを使つての支払いは多くの医療機関で既に行われています。こういった世の流れに対応することも必要ではないでしょうか。また、同列に論じることは難しいとしても、町役場の窓口での手数料支払い方法などについても研究していくことはどうでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

現在キャッシュレス決済が急速に普及している小売店や飲食店と比べると、医療機関でのキャッシュレス決済の導入が遅れているのが現状であります。国保病院においても患者様の多くは高齢者の方が受診されており、現金及び口座振替での支払いのみで、キャッシュレス決済には対応しておりません。しかし、キャッシュレス決済の導入によって患者様もスタッフも現金に触れず非接触での支払いが可能となり、院内感染のリスク低減につながります。また、急な入院等で現金の持ち合わせがないなどの理由により支払いができないというケースにも対応することが可能となり、時代に沿ったサービスを提供することによって患者様の利便性の向上につながります。これらのことから、キャッシュレス決済導入に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、役場窓口での手数料支払いにつきましても費用対効果を見極めながらとはなりますが、先進的に取り組んでいる自治体を参考としてキャッシュレス決済の導入について前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 町立病院など窓口での料金支払い方法の拡大についてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

次に、森町の産業の未来を考える、議席7番、斉藤優香君の質問を行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

森町の産業の未来を考える。森町は自然に恵まれ、1次産業が盛んであることはご承知のとおりであります。それに伴う様々な産業によって豊かな社会が構築されてきました。しかし、近年自然を取り巻く環境の想像以上の変化や成り手不足などが重なり、離農、廃業など各産業において進んでおり、経済基盤が危ぶまれます。今年度で5か年計画が終了する第2次森町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標①に誇りある産業のさらなる躍進と安定した雇用を創出するとあります。そして、PDCAサイクルで着実に事業を実施していくとありますが、成果はいかがでしょうか。また、今後の戦略策定にどのような考えをお持ちでしょうか。森町の産業の未来を担う後継者、継承者には全体的なサポートをして育成に力を入れていくことが町の希望につながると考えます。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

令和6年度を終期とする第2次森町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては4つの基本目標を掲げ、人口減少対策に対する施策を実行し、策定推進委員会での議論の下進めてまいりました。基本目標の一つである誇りある産業のさらなる躍進と安定した雇用を創出するの中の具体的な施策として、産業の担い手対策支援を盛り込み、担当部署による事業が実施されており、成果が見受けられる分野、そして目標値達成には厳しい状況の分野もございます。また、策定推進委員会においても委員より事業成果に対する厳しいご意見をいただいている状況も含め、検証と改善に努めてまいります。さらに、今後の総合

戦略策定につきましては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が抜本的に改定され、近年の社会情勢の変化に対応するためデジタルの力を活用して継承、発展させつつ、地方の社会課題解決に向けた取組を進めるため、デジタル田園都市国家構想総合戦略へと移行している状況であります。町としてもこれまでの総合戦略の蓄積された成果や取組の検証、必要に応じて改善を進め、デジタルの活用に限定することなく再構築してまいります。また、現在担当部署にて行われている産業に対する様々な支援においても有効的に活用していただけるよう周知を行うとともに、担い手対策支援の手法についてさらに検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） これから様々なことをやっていくということなのですが、策定推進委員会では様々な本当にいい意見が出されて、それを生かしていけばもっと改善されていいことになっていくのではないかなと思っても、さきに言いましたPDCAサイクルというのが計画と実施と評価と改善を繰り返して着実に事業を実施していくことの必要性を問われていると思うのですが、令和2年から第2次が始まったのですけれども、その中身的には目標値も実績値の数値もほぼ同じで、振り返りの成果も反省も令和2年から全く同じで、新たな施策も全体的に最終が出たと思うのですけれども、20個で、そのうち達成度の100%というのは3つで、ゼロ%というのが7つ、50%以下というのが5つという結果でした。先ほどいろんな方も言われたように支援メニューというのは一生懸命森町では考えられていると思うのです。でも、この結果というのをどうお考えなのか。何が足りなくて、これから何が必要で、そうするとそれがうまくサイクルが回っていくのかというのをどうお考えなのかというところを聞かせていただきたいというのと、この次の産地になるのですか、はデジタル田園都市国家構想を連携していくというか、取り入れていくというお話もありました。それはどのようなお考えで、どのような町を目指しているのかというところをもう一度ちょっと町長のお考えを聞きたい。

確かに人口の取り合いになっているということもありますが、やはり移住者が増えている町もあります。森町に合った方法や施策というのが必ずあると思うのです。今まで5年間のやってきたことがあまり成功していないということはなぜなのかというところを改めて全部の課で考えて、目標に向かって切磋琢磨していく必要があるのではないかなと思うのですけれども、もう一度町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

少しちょっと観点を変えて、私が町長に就任したときもう既に総合戦略始まっています、まち・ひと・しごとの策定委員会も既に動いておりました。答弁の仕方であまりいい方をしてしまうのはちょっと難しいのかもしれないですが、分かりやすくお伝えしたくてこういう言い方をするのですけれども、行政の仕組み、行政は今何をやっているのか、どのように物事が進んで施策が展開されていくのか。あまりなかなか分からない中

で町長になって、当然総合戦略の会議も決裁等々で知って、この流れというものをコロナ禍ではありましたが、すごくいろいろ調べながら私も伴走的に一緒にやってきたつもりでございました。まち・ひと・しごとの事業に関しましてはK P I、目標値というか、この事業に対してある程度のこういう評価のための目標を決めて、それに対する達成度がどうなのかというところがひもづいています。当初はなかなかその掲載事業の数も少なく、どうして少ないのかなと思いながらも考えて一緒にやってきました。一番最初に気づいたのは、企業版ふるさと納税がこの掲載事業の事業費の積み上げが上限になってもらえるのですよという話が分かりまして、まずそこからスタートしました。これを町外の企業様に出向いて説明して寄附をいただく。そのためには今森町でまち・ひと・しごと、まさにこの目標のため例えば仕事をつくるとか、人の流れをつくる、そして育児、出産、子育て、魅力的な地域をつくる等々いろんな目標がある中で、その企業さんに説明をするための事業としてしっかりと組み立てなければこれはならないな。それは、すなわち外から見られてどう判断していただけるのかなというところとイコールになると思うのです。ですから、どちらかというと私が町長になる前、始まって結構日が浅い制度でもありますし、担当課もいろいろ試行錯誤しながらやってきたのかなって思います。次に向けて、デジ田、デジ田と言うのですけれども、デジタル田園都市国家構想の中でやっぱり何が大事なのかな。外から見られてどう判断されるか、そこをやはりK P Iに盛り込みながら事業を組み立てていって、それを掲載事業としてブラッシュアップしていくという感覚が必要なのかなって思いました。当然そのような感覚もありながら、いろんな課題、いろんな問題を整理しながら担当課は組み立てていってきたのかなとは思いますが、特にこれは町に人を呼び込む、いい町だよってアピールするための事業として分かりやすくご評価いただける事業としてやっぱりつくり上げていかなければならないのかなというのが私はこれからやらなければならない最大の目標なのかなって思います。

そして、またデジタル田園都市というところで、デジタルにこだわることなくということでも答弁させていただきましたけれども、これからのこういった総合戦略の施策に関しましては必ずこれがひもづいてきます。先ほど同僚議員のほうからご質問ありましたとおり、例えばキャッシュレスの話ですとか、医療連携、情報共有の話ですとか、A Iデマンドですとか、全ての施策においてこれからはデジタルの力を活用し、それを交付金としていただくというスキームが絶対必要になりますので、その辺も組み合わせながら結果としてこの町をどういうふうに持っていきたいのか、産業としてこういうことをやっていきたい、子ども・子育ての施策でこういうことをして外の皆様、町内の子育て世帯の皆さんに評価いただきたい。こうしているので、こういうふうに思ってもらいたいというその意思の部分をしっかり施策の中に、掲載事業の中にメッセージとして盛り込む必要があるのかな。それを分かりやすく表に表明する広報の仕方も同時に考えていかなければならないなと思っています。基本的には地方創生という考えの中でまち・ひと・しごとからデジ田のほうに変わりましたが、根本的にこの地域がやらなければならない、森町だけで

はないですけれども、北海道全体、渡島地域全体も含めてやはり共通的に一本真ん中に置いて進めていかなければならない部分というのは変わっていないと思いますので、事業のブラッシュアップはこの5か年計画の更新のタイミングで私もしっかりと担当課と共にブラッシュアップに努めていきたいと思います。策定委員会のほうにも私も参加して、皆さんの委員の意見もしっかりと一緒に把握させていただいておりますので、引き続き頑張っていきますというところで答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） これから5年間に向けての前向きな5年間というか、計画は5年間なので、前向きなお話だったと思います。多分町長になる前、岡嶋さんのときにもうまち・ひと・しごとの推進委員になられていたと思います。なので、この計画については町長になってからもやはり思い入れがあるのではないかな。そして、私はこのPDCAというのはまさに岡嶋さんから教えていただいたサイクルで、これはとても事業にとって大事なのだよって教わって、それはすごく思いにあります。なので、ぜひここを飛ばさずにきちっと事業を実施されるようにしていっていただきたい。

先ほど企業版のふるさと納税の話なんですけれども、それに当たって森町では5月15日に地域再生計画というのを出されていると思うのです。その中でこれを企業版の方に見ていただいて、何か魅力あってすごくふるさと納税していただくというにはちょっとボリュームが足りないのではないかなと思いますので、その辺りも含めて、できたばかりなのですから、改正、改定していくということは大事、アクションですね。なので、これも含めてやっていただきたいなと思います。

ちょっと話を変えますけれども、担い手、担い手って最近フィリピンとかの話でも出たんですけれども、担い手という言葉調べたところ、特に責任を持って引き受け支える人とありました。なので、森町は今担い手確保をしていくことがどの産業においても急務であると私は考えます。もしも私がこの町で、縁もゆかりもないこの土地で未経験の1次産業に挑戦したい、または開業したいとなった場合と考えると途端に途方に暮れます。まずは、あらゆる分野で後継者を探している人、また継承者がいないでやめてしまう人などをリサーチしてマッチングできる情報、またはICT化により経験のない人でも挑戦できる場、大型の設備投資をしなくてもできる仕組みづくり、産業づくり、そして誇りある産業の躍進には何をしたらいいかということを考えていただきたい。最近本当にいろんなまちでワーケーションとか海業とか、連日報道されたりしています。そのためにはやはり体験や研修できる、また家族で住める、できればこんなすてきな森町で、こんなところに住んでみたいって思えるような住宅。私は森町モデルなんかがいいなと思うんですけれども、あと移動手段の確保、テレワークや情報収集、意見交換のできる場、そして先ほど山本議員でも答えられておりましたが、子供がいる場合の保育、教育の対応など安定した雇用創出のためには町全体で受入れ態勢を早期に整え、安心して挑戦できる環境が必要だと思い

ます。また、都会と田舎の2地域居住の促進を目指しての支援メニューもあります。町長は、挑戦者が募る町にしたいとおっしゃいます。まずは、町長が挑戦者のために挑戦していただきたいと思いますけれども、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ただいまのご質問で農業というところ、一つ例えでお話しされましたので、その辺をちょっと私のほうからも述べさせていただきたいと思います。これも私が町長になってから、町にはもう営農指導対策協議会という協議会がございまして、その中で関係機関と共にこの森町の農業をどういうふうにやっていけばいいですかね、担い手どういうふうに確保していけばいいですかねというところを皆さんで考えて対策をやっていくという協議会なのですけれども、そこの協議会の会長に私が直接なりまして、この4年間、コロナ禍は少し活動できなかったのですけれども、本当に担い手の確保、担い手候補者が担い手になり、そして本当に産業の従事者になる。この段階をどうやって森町で受皿をつくるか、そこが非常に大事なかなって思ってきた次第です。新規就農者という言葉の一つ分解してみても本当に様々な課題がありまして、入り口はやっぱり簡単でもいいと思うのです。お試し農業でも家庭菜園でも入り口はいいと思います。まさに、いろんな言葉もあるのですけれども、観光農業とか、関係人口とか、ワーケーションとか、いろんな言葉がある中で入り口はそこでもいいと思います。まずはそこから入っていただいて、今度は実際にもうワンステップ進むときに農業とはどういうものなのかな、これをなりわいとして、要は人生をかけて、さらにはこの地でそれを行っていくことが本当にできるかどうかをお試しいただいて、そのさらに次のステップとして自身の営農、収穫量を上げるとか、付加価値を乗せるとか、大体その3つぐらいのセクションに分けてこの指導体制、そして新規就農者の受入れというものを構築していく必要があるのかなって思います。

私もこれはこの間ずっと町政報告会でずとか、いろんな会合の中でお話しさせていただいているのですけれども、やっぱりもう既に地方は選ばれる側なのだと。私たちがもうあれはいい、これは悪いとか選べる立場ではないというのを前提に置いて、向こうから選ばれる立場になるためには、やはりこれは本当にいろいろな施策を議員ご指摘のとおり行っていかなければならないと思いますので、農業に関しては少し簡単で、はしょって説明させていただきましたけれども、そのように厚いというか、重層的な支援というところを考えているところです。商工業とか漁業とか1次産業だけではなくて1次、2次、3次とサービス業も含めていろいろこの森町にはございます。その中で、先ほども同僚議員のお話にもありましたけれども、やっぱりお金の流れ、経済というところをどうやってこの森町独特のもの、特色のあるものとして動かすか。しかも、それを見える化する。選ばれるには簡単に言うと、やっぱり森町で就業すると商売になりそうだな、森町で営農すると何かすごくいろんな付加価値を乗付けたものをつくれそうだな、それも販売できそうだな、漁業もそうです。林業もそうです。そういったプラットフォームをやっぱりつくっていかねばならないと思います。ですから、基本的には今お話しさせていただきましたとおり

各産業、各分野においてやっぱり来たいな、やってみたいなって思ってもらえるような、そのような施策が必要なのかなって思っております。かなり多岐にわたって幅広く、そして簡単にできることでもないのですが、今後1期目をくくり、そしてまた次の町長の任期が控えておりますので、その際にはしっかりと目に見えるものとなってくると私は思っておりますので、その際には改めてまたいろいろご指導、ご鞭撻いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町の産業の未来を考えるを終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

午後2時まで暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、市政の総括と課題について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

町長は3月4日の森町議会3月会議の行政報告で任期満了に伴う町長選、10月1日告示、同10月6日の投開票に再選を目指して立候補する意向を表明しました。町長として1期目を終了するに当たり、4年前に掲げた政策の達成率をどのように自己評価し、総括しているのでしょうか。

6月30日、7月7日の市政報告会のチラシを見ると、PDCAサイクルにおけるPlan、計画、Do、実行、Check、評価、Action、対策、改善のうちPlan、計画、Do、実行のみの記載で、Check、評価、Action、対策、改善が書かれていません。主要な政策のCheck、評価、Action、対策、改善をさらに森町にどのような変化をもたらしたのかをお聞きいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

4年前、私が町長選に立候補するに当たり掲げさせていただいた公約のうち、育英会奨学金返還免除や入学・卒業祝金について制度の新設を実現するなど、掲げさせていただいた公約については一定程度成果を出していると考えております。また、地域おこし協力隊の任用や大学連携による若者定着促進事業等を通じて職員として森町に採用された事例や町内に拠点を構えて就労した事例など、関係人口の創出や定住対策についても着実に成果を出し始めていると考えております。

このほかにも現在に至るまで様々な行政課題の解決に向けて着実に取り組んでまいりましたが、4年前私は行政経験がない中で町長就任であったことから、課題解決に向けて適切な行政手法を採用することの難しさを痛感しているところでもあります。なお、新規

事業等の評価を行うに当たっては、一定の期間継続した中で得られた結果を基に行うことが重要であると考えておりますので、今後事業を継続していく中でよりよい事業となるよう評価、改善を実施していきたいと考えております。さらに、町民の皆様からの信任が得られた場合につきましては、この4年間町長として町政運営を担ってきた経験を生かし、町民一人一人が幸せを実感しながら暮らすことができるまちづくりの実現に向け、複合施設整備事業などの現在実施中の事業や課題解決に向け継続して検討している事項についても着実に進めていかなければならないと決意を新たにしておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 実は具体的に何をどうのこうのということを今回聞いていないのです。町長がどういうことの政策に対して答えを出してくるのかなというふうに、それがちょっと興味があったので、答えとしてはそういうのでどうなのかなと思いながらも再質問させていただきます。

まず、今回のPDCAサイクルという話で取り上げていますけれども、この部分というのは実はちょっと調べてみたら森町のいろんな計画の中に少なくとも13項目に関してPDCAサイクルについてのあれを触れて書いているわけです。だから、それはいかに森町自体がいろんな計画とかというか、その考え方というかな、事業推進する上での考え方、基本になっている部分というのがPDCAサイクルというのはすごく非常に取り上げているのだと。具体的に言うと、北海道森町基本計画とか、水道事業経営戦略、そして強靱化計画、第1次振興計画とか、国民健康保険保健事業実施計画、さらには森町DX推進計画、森町3次障がい者基本計画、それと地域公共交通計画、地域再生計画とか、当然第2次森町まち・ひと・しごと創生総合戦略も含めて、にわたってこのPDCAサイクルが基本になってくる考え方として位置づけられているわけです。だから、そういう中でどういうふうな町長自体の政策をその中で捉えているのかなというふうに思っていたわけです。

さらに、先ほど言いましたチラシです。6月30日、7日の、それは政治活動の中での話なのですが、町政報告会のチラシを見るといろんなあれをやった、これをやったというのがこのチラシなのですが、これを見て私の第一印象、どう思ったかということ、だから何なのという印象なのです。やったからどうのこうの、やったのは当然やっています。岡嶋町長が言われる最初立候補したときの政策というのはほぼやっているのだと私は理解している。ただ、コロナ禍の中でかなりそれが邪魔をしたのだなというふうには思っています。それで、先ほど言ったようにだから何なのというところ、一番肝腎なところはそれを行ったことによってどう森町が変わったのですかということなのです。それを自分たちで評価しない限り次のステップに行かないのですよ、と私は思っている。だから、今回PDCAサイクルの話を取り上げたのはそのためなのです。だから、このチラシを見て何これというふうに思って、この後にどういう形で出るかは分かりませんが、そこで再度この

P D C Aサイクルの考え方で推し進めた場合において、特に先ほど町長がおっしゃいましたやったことの一つに卒業に当たって10万円給付していますよね。それによってどう変わったのですか。その辺だけまず先に再質問したいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

前回の選挙のときに公約の一丁目一番地というか、公約のチラシの表面のほうに4つほど書かせていただいた中の一番目玉というか、これは必ず実施しますとお話した政策の一つです。それはイの一番にやはり担当課のほうから公約ですので検討します、進めますという話をいただいて、コロナ禍というところもあり多少ちょっと時間は必要だったのですけれども、予算化して財政のほうもめどをつけていち早く担当課は頑張って政策化していただきました。その中で選挙というか、選挙の時点での政策的な戦略、そしてまた就任してからの政策、公約等々で政治的な掲げる公約と、このバランスの感覚というのは非常に難しさがあったと思っています。

正直何でもかんでも現金給付、私はどちらかというと好ましくはないのかなって思っています。当然今でも記憶にありますけれども、当時投書も頂きました。財源も定まっていないのに、町長、いきなりそんな10万円とかってどうするの、はがきで頂きました。確かにいろんなご意見お持ちの方もいると思います。その反面、やはりすごく子育てにはお金がかかる。これは私が町長就任しようと思い、いろんな方々の意見を聞いていた選挙までの前の1年、半年ちょっとの間ですか、いろんなご家庭のお話を聞きますとやはりお金がかかると。小学校入学のタイミング、中学校入学のタイミング、そして高校入学、事業的には中学校卒業時というところで皆さんにご承認いただきましたけれども、その3段階において現金をいただくことで非常に助かると言って、中にはあんまり詳しいことはあれですけれども、これもまた印象に残っていた言葉が、やはり小学生の息子さんだったか娘さんだったかちょっと覚えていないですけれども、卒業式のときにみんな同じはかまを、はかまって言ってしまうとあれですけれども、着させるのだと。でも、なかなかそれに充てるお金を工面できなくて仕方なくとかって言っていたお父さん、お母さんもいらっしゃいました。そういう方々にも使っていただけたのかなって思いますし、修業時に本当に中学校に上がるときは制服も購入しなければならないし、高校入学時、それを交通費に充てたりとか、いろんなことに使っていただけるものとして実施させていただきました。しかしながら、これはP D C AのC h e c kの部分ですけれども、現金給付というのはそれが当たり前になってしまうのです。もらえて当たり前というふうになってしまいますと、やはりどんどん、どんどん際限なくそれが当たり前になっていく。その中で次のアクションとしてやはり考えなければならないのは、直接的に仕組み、そして森町の子育てに関するその体制、親御さんたちの意識、教育についてはどうなのか。子育てに関わる支援の体制はどうなのか、現状はどうなのか、その体制をつくる際には向上させるために税金を使わせていただく、そういう考え方も非常に大事だになって、それは勉強させていただきました。

よって、まとめますけれども、やはり直接的な現金給付は必要でありますし、またその

体制、整備について体制の確保、そしてそういった子育て、教育、様々な行政サービスのさらなる向上に関しましても間接的に資金を投入する。その両方のバランスを組み上げながら引き続き行っていかなければならないのかなって思っています。まずは、答弁になっているかどうかあれですけども、ひとまず第1問目の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） その辺の報告って今までにはどういう、政策の反省も含めてそのようなことというのは聞くタイミングって今までなかったのです。今日町長からいろんな裏話を含めての話だと思うのですが、そういう話を聞けるということは今後の問題にもなってくる、新たな政策の部分で役立っていくのだと私は理解しています。

それで、最近という言い方も変なのだけれども、昨日の補正予算でも上がっていますし、台湾との彰化市との友好提携の話もそうなのですが、フィリピンの昨日の話を政策的に見ていると、一番心配しているというか、今回このPDCAの話の流れで次のステップ、もうそれは古いのだみたいな話が出てきているわけです。それで、一体何なのだ、どういうことかという、次のステップでウーダというOODAというやつが次のステップに来ているのだという話。その流れの中で先ほど言った町長が昨日のフィリピンの話、そして最後なので、彰化市も含めてなのですが、そっちのほうの流れでやろうとしているのか、私としては個人的にはそういうふうに理解した部分があるのだけれども、だからすごく急遽なのですね。早過ぎるというか、速度が。それが不足しているから、今の言ったオーダという部分の話を取り入れてやろうとしている。それというのは、森町のいろんな計画の中で書いているのというのはDX推進計画なのです。この中に触れています。オーダというか、ウーダと言います。OODAという流れの中なのですが、要するにこれのメリットの部分がどこにあるかという、即効性というか、迅速な意思決定、行動ができるということなのです。さらに臨機応変な行動を促せて主体的に動けるようになるという部分がメリットがあるのだと。さらに、一番私がその心配しているところなのですが、逆にデメリットって一体何かというと失敗するリスクが高いのだと言われている。そして、そういう中でいろんな、まずほかにもあるのですが、その部分をクリアしながら今後PDCAで培われたノウハウというか、そういう蓄積された知見を今後どうやって政策に生かすかということだと思うのだけれども、さらに一歩進めて私は町長が今やろうとしている、次のステップでやろうとしている部分で、そのウーダに基づいてやっているのかなというふうに理解しているところなのですが、その辺いかがなのでしょう。

それと、2期目に入っていくわけですけども、向こう4年間の目玉となる政策というのは当然あるわけです。もう今後提案というか、提起されてくるのだと思いますけれども、今言った2つの彰化市との連携とか、フィリピンとの連携とか、そういうのも含めて考えているのでしょうか。その辺最後に聞いて終わります。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ウーダって読むのですね。これ私もちょっと読み方があれなのですけれども、たしかやりながら修正して最適解を求めていくというやり方だったと思うのですけれども、新しいやり方というか、ぜひ行政としてこれは挑戦するべきなのかなって正直思っています。基本的には議会と行政とのその関係性の中でやりながら修正していく、それは当然財政措置も発生します。となると、我々だけがそれをやります、どうしますって言ったとしても、やはりこの議会とこっち側、理事者側の歩調がちゃんと合っていないとなかなかうまくいかないのかなって思っています。

しかしながら、ちょっと思い返していただきたいのですが、ホタテ全国給食事業、あれをやらせてもらったときに、やはりやりながら修正してやっていったまさに定型的な例だったと私は思っています。当然議会に通す前に議長、そして委員会の委員長には一応話は通させていただいて、議会に何も話をする前にマスコミにリリースして、話がどんどん大きくなっていった。その中で進めていったパターンだと思います。結果としてオーライでしたけれども、例えばあの事業が国の交付金の対象外にもし途中でなったとしたら、あれ全て持ち出しでやらなければならない、そういうリスクは確かにありました。しかしながら、結果としてあの1億という枠の中でそれがたとえ交付金使えるのか、自前でやらなければならないのか、どっちにしたとしてもあれだけのすさまじい経済効果というか、1億円だけではふだん得られないような効果を得たというところでは迅速的に物事を進めることのメリットというのは非常にこれから、これは探ったやり方を見つけ出していかなければならないものの一つなのかなって思っています。当然あの事業をやったおかげでというか、あれがうまくいったおかげで、まず交付金が来た、来ないは関係なく、いち早く民間のマスコミさんが飛びついてくれて、ジャパネットたかたさんも飛びついてくれて、国政の先生たちも一気に森町、渡島のほうに目を向けてくれて、本当にやっぱりこれだけ情報を素早く処理して進むということが物すごく大事なのかなというのは痛感しました。しかしながら、その中でやはりPDCAという考え方も非常に大事であって、やりながら修正していくということ結果としてどうだったのか、また元に戻って、ではやりながら修正していくそのやり方をまた検証してPDCAで回していくというのがやっぱり基本にあるのかなとも思います。

台湾のお話と、これからのフィリピンのお話もありました。台湾の話は特にやはり向こうの台湾の方々の事業に対する考え方、物事の進め方に対する、非常にそのギャップが我々とありました。当時のその担当の所長のお話の中では、もうとにかくにもまずは手をつなぎ合って協定を結んで、それから何ができるか考えて迅速に進んでいきましょう。途中で駄目ならやめて、また新しい方法を考えればいいではないか、そういう感じでした。実際台湾のほうに行ってみて、向こうの台湾議会の彰化市の議会の皆さんともお話しさせていただきましたが、やはり同じ考えでした。とにかくにも取りあえずスピード感を持ってまずはやってみよう。参考にさせていただきたいながらも、非常におっかないなとも思っているところもあります。しかしながら、いずれにしても迅速に物事を進めて

チャンスをつかみ取る。そして、既成概念を壊しながら森町としてこの行政と議会ですという仕組みをつくっていけるのかというのは、これは本当に我々が考えて、前例がないにしても合法的なものは当然採用していかなければならないですけれども、いろいろなことをやはり検討していかなければならないのかな、そういう機会がこれからますますどんどん増えるのかなと思っています。官民連携という言葉もお話しさせていただきましたけれども、まだまだ全国でも事例が少ないような、そういった案件もいっぱいあります。これは、やっぱり私たちが独りよがりにならず、議会の皆さん、議員の皆様にもしっかりといろいろな教えを請いながら、教えていただきながら合意形成を深めて新しい何か仕組み、やり方を考えて地域の課題に取り組んでいくということをやらせていただきたいと思いますと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 町政の総括と課題についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、ホタテ養殖の現状について、散骨の取扱いについて、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

初めに、ホタテ養殖の現状についてを行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして質問させていただきます。

1番目、ホタテ養殖の現状についてです。噴火湾のホタテ養殖は1970年代から盛んに行われ、北海道の水産品の主力となっており、日本の食品輸出戦略の主役で輸出食品の首位であります。森町でも養殖事業が盛んに行われ、森漁協、砂原漁協の水揚げ高は噴火湾沿岸の渡島、胆振管内でもトップクラスを誇ります。関連した水産加工業や付随した各種産業も盛んであり、地域経済の一翼を担っていると言えます。ホタテ養殖と言えば耳づくり作業や加工具出荷作業を見かけることが多いと思いますが、採苗、分散、中間育成、耳づくり、育成、出荷と2年以上の月日と大変な労力をつぎ込んで行われています。

地域経済を支えるホタテ養殖事業ですが、近年では採苗不良、へい死、外来種の付着物、国単位での輸入禁止など多くの困難に直面しております。今年度では、とりわけ採苗不良が深刻であり、森町内の海面でもエリアによっては危機的状況であるとの声が聞かれます。以前も採苗不良が発生した際には、オホーツク海方面より稚貝を購入し、数量を確保してきましたが、今年度の採苗不良は全道的に発生しており、価格高騰や販売を断られるケースも発生しているとのこと。耳づくりされる稚貝が極端に減少することは、2年後の水揚げ高が減少することにつながり、母貝が減少することは産卵数減少にもつながり悪循環が発生する可能性が高まります。このような事態を防がなければと考えますので、質問します。

1つ目、採苗不良の原因をどのように調査分析したか。

2つ目、採苗不良発生時の対策としてどのような準備が必要と考えるか。

3つ目、採苗不良発生時に森町として支援が必要と考えるが、いかがか。

以上、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1 点目の調査分析に関しましては、現在試験研究機関による原因究明が行われているところではありますが、全道規模による採苗不良のため原因の特定には時間を要するものと思われます。平成10年頃に噴火湾内で大量の採苗不良が複数回発生した際に、函館水産試験場などによる調査研究が数年にわたり行われたものの、最終的には明確な原因の究明には至りませんでした。その後25年以上が経過し、海洋環境も相当変化していることから、原因究明はより一層複雑かつ困難なものになると推察しております。

2 点目の対策と準備につきましては、原因が特定されなければ対策を講じることはできませんが、準備としては今シーズン稚貝を一定程度確保できた方の例を参考に挙げますと、前浜での確保を前提に良好、不良にかかわらずタイミングを見計らいながら採苗器を多めに投入したり、丁寧な分散を心がけたりと常日頃から自助努力や経験則によるところが非常に大きいものと考えております。加えて、漁協及び漁業者単位でこれまで取引のあった道内各地の稚貝産地との良好な関係性を保つとともに、従来どおりの仲間内で融通し合える共存共栄の精神に期待しているところでもあります。

3 点目の町の支援でありますけれども、ホタテ養殖産業は議員おっしゃるとおり当町の基幹産業であり、地域経済に及ぼす影響は非常に大きいことは重々承知しております。とはいえ、ホタテ養殖漁業者に対しましては、今年の春の出荷に伴い発生した付着物の処理費用について相当額減免している状況にあることから、他産業とのバランスなども十分考慮し、現段階では特段の支援は考えておりません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2 番（河野文彦君） ホタテの養殖事業、私も本当小学生ぐらいの頃から耳づくりのアルバイトなんかして、最後には一緒に沖に出てつるしたり、座布団上げてきたりと、そういうのも体験させてもらって、本当大変な仕事だなというふうに思っていました。そして、今までも大量のへい死であったり、津波でも大きな被害が出ました。本当に多くの困難に立ち向かって何とか今の事業続いているのかなというふうに思っています。

私は本当あの津波のときなんて、ちょうど3月だったでしょう。これから出荷する貝もまだいっぱいあったものですから、本当に絡まったロープをクレーンでつるして、それを1つずつ取るのです。もう何かかわいそうで、そういうのを見ていると本当大変な作業だなというふうにいつも感じていました。過去にも採苗不良あったというようなお話で、平成10年頃にも結構発生しているのですね。僕も当時の水産試験場ですか、のレポートなんかを見ていて、結構過去からもあるのだなというふうなのは情報はつかんでいました。ただ、今年はやっぱり全道的にということで過去にはないぐらい悪いらしいです。過去のレポートなんかを読んでいますと、その卵の状態であったりだとか、はたまたエルニーニョだとか、ラニーニャだとかどんどんスケールが大きくなって行って、結果的にやはり先ほ

ど町長おっしゃったように本当の特定にまでは至っていないというのが現状のようです。ただ、これまた不思議なもので、今年度は私の聞いている情報ですと北海道はやっぱ駄目なのですって。オホーツクでも本当に数量ぎりぎりという状態らしいのですけれども、なぜか青森はいいのですって。ただ、その青森のものはこっちに持ってきてもなかなか水が合わないのか、水温が合わないのか、生存率が悪かったり、変形が増えてしまったりというような状態になってしまうというお話を聞いていました。今年私の何件か聞いたお話ですと、例年の2割ほども集まったのかなという状態らしいです。ということは、もうこのつるす量が2割ほどしかない。そのつるしたのからまた一部へい死なんかも出てしまいますので、2年後の収入がもうそれだけ激減です。本当に1割とかになってしまうのではないか。何かひどいところだと耳づり3日で終わってしまうよみたいなのところもあるみたいです。そういった中で今まずは稚貝についていきますか、集めるのに大変で本当北海道オホーツク方面遠いですよね、ここから。そっちを走り回って稚貝を集めたり、はたまた青森方面まで行ったりというところで、本当にふだんかかっていない経費が大量にかかっているというようなお話を聞いていました。

再質問でそういった形、今年度ふだんは支出しないような経費がもうイレギュラーな形で莫大にかかっているというようなお話を聞きましたので、例えばこういう採苗不良時にエリア外に買い付けにいかねばならないものですから、その辺の経費的なものを何か助成なんかできたら、先ほど質問した発生時の対策としてどのようなこと考えられるかというところで分析はなかなか、原因つかめなかった。発生したときには時期ずらしたり、分散丁寧にというようなお話もいただきましたけれども、結果的に多く買い付けに回らねばならない。そこで経費の増大というのがあるので、例えばこの②番目の部分に着目して、そういった増大した経費の支援というものを今後創設していくことはできないかというところ再質問させていただきたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり私もこの季節柄、浜のいろいろな関係者の方とお話もさせていただきました。事業者、漁師さんにとっては非常に大変な状況、大変って一言で言い表せないぐらい死活問題になるような状況なのかなというふうに捉えています。その中で青森のほうまで稚貝を取りに行って、やはり持ってくる間にもう全て死んでしまうとか、本当にいろんな話聞かせていただきました。中には活魚車をチャーターというか、借りて青森まで行って、活魚車であれば7割くらい生きて持ってこれたのだみたいな話とかもされていた漁師さんもいらっしゃいました。その中で、町長、やっぱり活魚車って結構高くてみたいな話とかもされていて、議員ご指摘のとおりふだんではかからないような経費が結構かかっているのかなというのは認識として捉えているところであります。

先ほどちょっと答弁の中にもありました基本的にはこれの発生時に対する何かしらの支援というものは現時点では検討していないところではありますけれども、全体を通してこの稚貝の不良、採苗不良というところを年間を通して一体どのようなことで総括

されたかというところをもう少し情報収集、検討させていただきたいなというのも正直なところでございます。答弁にも先ほどさせていただきましたとおり、調査の結果そういった原因究明がなされるのかどうかというのはまたちょっと分からないところではあるのですが、何かしらの対応策というのも出てくる可能性もございますし、もう少し経過を見させていただきたいなというところもあります。やはりこれに関する経費の負担というところ以外にも、先ほどもお話しさせていただきましたとおり付着物の減免等々も段階的に不必要であれば減らしていかなければならない。ずっとそういった負担もし続けるというところではなくて、ある程度様子を見ながら検討していくという方向性も両組合のほうには伝えさせていただきました。しかしながら、様々な環境負荷が先行してどんどん、どんどん発生してくるので、いまだにその辺も通常と変わらず、ずっと付着物の減免も行っているところであります。重ねての答弁とはなりますけれども、少し全体の状況を見させていただきながら、また共済につきましても今回どのような扱い、共済の対応にはなるのかなと思いますけれども、そういったことの結果収入がどのように動いたか等々も含めまして経過を観察させていただければなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○2番（河野文彦君） 今ほど町長のお言葉にあったように大変な、本当に死活問題です。再質問ではその経費の部分何とか支援できないかというところで再質問させていただきましたけれども、これ経過を見てというようなお話ですけれども、本当に早い、スピード感を持って何とか支援策を打ち出させていただきたいというのが私の思うところです。なぜかということ、本当に一部やっぱりもう無理だと、もうやっていけないという声が聞こえるのです。ですから、何とか。遠方に快適に行く経費が2年後の収入にどれだけ支援できるかというところは、本当支援できてもそんな大きい額はできないと思うのです。ただ、そういうのは町として金額よりもやっぱり支援しているのだという姿勢を見せることが大事だと思うのです。今ほど付着物の減免というお話はありましたけれども、採苗不良がなくても付着物の減免はしているのです。それは、やっぱり浜の現状が大変だということでこの減免を行ってきたと思うのですけれども、今それに輪をかけて大変な状況になっているのですから、なのでもう一声支援の気持ちを持ってほしいなというふうに思っって今ほどの答弁を聞いていました。

ちょっと繰り返しになるのですが、このやっぱり地域経済を支えている重要な産業の一つというのは、もう皆さん同じ認識かと思うのです。前浜でホタテのある程度の水揚げがあるということは、やっぱり水産加工業者もたくさんあるのです。道内でも有力な業者さん多いのかなというふうに思っていまして、多分一年中ホタテの加工をしているかなというふうに思うぐらい。では、一年中なぜできるのというと、森町は春の時期に水揚げしますけれども、オホーツク方面とか青森方面から原料を買い付けして工場を回している。やっぱりそれだけ有力な業者さんがあるのは、前浜である程度の水揚げがあるから

だと思うのです。私たまたま自宅が森インターの前の通りなものですから、道路がぬれるのですよ、朝方。ぬれているのです。こんなところどうして水つけあるのかなという、夜な夜なホタテを満載したトラックが高速道路から下りていくのです。それを見ていると、ああ、加工具入ってきたなというふうによく見ていたのです。やっぱりその前浜の水揚げが減る。例えば業者さんがもう駄目だと、もうできないということで廃業ってなると、やっぱりそういう加工業者さんの投資も減ると思うのですよね、自分たちの工場に。だから、そういったところを防ぐためにも、やっぱり今ある漁業者さんの廃業を防ぐ、そして後継者の方が安心して商売を続けていく、そういった状況を支援していくのも行政の大きな仕事かなというふうに思っています。

それで、再々質問として先ほど共済というキーワードも町長の中から出てきました。共済に関しては任意ですので、掛けている方、掛けていない方、いろいろあるみたいです。掛けている年数だとか、その方によって料率が多少変わってくるのですか。私も詳しいところまで分からないのですが、やっぱり極端な何かイレギュラーな不良に対しての救済措置といいますか、保険みたいなものですよね、共済って。そういったところを支援できないのかというところを再々質問にしたいと思います。

森町としてはほかの産業には本年度の当初予算にもありましたよね、共済支援というのは。同じだと思うのですよ、本当に。そちらの産業も、こちらの今のホタテの話も。そういうところで再々質問として共済に対する支援、これを森町としてできないか。最初の通告文でいいますと、3番目の質問に関連しますか。今後森町として支援必要というところで、私はこの共済という部分に支援して、皆さんしっかり補償を持ってもらうというの大事だと思うのですけれども、その辺町長のお考えをお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時46分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘の共済に関してですけれども、令和3年から4年くらいまで町のほうで皆さんが入れるような、入ってもらえるためのその基礎部分に関して町から支援を行って、現状ではほぼほぼ100%の方が漁業者入っていらっしゃるという状況とのこと。しかしながらというか、共済に入っているその状況によって、やはりどれだけ補償されるかというところがばらつきがある可能性があったりもします。その辺について今のところ、実際これも漁師さんとお話しさせていただいた感じでは、ひとまずは共済のほうで何とかなる可能性もあるのだけれども、またこれが続くようであれば非常に困るという話もされていました。ですから、現状どのような入り方をされているのかとか、さっきここが多分一番大

事だと思うのですけれども、議員ご指摘のとおり、いや、もう続けられないと、もうやめてしまわなければならないというようなことは、極力これは何とか我々としても思いとどまってもらおうという言い方は何とも微妙な言い方ではあるのですけれども、そこは何とか事業者の確保と継続というところでは頑張っていかなければならないところなのかなと思っています。現状では共済に対しての支援は既に行っているところではありますけれども、もう少し何かできるところ、現状でプラスアルファ何かその共済というところでお力添えできるところがあるのかどうかというところは、両組合のほうとも話をさせていただいて、これも結局のところ経過をちょっと見させていただくというところの話でもあるのですけれども、いただいたご意見を基にその辺も含みながら経過観察のほうはさせていただきたいと思います。

そして、北海道全域で駄目だと。この話は森町だけではなく、近隣市町、長万部町の首長、八雲町の首長さんとも鹿部町もそうですけれども、本当に意見交換させていただいております。政策として、この地域の環境になじむそういった種というか稚貝、そういったものを何か開発というか、生み出していく必要があるのではないか、そういった施策も検討していく必要があるのではないかという声がやはり皆さん同じく話されている内容であります。これは森町だけでどうのこうのという話ではありませんので、そういった可能性も含めて現場の方々、近隣市町村と意見交換、情報共有を進めて検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（木村俊広君） ホタテ養殖の現状についてを終わります。

次に、散骨の取扱いについてを行います。

○２番（河野文彦君） それでは、２問目、散骨の取扱いについて質問させていただきます。

一般的に火葬後の遺骨は墓地に埋葬、または納骨堂へ納骨されますが、近年では宗教観や社会の変化に伴って埋葬や供養への意識、在り方が変化しております。このような変化の中で注目されているのが散骨であり、生前に散骨を希望し、遺族が行うケースが増えています。生前、海や山が好きだったから死後は自然に帰りたいといった思いや、核家族化や少子化が進む中、残していく家族にお墓の世話で負担をかけたくないなど様々な理由があるようです。民間企業の意識調査で散骨を希望するとの回答が４割を超えたとのデータもあり、散骨に対する関心の高さや肯定的な意見が垣間見えます。

散骨は埋葬とは異なるため、相当な節度を持って行われる場合は自由に行っても問題はありませんが、散骨に対して抵抗や嫌悪感を持つ方がまだまだ少なくないのも事実なようです。その方法や場所によってはトラブルに発展するおそれがあるとの法律家の警鐘もあり、個人では行わず専門家や行政窓口相談の上、行うのがよいとのことでもあります。場合によっては、海産物や農産物への風評被害に発展するおそれもあり、国として許容される区域などの基準や行為規制を行うべきとの意見もありますが、規制権限は地方自治体で

あり、条例で定めることが適当であるとの見解が示されています。人生最後のセレモニーとして故人の遺志を尊重しつつ、トラブルに発展してしまうことを防ぐためにも森町としてルールを定める必要がありますので、質問します。

1 つ目、町内にて散骨が行われた実績はあるか、相談や問合せがあったか。

2 つ目、散骨に対する条例制定が必要と思われるが、いかがか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

近年少子化や核家族化で実家から遠く離れて暮らすことが増え、先祖代々のお墓に入るという考え方が薄れていることで供養の多様化やお墓離れが進んでおります。森町でも墓じまいや合葬墓の利用に関する相談が増えているのが現状です。町内で散骨が行われた実績や、散骨に関する問合せをいただいたことはありません。

条例制定については、北海道内で長沼町と岩見沢市で条例、七飯町で要綱を制定しております。長沼町は散骨自体を禁止しており、岩見沢市と七飯町は散骨場を経営する事業者に対し、申請や事業計画書の提出を求める内容となっています。森町における条例制定については現在のところ考えておりませんが、散骨を希望する方が今後増加した場合にはルールを定める必要があると考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2 番（河野文彦君） 人生最後のセレモニーですので、本当故人の遺志を何とかかなえてあげたいというのは遺族もそうですし、町のそういう担当課も同じ考えだとは思いますが。

今回何でこういう質問をしたかという、自分の母親が死んだら検体に提供して、戻ってきた骨は散骨してほしいなって言い出したのです。80歳超えて検体にあげますって言うても何か迷惑かけるのではないかなって、そんな心配して、それがきっかけで、でも森町で散骨してほしいって言われたときにどこにすればいいのかなというのをちょっと調べ出したのがきっかけだったのです。

先ほど町長、本当におっしゃられたようにいろんな価値観の違いで、もう遠方に行ってもなかなかお墓の面倒を見れないという部分で墓じまいや合葬墓、森町には合葬墓という施設がありますので、改めて遠方から遠方にお墓を建てるのであれば、合葬墓に入れてもらえばそれはそれで安心していただけるのかなという部分もあるのですけれども、やっぱり散骨してほしいってうちの母親が言うのです。そうなったときに、先ほどの1 番目の質問で実績があったかというところでない。そういう報告は受けたとか、問合せはなかったということですよね。ただ、散骨に関しては相当な節度を持って行えば自由に行っていていいという部分は法律で権利認められているので、もしかしたらプレジャーボートなんかでちょっと沖合に行って、さよならって言ってさっさっさっさっとまいた実績あるかもしれないです。分からないですよ、これ。自由ですので、仕方ないとは思いますが。

それで、先ほど長沼とか岩見沢、そして七飯でもう一部条例であったり要綱を定めて

いるというようなお話はあったのですけれども、長沼はたしか散骨場を町内に造りたいというような話が上って、それで何か反対運動が起きたみたいです。それから条例を制定したというふうに私伺っています。それで、何かそういうお話が出て反対運動が起きてしまった。それで、条例をそれから定めますではなくて、現にそうやって同じ道内、ましてやお隣の七飯町は要綱ですけれども、条例ではありませんけれども、そういうルール化しているところもあるのですよね。なので、今のところ考えていないというようなお話だったかと思うのですけれども、同じようなトラブルの例があると思うので、森町でも発生しそうな、非常に例があると思うので、事前に定めておいても何も問題ないのかなと思うのです。そんな大きな費用もかかるわけではないですし、条例制定するのに。なので、ぜひ今のところ考えていないではなくて、その辺は先行してやったほうがいいのではないのかなと思うのです。逆に森町は条例ないから自由にできるのだよねという方が、では自由にやろうとしたときに何か反対な意見が起きて取りやめたっていったら、それはそれで遺族の方とか故人は物すごく残念だと思うのです。それであったらあらかじめルールを定めておいて、ルール内で許されるのであればどうぞ行ってください。ただ、町のいろんな意見だとか、産業だとか、水だとか、そういう部分も考えて例えばこういうエリアはやめてくださいとか、こういう海面はやめてくださいとかってあらかじめルールつくっておけば、そのルールに従って行く。それは何も問題ない、故人の遺志で。ですから、逆にいざやろうと思ったときにやっぱり反対の声があってできなくなった。ましてやその後に禁止条例ができたみたいなことになるのであれば、あらかじめルールを定めておいたほうがいいのではないのかなって私は思うのです。

先ほど紹介いただいた長沼は本当全面禁止です。長沼町内は、もう全面禁止みたいです。ただ、ほかの町では、自治体ではそれこそ相当な施設をもって行えばいいですよという条例を定めているところもあるというところで、改めて再質問です。私も全て完全禁止ってまではしなくていいのかなって思うのですけれども、ある程度そういうルールを定めて条例を制定しておいて、どうしても散骨を行いたい方はそのルールの中で行ってくださいという形を表しておくのも大事だと思うのですけれども。なので、今のところ考えていないではなくて、今のうちに定めることが必要なかと思うのですけれども、その辺を再質問させていただきます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

担当課のほうでは何分実際の事例というものが当町において、森町内において具体的な事例というものを持ち合わせていない中でなかなか簡単ではないというか、だからといってすごく難しい話でもないのは確かにそのとおりだと思います。ルールを定めるというところ、いま一度担当課のほうで先ほどちょっとお話しさせていただいた事例を持っている市町に問合せをさせていただいて、具体的に調べさせていただきたいと思います。実際散骨というと土地だったり、多分いろいろなところだと思うのです。海なり山なり本当にいろんなところが対象になるのかなという。対象一つ一つに対してその現象というか、ルー

ルというか、というのなかなかちょっと難しいのかなというのがあります。まずは、繰り返しの答弁になってしまうのですが、こういったものがルールとして設置可能なのか、それをどこまで広げるべきなのか等々も併せて調査させていただきたいと思います。追って議員のほうにその旨またご連絡というか、させていただきたいと思いますので、現時点での答弁といたしましては、そのように調査をさせていただくというところでとどめさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 調査させていただくというようなお答えをいただきました。町長今言ったように条例というのは大変重いものですが、でもそれほど難しい話ではないというお言葉のとおりかなと思うのです。ましてや、これから絶対起こり得る案件だと思います。事案だと思いますよ、これ。なので、起こってからではなくて事前に準備する、これは必要かと思うので、調査だけではなくてぜひ制定までもう一気に進んでほしいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それで、散骨と言っても言ってしまうと海か山かしかないと思うのです。ですから、住宅地の屋根の上にまくというわけにはいかないのです。そうすると陸地ですとやっぱりこれ例えば国有地だとか、町有地だとか、ましてや他人の土地だとか、他人の山に勝手にまくわけにはいきませんから、自己所有の土地なり、所有者に了解を得て行うというようなパターンかなと思うのです。ですので、陸地だとやっぱり水源、森でいったら例えばですけども、鳥崎川で取水していますけれども、その水系の範囲ではやめてほしいですね、正直言って。例えばそういうところですか、あとやっぱり海ですね。これで本当に200海里の外の外洋みたいなところでしたら、あまり漁業にも影響も風評被害的なものもないのかなと思うのですが、例えばここからもう5マイル、5マイルって要は沿岸ぐらいの近い海域でそういう散骨があるとやっぱり、ましてや先ほどの質問ではないですが、こういう養殖事業が盛んな地域だと消費者にとってはあんまりいい情報ではないのかなというふうに思いますので、この辺繰り返しになりますけれども、ぜひ前向きに考えてほしいと思います。

それで、散骨という部分で私いろいろ調べていたら1つ出てきたのが自然葬という散骨に大変似た形のこの弔い方があるようで、例えば自己の所有する山林にお骨をそのまま置いておく。頭蓋骨のまま置いていてもいいらしいです。砕いて置いてもいいです。それに土をかけたら埋葬になりますので、これ駄目ですけども、墓地埋葬法違反になりますけれども、遺骨をそのまま置いておくのは埋葬にならないので、オーケーらしいのです。それで、何か本州方面の話なのですが、とある宗教法人がそういう自然葬の埋葬地を、一応設置するときは町、その自治体に問い合わせたら、土をかけないのであれば埋葬にならないので、どうぞ自由にやってくださいというような答えだったらいいです。それで、その自然葬という形で例えば大きな木の前に骨をそのまま置いておく。そういう形で埋葬

ではないですね。そういう自然葬というのを行っていたらしいのですけれども、近年になってそれが何か一般の人の目についたのかどうかトラブルが発生して、あれは違法ではないのか何とかという形で結構トラブルになって何かテレビにも取り上げられたりなんかもしていて、その辺も事前にしっかりルールづくりをしておけば、自治体としてちゃんと許可というよりもそういう条例、例えばその部分も条例で定めて条例に合致している形ですので、問題ありませんというような何か言質ではないのですけれども、そういったものを定めてあげないとそういう形の自然葬もできないのかなと思ったのです。ただ、やったらやったらハイキングしていた人が突然そこに骨が山になっていたらびっくりしますから、例えばそういうのを設置するのであれば一般の方が入れないようにするだとか、隣の境界から何百メートルより奥でやってくださいとか、そういうルールづくりも大事かなと思うのです。ですから、今後調査していただくということで、散骨に対して。それに、この散骨と自然葬というのは物すごく近いものだと思うので、ぜひ一緒に調査検討していただきたいと思うけれども、それを再々質問したいと思います。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

引き続きというか、今回のご質問をいただきまして調査は担当課のほうで進めさせていただきます。基本的にルールづくりというところで最低限相手が発生する、自分の所有地であれば問題ないのですけれども、相手が生じることだなと思いますので、基本的には所有者であったり、管理者の許可を必須とするとか、そういうのはルールの中には含まれるのかなと思います。なおかつ先ほど議員ご指摘のとおり第三者とか、そういった実態を知らずしてその状況に接した方々のフォローとか、対応とか、そういった方々に対するそのケアとか、そういうのもルールの中には必要になってくるのかなというふうに思います。そうなりますと、かなり様々な方々からいろんなご意見をお聞きするなり、ルールを設定したはいいいけれども、やはり誰も許可をいただけないみたいな話にもなりかねないのかなってふと思ったりもしました。前向きに条例を可能とする、散骨を可能とする前向きな条例をつくるとなると、ある一定程度町民の皆様のご理解も必要になるのかなと思ったりもしますので、その辺含めて、先ほどの自然葬も含めて、調査の中に含めて進めさせていただきたいと思います。

一緒です。

○議長（木村俊広君） 散骨の取扱いについてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

#### ◎日程第4 認定第1号ないし認定第4号

○議長（木村俊広君） 日程第4、認定第1号 令和5年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和5年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和5年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております日程第４、認定第１号から認定第４号までの４件は、議長及び監査委員を除く１２名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第４、認定第１号から認定第４号までの４件は、議長及び監査委員を除く１２名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第９８条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第９８条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 ３時１３分

再開 午後 ３時１４分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に行われた委員長及び副委員長の選任に関わる協議の結果、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に伊藤昇君、副委員長に加藤進君が選任されました。

#### ◎休会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、９月４日から９月１２日までの９日間休会したいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては、９月４日午前１０時開会とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、９月４日から９月１２日まで休会することに決定しました。

#### ◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(木村俊広君) 本日はこれで延会します。

次回は、9月13日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時15分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和6年9月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

## 令和6年第1回森町議会9月会議会議録（第2日目）

令和6年9月3日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時15分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 認定第 1号 令和5年度森町各会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について  
認定第 3号 令和5年度森町水道事業会計決算認定について  
認定第 4号 令和5年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 5 意見書案第1号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書
- 6 意見書案第2号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書
- 7 意見書案第3号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出

### ○出席議員（14名）

|              |             |
|--------------|-------------|
| 議長 14番 木村俊広君 | 副議長 1番 伊藤昇君 |
| 2番 河野文彦君     | 3番 高橋邦雄君    |
| 4番 河野淳君      | 5番 山田誠君     |
| 6番 野口周治君     | 7番 斉藤優香君    |
| 8番 千葉圭一君     | 9番 佐々木修君    |
| 10番 加藤進君     | 11番 山本裕子君   |
| 12番 東隆一君     | 13番 松田兼宗君   |

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

|     |       |
|-----|-------|
| 町長  | 岡嶋康輔君 |
| 副町長 | 長瀬賢一君 |

|                          |      |     |   |
|--------------------------|------|-----|---|
| 会計管理者兼<br>出納室長           | 東 谷  | 美佐子 | 君 |
| 監査委員                     | 山下   | 英一  | 君 |
| 総務課長                     | 濱野   | 尚史  | 君 |
| 総務課参事併<br>選挙管理委員会<br>書記長 | 石 岡  | 丈 宜 | 君 |
| 監査事務局書記長                 | 小田 桐 | 克 幸 | 君 |
| 防災交通課長                   | 柴 田  | 正 哲 | 君 |
| 契約管理課長                   | 山 田  | 真 人 | 君 |
| 企画振興課長                   | 川 村  | 勝 幸 | 君 |
| 企画振興課参事                  | 池 田  | 恵 太 | 君 |
| 税 務 課 長                  | 東    | 克 宏 | 君 |
| 保健福祉課長兼<br>保健センター長       | 宮 崎  | 弘 光 | 君 |
| 保健福祉課参事                  | 萩 野  | 友 章 | 君 |
| 住民生活課長                   | 阿 部  | 泰 之 | 君 |
| 子育て支援課長                  | 野 崎  | 博 之 | 君 |
| 環 境 課 長                  | 川 口  | 武 正 | 君 |
| 農 林 課 長 兼<br>農業委員会事務局長   | 寺 澤  | 英 樹 | 君 |
| 農林課技術長                   | 濱 野  | 真 行 | 君 |
| 農 林 課 参 事                | 佐 藤  | 司   | 君 |
| 水 産 課 長                  | 岩 井  | 一 桐 | 君 |
| 商工労働観光課長                 | 白 石  | 秀 之 | 君 |
| 建 設 課 長                  | 富 原  | 尚 史 | 君 |
| 建設課技術長                   | 伊 藤  | 正 吾 | 君 |
| 砂原支所長兼<br>地域振興課長         | 落 合  | 浩 昭 | 君 |
| 町民福祉課長                   | 奥 山  | 太 崇 | 君 |
| 教 育 長                    | 毛 利  | 繁 和 | 君 |
| 学校教育課長                   | 坂 田  | 明 仁 | 君 |
| 学校教育課参事                  | 藤 嶋  | 希 也 | 君 |
| 学校教育課参事                  | 名 生  | 達 也 | 君 |
| 社会教育課長兼<br>公民館長兼<br>図書館長 | 須 藤  | 智 裕 | 君 |

|                                                        |   |   |   |   |   |
|--------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 体 育 課 長 兼<br>体 育 館 長 兼<br>青 少 年 会 館 長 兼<br>生 涯 学 習 課 長 | 木 | 村 | 忠 | 公 | 君 |
| 給食センター長                                                | 敦 | 賀 | 靖 | 之 | 君 |
| 国 保 病 院<br>経 営 企 画 総 括 監 兼<br>さ くら の 園 ・ 園 長           | 柏 | 渕 |   | 茂 | 君 |
| 国保病院事務長                                                | 千 | 葉 | 正 | 一 | 君 |
| 上 下 水 道 課 長                                            | 水 | 元 | 良 | 文 | 君 |
| 消 防 長                                                  | 松 | 居 | 順 | 一 | 君 |
| 消 防 次 長                                                | 佐 | 山 | 寿 | 一 | 君 |
| 消 防 署 長                                                | 松 | 田 | 光 | 治 | 君 |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                               |   |   |   |   |   |   |
|-------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 事 務 局 長                       | 小 | 田 | 桐 | 克 | 幸 | 君 |
| 次 長 兼<br>議 事 係 長 兼<br>庶 務 係 長 | 関 |   |   | 孝 | 憲 | 君 |
| 庶 務 係                         | 木 | 村 | 友 | 理 | 香 | 君 |
| 総 務 係                         | 水 | 嶋 | 篤 | 市 | 君 |   |
| 総 務 係                         | 山 | 内 | 梨 | 沙 | 君 |   |
| 財 政 係                         | 村 | 井 |   | 涉 | 君 |   |
| 行 革 D X 推 進 係                 | 水 | 口 | 祐 | 太 | 君 |   |
| 人 事 厚 生 係                     | 山 | 崎 | 友 | 也 | 君 |   |
| 人 事 厚 生 係                     | 満 | 間 | 笑 | 歩 | 君 |   |

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 認定第 1 号 令和 5 年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 5 年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 令和 5 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 令和 5 年度森町公共下水道事業会計決算認定について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席8番、千葉圭一君、議席9番、佐々木修君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため議会に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。なお、通告外の事項や質問以外の発言に及ぶことのないよう、当局も含め不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従うよう重ねてお願いいたします。

初めに、尾白内保育所津波発生時の避難についてを行います。議席11番、山本裕子君の質問を行います。

なお、山本裕子君の質問については、森町議会会議規則第50条ただし書の規定により自席において着席で発言することを許します。

○11番（山本裕子君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

2020年4月に政府の中央防災会議において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について科学的知見に基づき想定すべき最大クラスの地震が発生の際の津波高を公表しております。これによれば北海道噴火湾において地震震度は5強以上、満潮時で5メートルから10メートルの津波が想定されています。これは、いつ発生してもおかしくない状況と言われ

ております。

尾白内保育所は津波の浸水領域内にある保育所で、いち早い避難が必要です。当保育所は、ゼロ歳児の定員が3名となっており、1、2歳児は19名です。定員50名に対して現在42名となっており、より早くより高いところに避難するのは容易ではないと考えます。

津波に対する避難訓練としては、昨年度は6月と9月、今年度は6月に実施されており、5台の職員の自家用車を利用して実施され、避難場所は国道278号線と南部生活改善センターです。実際に津波が出て避難する際にはパニックで泣き叫ぶ児童も想定され、散歩中の場合は保育所に戻るのか、散歩の現場まで車が迎えに行くのか、また実際に避難しているのは雪のない暖かい時期なので、冬の寒い中での発生時期も想定した中でお昼寝中の着替えや防寒着はどうするのかなど、シミュレーションしておかなければならないことが多々あるかと考えられます。その場に応じたシミュレーションはできているのでしょうか。さらには、視点を変えてより安全のために尾白内保育所の移転は考えていないのでしょうか。

津波の際、尊い命を守るために最善を尽くした対応策とはどのような対策なのか、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） 山本議員の質問にお答えいたします。

尾白内保育所における津波避難対策につきましては、法律により避難促進施設に該当することから、迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める避難確保計画を策定しております。本計画を基に保護者に対し、津波が発生した際の対処方法や情報伝達の仕方などの情報共有を図り、地震や火災、津波など毎月様々な災害の発生を想定した訓練を重ね、職員の災害に対する知識や経験を深めることで保護者の皆様には保育に対する不安を少しでも解消していただけるよう努めており、保育施設における現状や運営についてご理解をいただきながら利用されております。

議員お話しのとおり、冬期間に発生する災害には防寒対策を含め不安要素が増加し、混乱する児童も想定されるところですが、冬期間においても災害を想定した訓練を重ねており、避難時の防寒対策等についてもその場に応じた対処について実施後は反省を行いながら検証も行っています。実際に有事の際には職員主導で避難することとなりますが、通常の保育業務においても同様に、まずは児童の安全を第一に考慮し、対応するよう職員間で連携を図っております。また、尾白内保育所の移転につきましては、これまでの保育所整備に係る計画策定時にもお示しさせていただいておりますが、尾白内保育所入所児童の推移などにより将来的に森地区の新たな保育所、砂原地区のさわら幼稚園へ集約する計画がありますので、新たに尾白内保育所を整備し、移転することについては現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○11番（山本裕子君） 再度質問させていただきます。

先ほど視点を変えてと申し上げました移転についてです。砂原には保育所がないため、

砂原から尾白内保育所まで通所しているという声を聞いております。尾白内保育所が移転のため廃止した場合は非常に困惑してしまうとのことです。何とか砂原から通所している方が困らずに安全な場所で保育ができるのかと考えた場合、一つの案として砂原に認定こども保育園を開設したらいかがと考えます。幼稚園機能と保育所機能を兼ね備えた認定こども園です。さわら幼稚園と尾白内保育所を合併し、認定こども園として運用することができないのでしょうか。認定こども園なら、ほかの地区や市町村からも通園させたいという理由で移住してくる方も見込まれるかもしれません。

参考例として、厚沢部町では子育て世帯向けの移住体験事業、保育園留学が都会の子育て世帯から注目されており、年間140組が訪れ、子供の希望で移住した家族もおります。交流人口が増えたり、経済効果があったり、短期預かりも受け入れており、認定こども園を利用しながら移転を考えていたところ、子供たちが気に入って首都圏と京都から2組の家族が移転してきたそうです。一石二鳥どころか何鳥もメリットがあるかと思われます。管轄省庁は、保育所は厚生労働省、認定こども園は内閣府でゼロ歳からの預かり、幼稚園は文部科学省で3歳からの預かり、それぞれ管轄が違い難しい側面があるかと思いますが、少しでも早く安全な場所で保育ができるよう町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

尾白内保育所の移転等々に関しましては、先ほど1回目の答弁でお話しさせていただいたとおりでございます。そして、ただいま山本議員からご提案というか、いただきました検討事項に関しましては、この間森保育所、新しい保育所の整備の際に関係課を交えて検討チームを設立し、その中でも検討、議論が行われたところでございます。

私が町長に就任する前のさわら幼稚園につきましては整備事業でございますけれども、その後の引継ぎにおいては、仮に今後そのさわら幼稚園を認定保育所に変えるときにも多少の改修等々で低コストで認定保育所、認定保育園に移行できる、そういった設備として整備されているというところでございます。当然現時点で尾白内保育所を使われている方々、様々な親御さんの理由で、主たるところはやはり職場の通り道であるとか、職場が近いとか、本当に様々なご都合、理由で尾白内保育所を使われているのかなと思っております。しかしながら、安全面の配慮等々、そして今の尾白内保育所の老朽化の現状等々を踏まえて、議員ご指摘のとおり認定保育所に統合するという案も必ずというか、排除せずの一つの選択肢としてこれは検討していかなければならないと。この点は認識して担当課とも話は進めている、具体的ということではないですけれども、今後のことについては検討材料として認識しているところでございます。そして、交流事業等々の広がり、厚沢部町の例を今ご提案いただきましたけれども、まさにそのとおりでございまして、今後保育所、幼稚園、認定保育園、また小学校、中学校のそういった運営に関しましても町内の生徒さんはもちろんでございますけれども、こういった学校に外から通ってみたいなどかということをおっしゃっていただけるような、そういったプラスアルファの要素を必ずというか、学校現場サイドとも、そして幼稚園、保育所、現場サイドともしっかりと情報共有をさせてい

いただきながら、そのような魅力ある施設というか、運営に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） それでは、尾白内保育所津波発生時の避難についてを終わります。

以上で議席11番、山本裕子君の質問は終わりました。

次に、不登校児童・生徒への支援体制について、議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項は、不登校児童・生徒への支援体制についてお尋ねいたします。現在森町では今年の4月に子供たちに温かな手を差し伸べ、いつでも手をつなげられる状態にしてあげなければならないと。私たちが子供の未来のためにできることを最優先で取り組まなければならない。こどもまんなか社会を推進するチャイルドファーストを宣言いたしました。ご存じだと思うのですけれども。

また、文部省も誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを発表し、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えたり、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援したり、学校の風土の見える化を通して学校をみんなが安心して学べる場所にしようと取り組んでいるようです。現在全国の小中学校における不登校児童生徒は約30万人になり、増加傾向にあるようです。森町でも児童生徒の数が減少している中、不登校児童生徒数は十数人いると聞いております。

さて、令和6年度の教育行政執行方針の中に不登校児童生徒に対し、関係部署や関係機関との連携、協働やスクールカウンセラーなどの助言などを生かして早期解決に向けた支援を継続して行い、子供たちの心身の健全な育成や安定した教育活動を推進していくとあります。森町には現在不登校特例校や教育支援センターなどが整備されておりましたが、教育長のお考えをどのようにお持ちなのかお聞かせください。よろしくお願いします。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

7月現在、文部科学省が定める不登校の要件に当たる町内の児童生徒は、小中学生を合わせておっしゃるとおり十数名おり、小学校で在籍数の1%程度、中学校で3%程度となっております。町立学校は、児童生徒の学びの場を確保するために数年前からICT機器を活用した遠隔授業を行っています。また、AI型ドリル、キュビナを全校に導入し、学びたいと思ったときに学べる環境を充実させています。

学校では、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームの設置、もしくはその機能を網羅する体制が進んでおります。校内教育支援センターは、不登校には至っていないものの、不適応の様子が見られたり、教職員が変化を見取った児童生徒について活用を進めるようにしています。心のSOSを発信しやすくするなど効果的であり、児童生徒が校内だけでなく医療や行政の相談機関とつながることが可能となっております。

森町教育委員会においては、教育支援センターという命名はしていませんが、教育支援センターの機能は既に有しており、学校や子育て支援課等と連携しながら職員による教育相談、不登校児童生徒の家庭訪問、医療や行政などの専門機関との接続などに注力しております。不登校特例校については、現在学びの多様化学校と呼ばれ、全国に35校程度、北海道では札幌市に1校設置されております。子供の目線から学校の教育課程を編成したり、行政以外の団体についても積極的に連携したりするなどの特色を持ちますが、当町だけを範囲に不登校の児童生徒を募って一つの学校を形成する状況にはないと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 皆さんもご存じだとは思いますが、不登校児童というのは1年間の中で30日間以上学校を休んだ児童のことを言います。ただし、休んだといっても病気とか経済的理由は省くそうです。それ以外の理由で30日以上休んだ児童を不登校というふうに呼んでいるそうですけれども、不登校児童生徒への支援というのは、学校側にしてみたら学校に登校するという結果をどちらかというと目標にするということに視点をどうしても置いてしまう。でも、そうではなくて児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、やっぱり先ほども話したように学びたいという自主性を目指す必要があるとされている。そういう場所を提供するという意味では、今森町には不登校特例校はないし、教育支援センターはあるとおっしゃいましたが、校内の教育支援の何て言いましたっけ、そういう場所も設置して数件成功されているという方もお聞きはしていますけれども、まだまだそれでは足りない、不十分だと私は思います。それに関してその関連機関としての位置づけとして町内にあるフリースクール等の連携、協働体制を整備することも望ましいと私は考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（毛利繁和君） 何点か出ていましたので、お答えします。

千葉議員おっしゃるように不登校の定義というのは、まず30日以上というふうに文部科学省が定めているということでございます。したがって、今年度の不登校がどのくらいの比率で町内で起きているかというのは、これは年度を待たないとならないことであります。とはいえ、現に不登校という状態に陥っている子供がいること、これがやっぱり私たち教育行政については大事な点であって、そのことに対してどうするかということです。不登校が学校に行くということが目的になっていないかというご指摘でしたが、そもそもが公教育の成り立ちを考えると、決してその根本的になる法令が変わっているわけではなく、義務教育という制度を日本ではつくっておりまして、義務教育、義務教育機関においては保護者がそういう機関のほうに就学させることを義務としております。子供の義務ではなく親の義務です。ただし、その中でどうしても学校に足が向かないというお子さんたちがいる状況の中で、学校に行くという選択肢からもっと幅を広げてはどうかというご意見かと思うのですが、ここについては私は、法令上やっぱりここをまだ依然国としても

崩す予定はないということですから、あくまで親御さんが今の状況に応じて何とか公教育というものを受けさせるということが大事な点だと思います。公教育、義務教育の中で何が大事かということについては、どこを目標としているかということについては、学校教育法というものがございいますので、10個ほど目標がございいますけれども、一々触れませんが、今日は。それに向かって教育を受けさせなければならないというふうに考えております。

では、現になかなか学校に足が向かないというようなお子さんについてどうしていくのかというくだりですけれども、本町では町において先ほど言った教育支援センターの機能というものを有しているとお話ししましたけれども、現に昨年度あたりでも五十数件相談がまいっております。そのうち来所しての相談は実はそんなに多くなくて、電話での相談、あるいはこちらから職員が出向いての相談というようなことで五十数件昨年の実績がありました。そういう中でよりベターな方法を一緒に考えていたり、促したり、つないだりというようなことをしております。さらに、進路を捉えてというお話ありましたけれども、相談の中で一番多いのは進路の相談でした。これはちょっと全国の傾向と違いまして、全国では友人関係とか、そのことが多いのですけれども、町内においては進路の相談がやっぱり一番多かったという状態にあります。

最後に、ではそういう教育支援センターの充実とか、それから関連機関としての町内のフリースクールとの連携という点なのですけれども、教育支援センターの機能は有しているとはいえ、まだまだ不十分はご指摘のとおりだと思っていますし、今後も充実させていく方向で考えております。ただ、やっぱり専門員が必要です。専門的な知識を持った職員というのが必須になりますので、その点でうまくマッチングできるような、そんな機会を常に探しているところです。

それから、関連機関としての町内フリースクールとの連携ということですが、この点についてはちょっと一定の見解を持っておりまして、先ほど触れたように公教育としてできること、法令から関連してできることを鑑みますと、このフリースクールとの連携については校長の判断で、つまり授業を修学したかどうか、履修したかどうかという判断がなされているところですし、これからもそのような体制で進んでまいりたいと思っております。決してフリースクールのことを否定したりとかではないのですけれども、何分教育課程というものが公教育にある以上、そこは校長とフリースクールでやっている活動がリンクするかどうかということを踏まえて校長にご判断いただいているところです。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○8番（千葉圭一君） 再々質問させていただきます。

質問は、先ほど最後にお話ししてくださったフリースクールを利用した場合の出欠の取扱いについてお尋ねいたします。我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関、または民間事業者が提供

するICTなどを活用した学習活動を行った場合、先ほど教育長がおっしゃった校長は指導要録上出席扱いすること及びその成果を評価に反映することができることとするというふうにうたわれていました。

森町では、在籍校の校長が出席扱いについての有効であるか、適切であるという判断する場合の基準があるのかどうか。その学校の校長によって基準がばらばらではなくて、基準があるのかどうか。また、今の時代にもしあるとするのだったら、その基準は今の時代の状況に合ったものになっているように見直しをされているのか。そして、最後にその在籍校の校長が出席扱い、オーケーだよ。でも、2年後に新しく校長が来ました、替わりました。そうしたら、次の着任した校長が、いや、ここは出席扱いはしないよということがないのかどうかをお尋ねして最後とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

まず、フリースクール利用時の出欠の扱いということなのですが、前提としてフリースクールに通っていることをもって例えば教育課程なり、出欠のことなりについて突然相談が始まるというよりは、最初にフリースクールと学校と保護者と、この3者の話合いが非常に重要であります。そのことによって、基準と言いましたけれども、やっぱりこれ一人一人のオーダーメイドと考えていいと思うのですけれども、一人一人によって基準がむしろかちつとはまると逆に、結局一番の目的はその子が学びの場に行くということが損なわれないということが一番大事なところであって、出席がどうであるとか、成績がどうであるかという以上にまずそこを優先しながら3者でちょっとどういう進み方をしようとか、学校での扱いは、ではどうしましょうかというような話合いが必須です。そこがなければなかなか連携という状態には至らないと思いますので、そこを注視しながら心がけていきたいと思います。

さらに、その基準というのが校長の考えによるのではないかとご指摘があるのは当然私も想像ができます。したがって、先ほどの最初の話合いの経緯のとき、校長が教育委員会等にも妥当かどうかというようなところをまず相談してもらうような、そんな機会もつくりたいと思いますし、そのことをもって判断は校長ということにはなりますけれども、校長が替わったからといって即考え方が180度変わるというような事態は避けるよう私たちも努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 不登校児童・生徒への支援体制についてを終わります。

以上で議席 8 番、千葉圭一君の質問は終わりました。

次に、健康なまちづくりの推進について、議席 5 番、山田誠君の質問を行います。

○5 番（山田 誠君） それでは、通告に従いまして健康なまちづくりの推進について質問させていただきます。

令和 6 年 1 月から 8 月までの町広報紙に記載されていた出生者数及び死亡者数を見ると、出生は月平均 3 人、死亡者数は 13 人ぐらいとなっております。年々人口減少が進んでおられます。また、別な資料をよく見ますと町で行っている各種健診受診者数、これ総合健診でございますけれども、が少なく死亡者数が多いのは、これらが要因ではないかと想定いたしております。

森町では、特定健診から簡易脳検査まで 10 種類の検査を実施しておりますけれども、特に胃がん、大腸がん、骨粗鬆症、簡易脳健診の受診が少ない。なぜ少ないのか。これらの健診は全て有料でございまして、300 円から 3,000 円の自己負担を必要とします。もう少し受診者の増加を図るため、今実施している有料健診を無料とし、早期発見、早期治療を行いまして、今人生 100 年時代と言われております。それまで長寿で健康に森町に住んでいただきたいなど、そういうふうに思っております。

自分の健康は自分で守るということを合い言葉に、受診者が多くなれば病人も少なくなりまして、後期高齢者保険料、介護保険料の減少につながり、町の財政運営についても少しでも役立つのではないかと、私はそう思っております。また、各種予防接種も同様に無料化し、健康で住みやすい長寿の町、森町を形成しようではございませんか。町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

町が行っている各種健診は、生活習慣病をはじめ様々な病気の早期発見、早期治療はもちろん、病気そのものを予防することを目的に行っており、より多くの方に受診していただくことにより健康なまちづくりにつながるものと考えております。

さて、健診料金の自己負担額につきましては、健診にかかる費用や無料化した場合の効果などを考慮し、金額の引下げや無料化など、各健診ごとに改定してきた経緯があり、令和 6 年度は肺がん健診の自己負担を無料化しました。また、各種予防接種につきましては、おおむね接種料金の半額程度を助成しているところです。ワクチン接種される方は副反応があることを十分理解した上で受けてもらう必要があります。各種健診、予防接種の自己負担の軽減については、より受診しやすい環境づくりの観点から引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○5 番（山田 誠君） 自己負担額の軽減については、受診しやすい環境づくりから検討していきたいという考え方のございますけれども、最初に言いましたけれども、特定健診も入れて健診が 10 項目ありますけれども、令和 6 年度より肺がん健診、今町長が

言ったように無料化しましたがけれども、有料化の項目は受診者数が減少しているのです、その項目が。やはり森町住民に健診をしていただいて病気の早期発見、早期治療、これをして健康を保持してほしいなど、私はそう思っています。森町の年間の死亡者数の毎年の平均は260人になっている。前後でございます。別の角度から見ますと、介護保険料は渡島管内で一番高いのですよ、森町は。全道でも3位です。これだけ保険料が高いと相当高額になって町民の負担が大変だと、そういうふうに私は思っています。要するに、体調が悪くなりますと介護保険関係の事務所、またはそれを利用するようになりまして、そのため介護保険料が全体的に高くなるということでございます。同様に、後期高齢者の保険料も同様でございます。これらの高騰は、公共施設の利用、介護施設の利用、病院の利用で上がるわけでございますけれども、私はいつも言っているように健康に勝る宝なしといつも言っているのです。これは金では買えない。やはり自分の健康は自分で守るという言葉を含い言葉にして、病人が少なくなりまして、各種健診を無料でほとんどの方が受けれるようにしまして、健康で住みやすい長寿の町森町を目指そうではありませんか。町長、再度お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

山田議員おっしゃるとおり、本当に健康第一。これは若かろうが、高齢者だろうが、それは本当に宝だなと私も思います。先ほど答弁させていただきましたとおり、今年度肺がん検診のところを無料化というふうに実施させていただきましたと、今後いろんな観点があると思うのですけれども、先ほど答弁させていただいたとおり検討のほうは前向きにさせていただきたいなと思います。そして、健診を受けやすい環境という観点からお話ししますと、この受診に関わる費用負担もそうですけれども、やっぱりこの環境というか、意識啓発ですとか、いろんな観点があると思います。この間、山田議員からもこの健診に関しましては本当に様々な一般質問等々、そしてご意見等々もいただいております。先般答弁の中で保健師みんな一同になって、担当課一同になって受診勧奨といいますか、その意識啓発等々、そして待っているのではなくこちらからというような表現も山田議員のほうからいただいております。そういったことも併せて検討させていただきながら、健康に資するその介護予防、そして介護フレイルという言葉も最近は非常に前に出てきているところでございまして、そういったものの予防、総体的に考えまして施策のほうを考えていかなければならないと考えております。順次という言い方をしてしまうとあれですけれども、総合的に判断してこちらのほうは前向きに検討していきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 健診を受けやすい環境づくり、費用負担も考えていくというふうなことでございますけれども、財源的な問題で無料化をしないということであれば検討する必要は私はないのではないかと考えているのです。なぜかといいましたら、介護保険料、

後期高齢者保険料の会計への繰出金、これ今普通交付税、町長、1人当たりどのぐらい歳入されているか担当から聞いておりますか。大体25万から30万入るのです。100人ずつ減っていくということは、3,000万ずつ減っていくということなのです。大変な金額なのです、これ。約3,000万ぐらい浮くわけですから、その意味からしても、やはり早期に無料化を図って健康で長生きしてもらおう。これは、そういうことを念頭に持った考え方で進んでいただきたいと。そのためには、今後保健師の活動的なものも出てきます。これは町長も知っているように管内で2番目に多い保健師がいるわけです、森町は。また、前にも話したことがありますけれども、町長の前に健診に行くべや、あれ私が言ったことなのです。保健師さんに言って、そして保健師さん方が資料を持って各町内会に行ってPR、宣伝を、訪問して受けなさいよと、こういうふうになっているわけです。それで、最近は全然そういうのがない。そのために私相談に行きますけれども、それらの健診場所に相当な距離があるわけです。今免許証の返納だとかいろいろあるから、これは町長、ぜひ町のバスを運行させていただきたいと、これは思っています。そうしますと、車のない方も受診に行けるわけです。それと、また近くに健診場所を設けるか。話聞きますと、健診が50人以上いないと何かその場所を設定できないというような話を伺っていますけれども、そういうこともいろいろクリアしまして、その受診環境を整えていただきたいと。健診は無料化をします。それで、先ほどから言っているように健康で住みやすい森町をつくっていくべきだと、私はそう思っているのですが、もう一度町長の考えをお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

費用負担の無償化につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり前向きに検討させていただきたいと思えます。その上でたゞいま山田議員からもお話いただきましたとおり、やっぱり総合的に受診しやすい環境、受診しなければならないなと思ってもらえるようなそうした意識醸成が本当に必要だなと思っております。その点に関しましては、介護保険料の負担との相殺の考え方ですとか、また介護と、そして医療、病気と、そういった両方の面から総合的にこの森町、町内の医療環境をどのように向上させていくかという観点も必要かなと思っております。先般町外の病院の先生にお越しいただいて講演会も実施させていただいた中でも少しあったのですけれども、この森町全体を一つの医療機関、介護の場所、そういったものとみなして全体を包括的に、地域包括ケアという言葉もありまして、そういったものを活用して環境を向上させていく、そしてまたこのデジタルの技術を活用して人的資源もなるべく少なくして済む。そして、公共の我々行政の人間だけではなくて民間の事業者の皆様のお知恵、そして尽力もお借りしながら、そういった医療、介護、森町全体の環境の向上というものは努めていきたいと考えております。そういったものを総合的に今後展開していく考えでございますので、その点も併せて今後また様々なものをご判断いただければなと思えます。

重ねて答弁させていただきますけれども、無償化に関しましては前向きに検討させていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 健康なまちづくりの推進についてを終わります。

以上で議席 5 番、山田誠君の質問は終わりました。

11時 5 分まで暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に、子育て支援の充実について、議席 3 番、高橋邦雄君の質問を行います。

○3 番（高橋邦雄君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

子育て支援の充実について。森町では様々な子育て支援施策を打ち出し、徐々にその成果も現れております。現在の支援をより充実させていくためにも、一つに発達障がい者支援が挙げられます。発達障がいとは先天的な様々な要因によって主に乳幼児から幼児期にかけてのその特性が現れ始め、自閉症スペクトラムや学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの総称で、文科省の調査によると通常学級に発達障がいの可能性がある児童生徒が 6.5 %いると推計されています。また、専門家からはグレーゾーンも必然的に存在するので、約 8 %が発達障がい、またはその付近にいるとも言われています。さらに、学校教育法の改正によって 2007 年度から特別支援教育に移行され、発達障がいも対象に加わることが明確化されたものの、困難を抱えていると学校現場で判断された児童生徒がどのような支援を受けているのかといった調査では、発達障がいのある児童生徒のうち特別な教育支援が必要と判断されたのは 18.4 %と 5 人に 1 人にも満たず、しかも発達障がいの可能性のある児童生徒のうち 38.6 %がいずれの支援も受け入れていないとの結果が報告されています。

一方で、発達障がいは早期に発見し、早期に療育することで適応を促すことができると言われています。また、不適応から起こるひきこもりなどの二次的障がいを克服させるためにも個々の状態に合ったソーシャルスキルトレーニング等を行い、社会でよりよく生きるための力をつけることが重要になってきます。

そこで、①として森町における発達障がいの可能性のある児童生徒の実態把握についてお伺いいたします。

②として、ゼロ歳児から 3 歳児までの子供の支援について、就学前の子供、4 歳から 6 歳、また高校生、18 歳までを一貫してフォローできる新たな仕組みが求められます。発達障がい児の乳幼児期などの就学前と小学校入学後における支援の状況についてお伺いいたします。

③として、今後森町では発達相談をはじめ、ソーシャルスキルトレーニングや療育を受けられる施設を備えた総合的な支援センターの設置が必要と考えますが、町長、教育長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

発達障がい者支援に関する取組は、近年ますます重要性を増しています。特に発達障がいの早期発見と早期療育は個々の成長を促進し、社会適応能力を高めるために不可欠であると認識しています。①の森町における発達障がいの可能性のある児童生徒の実態把握については、就学時健診、保健センター、学校、保育所、幼稚園等からの情報提供、知能検査、保護者からの相談などで実態把握をしております。

②の発達障がい児の乳幼児期からの小学校入学後の支援については、成長、発達に応じた支援を行う必要があることから、保健センターにおいて乳幼児健診の結果を基に助言や事後指導を行うほか、各年齢期における相談や保育所、幼稚園、学校、児童発達支援センター、医療機関等との連携を図り継続的に支援しております。小学校入学後については、特別支援教育の効果的な支援体制を整備するため、町で特別支援教育支援員を配置し、一人一人にきめ細やかな教育を行っております。

③の総合的な支援センターの設置については、現在町内には発達支援事業所が3か所あり、民間の2施設では集団療育、町営の1施設では個別療育を行っており、いわゆるグレーゾーンの方も利用しております。また、数年前から教材等を活用したソーシャルスキルトレーニングも導入し、社会的なコミュニケーション能力の向上を図っております。総合的な支援センターについては、心理士などの専門家による相談や、より専門的な療育プログラムを提供でき、地域全体で発達障がい者を支える体制を構築する上で大変重要なことと認識しておりますが、渡島管内では広域的に相談が受けられるよう、北海道から委託を受けて行っている発達支援センターあおいそらや、障がい者支援センターぱすてるなどを活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○3番（高橋邦雄君） 再質問させていただきます。

町では様々な取組をされているということですが、重要性はすごく今の答弁で僕にも伝わりましたが、まずやっぱりこの実質の相談数と利用されている方の実人数ということ町長述べられなかったことが一つ残念でありました。

そこで、就学前、ゼロ歳児から就学後の18歳までの間、いかに切れ目なく支援を実現するかということがとても重要です。成長段階に応じて保育所、幼稚園、子育て支援課、保健福祉課、教育委員会や小中学校などがそれぞれ必要に応じて相互に連携し、情報交換を行いながら継続した支援の確保に努めることが重要です。しかし、それぞれの部署等におけるマンパワーに頼ることが多く、必ずしも一貫した相談支援体制が構築されている状況でないのが今の現状ではないでしょうか。出生から成人に至るまでの切れ目ない一貫した発達支援の在り方について議論を進めることがとても大切です。しかし、単なる組織体制づくりの議論にとどまることなく、人材の確保や養成、情報共有の在り方や子供たちが地域の中で理解され、温かく守られるような環境づくりなど、総合的な視点から体制づくり

の議論、検討を進めていく必要があると考えますが、再度お伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、言ってしまうとゼロ歳児から18歳というところ、切れ目なく養育にかかわらず子育て世代への子育てに対する支援、そして教育も含めてですけれども、本当に切れ目なく行っていかなければならない。これは本当に終わりのない、ゴールがないというか、これでいいというところではもうないのかなって思っております。本当に様々な課題ですとか、国の政策の方向性ですとかと整合性を取りながらというところも一つ行政としては検討しなければならないところではあるとは思っておりますけれども、地方自治体としてこの地域で子供たちをどう育てるか。そして、またこの子供の福祉というところの考え方、教育もそうですけれども、これはやはり自治体独自のものを検討して、チャレンジという言葉はちょっと適さないのかもしれないですけれども、本当にいろいろな施策を打って出て、国や北海道の方向性のある程度待たずしてチャレンジしていかなければならないと、そういう認識でもおります。人材、人的、マンパワーの確保というお話もございました。そういう点では、これはこの子育てに対する支援だけではなく、ほかの行政サービスもそうなのですけれども、行政職員、行政だけではもう今後本当にいろいろなものが成り立たなくなっていくと、そういう状況でございます。

今森町に関しましては、私が町長就任してから、先ほどもちょっと答弁で触れたのですが、私が町長になったときはもう既にあったのかな。児童の民間施設、それが少なからずとも増えている状況でございます。最近では、やはり何が必要なのかな。先日尾白内に1つできた民間事業者さんとお話しさせていただいているところではあるのですが、やはり本当に子供たちの目線、子供たちの立場に立っているいろんなことを考えていただいております。そういった方々の活動をお支えし、また行政間、担当課同士の情報共有も当然大事なのですけれども、その民間の方々、民間事業者の方々との情報共有、そしてあの方たちが本当に活動というか、事業を継続していきやすい環境づくりというものもしっかりと行っていかなければならないなと思っております。そういう面では人材確保、行政だけではなくて民間事業者、官民連携でこういったものを行っていけばまだまだ、単なる人材確保にとどまらず新たな魅力というか、新たなそういった森町の仕組みづくりというものにチャレンジしていける環境が整うのではないのかなとある種希望を見いだして民間事業者の方々とお話しさせていただいております。その辺の動きにつきましては、私も次期、次の2期目、そういったところでの公約等々に私は官民連携というキーワードを通じて様々なものを乗っけていきたいなと思っております。いずれにいたしましても、本当に切れ目なく行っていかなければならないというところはご指摘のとおりでございますし、今後も担当課連携はもちろんのこと、官民連携でしっかりとこの森町、誰もが住みやすい町にしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君） それでは、再々質問させていただきます。

民間と官民連携というのは物すごく大切なことで、でもその中にやっぱり町としてどのようなスタンスでいくのかということがとても重要になってくると思います。そこで、成長段階に応じたそれぞれの支援の中で大切になってくるのが一貫した個別の支援計画がまず1つとして考えられます。増加傾向にある発達障がい、グレーゾーンなどの子供たちの顕在化は小学校に入ってからとも言われ、環境に適応できない二次的な障がいも年々増加していると言われております。

現状では、保育や教育環境でも発達障がいに対する理解や指導について研修等もかなり進んでいるものと思われしますが、それでも個々の発達の状況によって指導方法に差異が生じやすいなど、個人に合った指導の在り方が求められてきます。そのような中、成長段階に応じたそれぞれの現場における現在の対応と併せて専門的な施設の一貫したサポートが必要でないかと思われします。

また、各市町村では発達相談センターというような専門的な部署が4歳から就学前の比較的サポートが薄れがちな世代をフォローしたゼロ歳児から就学後の18歳まで一貫した相談や支援体制を図るなど、一定の成果を上げております。発達障がいについては、社会全体で理解を深めることもとても重要になってきます。障がいという言葉にまずとらわれることなく、一人の命として考えていくことが最も重要でないかと考えております。その啓発にも力を注いでいただき、ぜひ森町においても総合的に支援できる環境を独自で構築していかなければならないと考えますが、再度お伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町としてどのような方向性、先ほどから答弁させていただいておりますとおり、やはりこの切れ目なくというところは、非常にこれは大切なキーワードなのかなと思っております。先般、先ほども同僚議員の方からご質問のときにご質問の内容等々でもございましたけれども、チャイルドファーストというところを宣言させていただきました。その中には、やはり子供の立場から、そして子供と共にというキーワードも含まれております。広く子供の安心、安全というところでは、先般中央病院さんともかなり連携を深めさせていただいております。様々な情報共有もいただいているところでございます。しかしながら、子供の状況を医療の立場から見ると、そういった先生も非常に不足しております。先日ちょっとお話を、担当のお医者さんの方とお話ししたときには半年待ちくらいの、そういった状況があると聞いております。そういったことを、お医者さんのスキルとか、そういった子供の診断を直接その学校ごとに、施設ごとにするというのはなかなか難しいのかなと思います。しかしながら、専門的な知識を各それぞれ学校も含め保育所も様々な教育、子供と関わる施設の中である程度のこの知識、そういったものを積むのは私は必要であると思っておりますし、それは今後の官民連携の体制の中で構築していくことはできる、可能なかなと思っております。これも本当に様々な関係機関、担当課もそうですけれども、いろいろな調整も必要になってきますけれども、そこはやはり官民連携というところを一つキーワ

ードにして、もっとも行政と民間の関わり合いを深めながら新たな体制づくりというものを進めていきたいと考えております。当然啓発活動等も非常に大切だと思います。4月にブルーライトアップという活動も町長に就任してから参加するようにしております。これも担当課もそうですけれども、民間の事業者さん、様々な団体の皆様からご協力をいただいて、お知恵をお借りして参加させていただいております。そして、管内で様々なイベント等も開催している中で、私もいろいろと顔を出させていただいて情報共有も行っております。町内でもそういった活動をしていただけるような様々な機会を設け、啓発活動のほうはバックアップ、協力させていただきたいと思いますので、その点もまた議員の皆様方にも一つ何かご協力いただければと思いますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 子育て支援の充実についてを終わります。

以上で議席3番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、函館本線（旅客）廃止問題への対応方針について、最低賃金引上げの影響への対応について、森川沿い町有駐車場の利用状況の改善について、町立病院など窓口での料金支払い方法の拡大について、議席6番、野口周治君の質問を行います。

初めに、函館本線（旅客）廃止問題への対応方針についてを行います。

○6番（野口周治君） では、1問目です。

昨年6月のこの場で私の質問に町長は、今後も町民の意見も踏まえ、渡島ブロック会議で沿線自治体や道と共に国等への要望を検討する。インフラは無条件に必要なものだ。日程に余裕が生まれるなら、別途沿線首長と国、道に働きかけるとの趣旨で答えられました。その後、8月、12月とブロック会議あっていますが、12月の対策協議会の議事録によれば、函館、八雲、鹿部の首長が発言しています。なぜこの場で町長として発言されなかったのか、町長の立ち位置はどのようなものなのか、改めて尋ねます。

現在新幹線の札幌延伸は数年単位で延びること、廃線後の対応として示されていた案の一つであるバス転換ができないことが明らかとなっています。この問題は町にとって決して外部の問題ではなく、都市間大量輸送の手段を失って町が縮小していくかどうかという当事者として大変な問題ではないのでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） まず、冒頭に通告書にございますバス転換ができないことが明らかとなっているについてでございますが、現状においてそのような事実がないことを申し上げさせていただきます。

それでは、お答えいたします。昨年12月に開催されました北海道新幹線並行在来線対策協議会第10回渡島ブロック会議において、札幌延伸に伴い経営分離される函館線における交通モード別の収支予測の中間精査とバス運行に関するたたき台が示されました。現在のたたき台を基に対策協議会の事務局である北海道からバス事業者へのヒアリングが行われているところであります。

その以前に開催されました第9回ブロック会議において、経営分離後にいずれかの交通モードが選択された場合でも近年の社会情勢の変化や事業者の経営判断等によってその事業を担う事業者がいなければどうにもならず、次の一步が踏み出せない状況である、そのような旨の発言を私からさせていただきました。なお、現在もこの考えを変わず持ち備えておりますことは申し上げさせていただきます。

今後においても町民の意見を基調とし、そのときの現状を適宜判断しつつ、森町としての考えを申し述べていかなければならないものと思っていますところであります。そして、この問題は大変な問題と認識しておりますとともに、今後のまちづくりに影響を及ぼしかねないと思っております。前回のご質問でお答えさせていただいたとおり必要不可欠なインフラと捉えていることから、引き続き沿線自治体との情報共有、意見交換、ブロック会議での議論を重ねてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 問題の影響力、影響についての認識は一致しているということがよく分かりました。

最初に、まずバス転換できないことが明らかとなった。私の表現が拙いことをご指摘いただきましたが、必ずしも正確ではないかもしれません。しかし、今世の中で起きていることはそういうことではないですか。例えばこの通告をした後ですけれども、8月28日、山線のブロックの協議会が行われた。ここで行われたポイントの一つは、バス転換はどうなるのだという議論だったはずです。そのためにバスの事業者3者を呼んで話をした。道のホームページをチェックしましたが、残念ですが、議事録はまだ公開されていませんので、私はその元資料ではなくて報道ベースのデータで話をいたしますが、この場ではバスの3者ともが現在のバスを維持するので精いっぱいだという趣旨の答弁をしている。これは、裏を返せば新しく代替運送機関として働けと言われても難しいといったものだとは私は理解をします。もちろん、このバスを利用して進むことが不可能とは言いません。それであれば、それに必要な支援なりなんなりを考えればいいことではあります。ですが、例えば、ではバスを何便走らせるのですか。冬期、バスが本当に運行できるのですかなどなどたくさん問題が具体的にあるはずですが、そういう話には進んでいません。今は自治体から言われたから、バス会社を呼んでこい。来てもらって話をしたら、バス会社はこの間言われているのと同じことを繰り返して、その認識が必要ではないかと私は思うのです。今国がJRに分割して民営化して、次は不採算路線はどうするのだと会社に迫って、その結果として旅客部門を分離させて片方で新幹線をつくって、こういうふうの問題を切り分けて順番に進めているわけです。その中で一つ一つについて、それはどうです、これはどうですというふうに対応していくと、今起きているようなことが進んでいくとは思います。では、バスと第三セクターとどちらですかと、この議論そのものが第三セクターにいったら膨大な投資が必要ですよということが最初から分かっている話です。ですから、

今バスのほうに傾くことになった。後志のブロックでは、その議論を一生懸命、余市だったと思いますけれども、町長さんはそういう議論の進め方をすると間違ったことになるのではないかと考えたので、これは私の推測ですが、具体的なデータをたくさん要求しました。話をしたけれども、最後にはバス転換に世論をまとめていかれてしまった。その結果、今何が起きているかという、そのバス業者が対応できないということを言うところまで来ています。

私がこういうことを言っているのは、バスの問題だけではないのです。次は、貨物輸送についても同じことが起きるのではないかと私は心配しているのです。トータルとして、今の鉄道をどうやって維持するのですか、旅客部門を含めて維持するのですかということが問われているのではないのでしょうか。

町長がおっしゃったとおり第9回の会合でバス転換の問題を中心に町長が発言されていた、そのとおりです。議事録にもそういうふうに載っています。ですが、同じ会議で例えばはこだてライナーは維持するということを考えたい。非常に玉虫色なのです。第三セクターなのか、現状を維持するのかははっきり言わずにこれを主張している。それに対して道のほうは、その切り分けに対してあえて第三セクターですかねというふうに引っ張っている。そういう綱引きをやっているわけです。七飯も慎重に対応してほしいということを言っている。鉄道をどうするかということについては、慎重に対応してほしい。

第10回の議事録を見ると、八雲は今の観光のことを考えると鉄道の長万部までの維持も含めて考えることが必要ではないかという発言を明確にされています。同じように鹿部も最後に付け足しですけども、同じ趣旨の発言をされていますよね。多分町長お聞きになったはずです。一番最後の発言です。こういう中でバス転換だけに絞った議論に乗っちゃって、私どもも地域のコミュニティバスのようなことは考えています。それはそうでしょうけれども、問題はそこではないはずです。都市間大量輸送をどう保障するのか。少なくともJRほどのスピードで人を運べるのですか、バスで。こういったことを考えたときにもう一度戻って考えるべき事態が今日の前にあるのではないかと考えます。いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

端的に、これはちょっと分かりやすく答弁したほうがいいと思います。私の見解といたしましては、現在のブロック会議内で提供されている数値的なデータ、これはもっともっと私は精査が必要であると思います。一応中間報告というところで、バス転換を前提としたそういった情報をバス事業者さんにこちらのブロック会議内の会議体から、事務局のほうから情報提供をして、その結果どうなのかというところを今待っているという、そういう状況でございます。ご承知のとおり何かをどうするところまでは、現在のブロック会議内で実際のところそこまでは進んでいないという私は認識であります。

前回、10回のブロック会議で各首長の皆さんが発言されておりました。その中で各自治体が持つ、内に所在するそういった交通輸送の資源、鉄路、ライナーの話もそうですけれども、そういった立場において皆様発言されておりました。しかしながら、実際のところ

議論の真ん中、どうするのか、では実際。今の現状、渡島管内、この海線の中で活用できる資源は何なのかというところまではブロック会議上では私は共有されて、まだまだ明らかにしなければならない、もっと精査しなければならない、そういう状況だと考えております。

先般北海道の事務局のほうにもこれはお伝えしているところではあるのですが、首長が集まるブロック会議、その前段というか、1個下に幹事会というものもございまして、その中でも様々な検討がされているところでございます。しかしながら、これはどのようにその会議を運営、それはどのように公開するかというところも含めてですけれども、そこはちょっと検討しなければならないですけれども、もっともその細かい情報を首長の中で、この表現正しいかどうか分かりませんが、ざっくばらんに検討し合える、議論し合える、そういった環境をつくっていかなければならないと。私は町長に就任してこのブロック会議参加してから、担当課ともそうですけれども、北海道のほうに伝えております。現時点で出されている情報に関しましては、その中で判断していかねばなりませんけれども、しかしながらまだまだ私は情報の精査が必要であると考えております。幸いなことというか、2030年という期限が少し今延びた状況でもございますので、その中でもっとも情報共有を北海道のほうにもしていただくようお願いもしつつ、そして根本的にこの日本国において、今貨物のお話も出ましたし、旅客の話も出ました。人を運ぶ、物を運ぶというインフラ、これを国として、北海道として、地域としてどのように考えているか、どのように守っていかねばならないのかというところは、引き続き私も首長としてブロック会議外でもこれは発信していかねばならないと思っております。

先般、横並びで歩調を合わせるというのはなかなかあまり首長としては好ましくないところではありますけれども、しかしながら私の思い、考えだけで何かをなす、そのような事業でもございませぬので、その辺はしっかりと適宜その状況に合わせて発言すべきことを私の中でも精査して発言していきたいと考えているところでございます。

次が11回のブロック会議になりますけれども、その中で北海道からどのようなデータの提供があるか。バス転換に関してを想定しての情報提供にはなるとは思いますが、それをちょっと拝見させていただきながら様々なことを検討していかねばならないと現状では思っているところです。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 私、努力されていないと言っているわけではないのです。例えば今の並行在来線をどうするかというときに、当時の森町の首長が私の言葉ではやすやすと乗ってしまった。何をやっていたのだと思います。その後の首長さんたちについても、この問題をこれまでの時間何をやってきたのだろうとも思いますが、今ここにある問題を解くのは今の政権です。ですから、ここをしっかりとやってほしいと、そのための問題をクリ

アにしたいという議論をしているつもりです。今のメインのテーマは何なのか、どれが話題なのかということと、みんながいろいろ話をしている中で、はっきり言えば一人だけ違うことを言って本当に連携が取れるのかという問題、それは実際あると思います。政治ですから、いろんなことを踏まえながらやらなければいけない。全く関係のない利害との連関だってもちろんあります。ですが、大事なことを言わないでいると、いつの間にか言えなくなる。だから、函館の首長さんは一生懸命に2つのことを言っています。新幹線を延伸しろと言いながら、片方ではライナーを残してほしいと言っている。そういうことを何回も何回も言っている、これだと思うのです。本当に必要なことは、言うべき言い方、場、タイミングというのももちろんあります。1人で言わないようにするために仲間をつくることももちろん必要ですが、どうやってそれを繰り返し言い続けるのか、世論をつくるのかという姿勢が政治家というのは必要ではないかと思います。例えば国の話もされました。ですが、国だけではなくて外を見れば上下分離です。こんなお金のかかるインフラでも必要なインフラだから、鉄路は国が面倒を見ます。アメリカ、ヨーロッパへ行ってみたらたくさんあります。そういう在り方だってある中で、今の枠の中の議論だけではいけない。もちろん森町の首長がそのことをわあわあ言っていていいかという問題ではないかもしれませんが、発想はそういう大きなものでないといけないと思いますので、もう一度そういう立場に立てるのかどうかということでお話をいただきたいと思います。あくまでも周りのことも見ますけれども、自分たちは何を求めるのかは言わないと伝わらない。言わないことはなかったことになってしまう。今の議論が片方から順番に積み木を崩していくようにやられている中で、ほっておくと押し込まれてしまうよ、せっちゃん詰めだぞということを申し上げているのです。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

非常に地域の交通網、それぞれつながった地域間を通る鉄路でありますし、それぞれの地域において政治的なスタンスというものはあると思います。しかしながら、私の今の見解ではまだまだ先ほどもお話ししたとおり政治的なそういった駆け引きを行えるような状況ではないと私は判断しています。しかしながら、議員おっしゃるとおり本当に政治家同士のやり取りの中で様々なことを行いながら進めなければならない事業ではありますけれども、現在一番私たちが主張しなければならないのは、議員もご指摘の、先ほどからご指摘されているとおりなのですけれども、やはり目的、この交通手段、物流、それをどのように担保していくか。それを確保するというのが最大の目的であって、その手段を、ではどのようにやっていくかというところが一番今後進んでいく上で順番としてはあるのかなと思っております。北海道から第三セクター、バス転換、大きく分けてこの2つとして今提示されているところでありますけれども、どんどん、どんどん状況はあまりいい方向にはいっていないのかなと思います。様々な状況です。これは事業者も含めて。今後の行方を見ながらしっかりと発言するべきときを判断して、私は政治的なメッセージ等々も含めて発信していくべきなのかなって思っております。地域的に見ると森町は新幹線の駅もな

いですし、長万部町、八雲町、新幹線の駅あります。鹿部がそこに触らない関係で並行在来線がどうこうなるときに一番影響を受けるのかな。七飯町さんはライナー、駅ありますし、北斗、函館も同様です。そういった状況下の中で、今後この森町がどのようなメッセージを出していくのか、発信していくのか、これは非常に立場的に大切だと私は当初から捉えております。その点も含めてざっくりばらんな首長同士の話し合い、議論の場を通じて進めていきたいと。私の考え、思いはその点に尽きますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 函館本線（旅客）廃止問題への対応方針についてを終わります。

昼食のため午後１時まで暫時休憩します。

休憩 午前１１時４７分

再開 午後 １時００分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、最低賃金引上げの影響への対応についてを行います。

○６番（野口周治君） それでは、お願いします。

北海道労働局長は、今年10月から道内の最低賃金を50円引き上げて1,010円とすると告示をしました。物価の高騰が続いて国民の暮らしは厳しくなっている中で最低賃金の引上げは当然のことです。同時に、賃金の引上げがぎりぎりの経営を強いられている中小企業や農林水産業には経営を続けられるかどうかという問題として厳しくのしかかってくることも事実です。その結果、職場が失われるようなことが起きると税金など町財政への影響、また人口動態への影響も心配されます。行政としても人件費の増加として直接的に影響を受けることになるはずで、日本では、多くの中小規模事業者は非常に弱い立場に置かれています。本来はこういった問題に所得の再配分機能などで国が対応し、これら事業者や地方自治体を支えながら賃上げを実現し、経済成長につなげるべきだと考えますが、町長の考えはどうでしょうか。また、本来は国の責任であるとしても、それを待っている間に影響が広がってしまえば取り返しがつかないことになります。緊急対策として、町として事業者を支える方策が必要ではありませんか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

北海道最低賃金の引上げにつきましては、８月５日の北海道地方最低賃金審議会において過去最大の引上げ幅で北海道労働局へ答申がなされたところであります。報道等でも伝えられているとおり本改定の背景には、物価高や春闘での賃上げに加え、人手不足により都市部や他県に働き手を奪われまいとする地域間での人材獲得競争が反映されているものと認識しております。最低賃金引上げは、物価高騰による労働者の生活水準向上に寄与する一方、議員ご指摘のとおり企業にとっては経営コストの増加をもたらす可能性があるこ

とから、中小企業、小規模事業者の経営は厳しさを増すものと考えます。まずは、国において中小企業等が賃上げしやすい環境を整え、生産性の向上に対する支援の強化や企業間取引における価格転嫁の改善に対応すべきと考えます。また、町独自の緊急的な支援策については現在のところ考えておりませんが、北海道労働局が窓口となっている業務改善助成金などの活用を促し、企業が不安を感じることなく賃上げに取り組めるよう国や北海道の支援策に合わせて対応してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問。

○6番（野口周治君） 状況の理解は共通だけれども、町としてのことは特に考えていない。道の施策が使えるものは使ってもらおう、こういう答弁であったと思います。税込、収入が限られている中でできることは少ないという正直な答弁なのかもしれませんが、町の基盤は人であると同時に私はお金の動き、事業であると考えます。ここを支えるためにできることはないのかを考えていくという姿勢こそが必要なのではないでしょうか。どちらも大事です。企業も大事、賃金も大事、それは当たり前のことです。その中で町ができることを工夫していく、考えていく、要請していく、できることは何かないのかを考える必要があると思うのですが、再度お答えをお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話のとおり中小企業者、小規模企業者、本当に大変な状況というか、私も小さい店舗を経営していた流れで世の中の動きに敏感に、お客様の動向等々で非常に資金繰り等々で大変な思いをしたこともあります。今回の答弁においては、緊急的なというところでは何か施策はないのかというお話でしたけれども、答弁としては今のところ緊急的なというところでは考えていないところではありますけれども、従前より中小企業者、そしてまた1次産業の事業者さんにおきましては、様々な観点から支援策等々を打ち出してきているところでございます。基本的にこれまでも、私がこの森町で商売をやり始めた頃はまだ最低賃金600円くらいだったような気がします。その頃から考えますと、当時の人件費等々も考えますと、本当に人件費だけでも現在は総額倍ぐらいに今なっているところでございます。それに加えて社会保険、福利厚生の拡充ですとか様々な法改正もありまして、事業主が抱えるそういった課題、そして大変な状況というのは重々承知しているところであります。それに加えて人手不足ですとか、物価高ですとか、本当に三重苦、四重苦の状況であるというのは認識として持っております。引き続き直接的な支援、例えば今まで商品券ですとか、プレミアム商品券等々を行ってきた、ああいった直接的に消費を喚起するような事業、また創業者支援、付加価値向上を一緒に行っていく、そして市場に出向いて、トップセールスマンという言葉も使わせていただいておりますけれども、そもそも森町の価値を底上げして森町のブランドを売ると。森町の商品が売れやすいようにする等々もこの間行ってまいりました。そのようなことを総合して、統合してこれからも引き続きいろいろな施策は打っていこうと考えているところでありますが、繰り返しの答弁になりますけれ

ども、今回のそのご質問にあるとおり賃上げに対して特別的な、緊急的な処置に関しては今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 町が置かれている立場、苦しい状況と世の中の状況に対する理解として大変正直な答弁なのだと思います。誠実な答弁なのだと思います。ですが、事は世界では物価も賃金も上がっている、日本だけが上がっていない。これまでは日本では物価はそれほど上がっていませんでしたから、その影響は隔離されているように見えていた。だけれども、今例えばニセコに来ればラーメン1杯3,000円、それでもインバウンドで来た人は安いと言って消費をしている。そういうしわが寄ってきている話ではあるのです。それを町がどうこうできる話ではない面は確かにそうですが、少なくとも意識の中に置いて支えられる方法はないかを考え続けてもらわないと困ると思うのです。具体的な論点というよりも、姿勢としてどうなのかというところでもう一度答弁をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 支える姿勢というところでお話いただきました。当然今回のご質問に対する答弁としては、緊急的な支援等々は今のところ考えていないという答弁ではございますけれども、中小企業、そして1次産業を支えていかなければならない。そして、盛り上げて森町を売っていかなければならない。森町の名前を売って行って、森町に所在する全ての事業者さんが自身の商売に対して非常に優位性を持って活動、事業を行える、そういった森町の基盤をつくっていかなければならないというのは、これは一貫して町長就任時から考えているところでございます。本当に大変な状況であるというのは、重々承知しております。しかしながら、直接的な給付というか、そういったものが時に正しいのかどうなのかというのは適宜判断していかなければなりませんし、この間もずっと、先ほどもお話しさせてもらいましたとおり商品券事業を行ってきているところであります。その辺の成果も含めて随時担当課のほうで検証、検討はしていかなければなりませんけれども、姿勢としては本当に支えていかなければならない、その1点に尽きますし、それは今までも今後も変わらないというところは答弁させていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 最低賃金引上げの影響への対応についてを終わります。

次に、森川沿い町有駐車場の利用状況の改善についてを行います。

○6番（野口周治君） 町役場の東側を流れている森川の下流部、中央橋の付近、岸沿いの町有地は無料の駐車場として開放されています。近くに用があるときや、お店に行きたいときの駐車場として便利です。こういった駐車場だから、近くで仕事をしている方、住んでいる方などがいろいろな使い方をされるのも結構なことです。ただ、見てみると南側、山側を中心に朝から夕方まで結構な台数の車が止められたままで、大手事業場の従業員駐車場として使われているのではないかと思います。結果として、日中空きスペースが大変少なくなっていることもあります。ここは一つ、大手事業者には自前で従業員駐車場を

用意してもらうようお願いしてもらってはどうか。その結果、森町の方にお金が入るようならばさらによいことだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

普通河川森川の下流部において、両岸にあります駐車帯は不特定多数の方々が商店街などでの買物や飲食店の利用など、一時的に駐車するため利用されている場所でございます。質問にあります大手事業場の従業員駐車場として利用されているか否かにつきましては、どの大手事業所が日常的に駐車されているのか確認はできておりませんが、日中の空きスペースが少ない状況の日があることは担当課でも承知しています。今後につきましては駐車帯の利便性を考慮し、駐車帯周辺の手続き場従業員が通勤等で恒常的な駐車をしないようお知らせ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） では、具体的な話を1つだけしておきますが、私はある大手の事業者に行きました。話を聞きますと確かに使っている。これ動かせないのですかねというのを聞いてもみました。そうすると、自分たちの社内の規程はこういうふうになっている。もしも押し出すということになれば、それは従業員の個人の負担で、通勤手当は払っているのだから、やってもらうしかありませんねという返事でした。その企業運営がいいかどうかは別として、例えば町内の多くの事業者さんは自分で駐車場は用意されています。それに対してもっと大きな会社が、自分たちはみんなが使えるところに止めているのですと。出ていけと言うのであれば、個人個人に考えてもらわなければ仕方ないですねということを行いました。例えば町内会で行事をやります、ゆとりのある人がお金を払います。当たり前のことだと思います。そういうバランスというのは必要ですし、ぜひ強く求めていただきたい。もしもあの場所でなければならぬというのなら別ですけども、そうではないのならば、ほかの場所を提供してもらうことだってできるのではないかと考えます。いずれにしても、あのスペースを町民が、みんなが臨時的に使いやすい形にして運営してもらわないと何のことはない。大きな鯨が池にどぼんと入っていても、みんな入るのだからいいでしょうと。それを認めるような話だと思いますから、それは公平を欠くのではないかと思います。ぜひ工夫をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しの答弁にはなるのですが、まずは我々のほうではどういった事業者の従業員さんがどのくらいの割合でというところは正確には把握していない状況でございます。まずは、一度ちょっと調査をさせていただき、先ほどもお話しさせていただきましたとおり周知のほうはさせていただきたいなと思います。公共の駐車スペースというところでは、多くの方々が公平に利用できるという状況を考えなければならない一方、その中で個々人の使い方、使っていただくその使い方というところをどこまでこちらのほうで工夫して調整というか、動かすというか、それができるのかはなかなか何とも難しいところも

あるのかなと思いますけれども、基本的にはまずはちょっと調査させていただき、事業者のほうには周知させていただければと思います。継続的に少しちょっと様子を見ながら、経過を見ながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ただいまの答弁で調べてみる、その上で周知をすると2段でやっていただくということが出てきました。そうなのだと思います。あくまでも、いわゆる公共の立場から筋を通しにくい。本当は私は社会的な公平、バランスというのは一つの筋だと思うのですが、言いにくいことがあるということは理解できますが、そもそもみんなが使えるためのものをみんなのものだからと言って大手がどんと占めるというのは、やっぱり異常だと思いますし、ほかの事業者さんから見てもおかしいねという話だと思いますから、ぜひ実現できるように頑張ってもらいたいと思うのですが、その辺りのお考えはどうでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員先ほどのご質問の中で、直接事業者のほうへ出向いてお話を聞いたということもお聞かせいただきました。基本的にはその事業主というか、事業者もそれをよしとはしていないと。個別の判断というか、あとは個人に対応してもらえないのかなという話をされていたということは、基本的には黙認と言いながらも会社としては別にそれを公式によかれと思っていないというところ。それを突き詰めていきますと、やはり最終的には各個人々の判断というところになってしまうのかな。その流れでいきますと、たとえこの集合体が各それぞれ同じ事業者であったとしても、やはり一個人の考え、結果として同じであってもそういった状況が出てくるのかなって少し思います。調整というか、お話ししづらい部分というのがあるのだというところを共感いただいたのは非常にありがたいところではありますけれども、何とか善処して対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森川沿い町有駐車場の利用状況の改善についてを終わります。

次に、町立病院など窓口での料金支払い方法の拡大についてを行います。

○6番（野口周治君） 4問目です。

町立国保病院の窓口での費用の支払いは現金で行われています。現在の利用者にはそれでよいという声もありますが、今後どう病院が広く町民全体に利用され、町内医療などの核としての機能を果たしていくためには今現在の姿だけではなく、ありがたい姿に向けた努力も必要ではないでしょうか。具体的に、例えばクレジットカードなどを使つての支払いは多くの医療機関で既に行われています。こういった世の流れに対応することも必要ではないでしょうか。また、同列に論じることは難しいとしても、町役場の窓口での手数料支払い方法などについても研究していくことはどうでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

現在キャッシュレス決済が急速に普及している小売店や飲食店と比べると、医療機関でのキャッシュレス決済の導入が遅れているのが現状であります。国保病院においても患者様の多くは高齢者の方が受診されており、現金及び口座振替での支払いのみで、キャッシュレス決済には対応しておりません。しかし、キャッシュレス決済の導入によって患者様もスタッフも現金に触れず非接触での支払いが可能となり、院内感染のリスク低減につながります。また、急な入院等で現金の持ち合わせがないなどの理由により支払いができないというケースにも対応することが可能となり、時代に沿ったサービスを提供することによって患者様の利便性の向上につながります。これらのことから、キャッシュレス決済導入に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、役場窓口での手数料支払いにつきましても費用対効果を見極めながらとはなりますが、先進的に取り組んでいる自治体を参考としてキャッシュレス決済の導入について前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 町立病院など窓口での料金支払い方法の拡大についてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

次に、森町の産業の未来を考える、議席7番、斉藤優香君の質問を行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

森町の産業の未来を考える。森町は自然に恵まれ、1次産業が盛んであることはご承知のとおりであります。それに伴う様々な産業によって豊かな社会が構築されてきました。しかし、近年自然を取り巻く環境の想像以上の変化や成り手不足などが重なり、離農、廃業など各産業において進んでおり、経済基盤が危ぶまれます。今年度で5か年計画が終了する第2次森町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標①に誇りある産業のさらなる躍進と安定した雇用を創出するとあります。そして、PDCAサイクルで着実に事業を実施していくとありますが、成果はいかがでしょうか。また、今後の戦略策定にどのような考えをお持ちでしょうか。森町の産業の未来を担う後継者、継承者には全体的なサポートをして育成に力を入れていくことが町の希望につながると考えます。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

令和6年度を終期とする第2次森町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては4つの基本目標を掲げ、人口減少対策に対する施策を実行し、策定推進委員会での議論の下進めてまいりました。基本目標の一つである誇りある産業のさらなる躍進と安定した雇用を創出するの中の具体的な施策として、産業の担い手対策支援を盛り込み、担当部署による事業が実施されており、成果が見受けられる分野、そして目標値達成には厳しい状況の分野もございます。また、策定推進委員会においても委員より事業成果に対する厳しいご意見をいただいている状況も含め、検証と改善に努めてまいります。さらに、今後の総合

戦略策定につきましては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が抜本的に改定され、近年の社会情勢の変化に対応するためデジタルの力を活用して継承、発展させつつ、地方の社会課題解決に向けた取組を進めるため、デジタル田園都市国家構想総合戦略へと移行している状況であります。町としてもこれまでの総合戦略の蓄積された成果や取組の検証、必要に応じて改善を進め、デジタルの活用に限定することなく再構築してまいります。また、現在担当部署にて行われている産業に対する様々な支援においても有効的に活用していただけるよう周知を行うとともに、担い手対策支援の手法についてさらに検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） これから様々なことをやっていくということなのですが、策定推進委員会では様々な本当にいい意見が出されて、それを生かしていけばもっと改善されていいことになっていくのではないかなと思っても、さきに言いましたPDCAサイクルというのが計画と実施と評価と改善を繰り返して着実に事業を実施していくことの必要性を問われていると思うのですが、令和2年から第2次が始まったのですが、その中身的には目標値も実績値の数値もほぼ同じで、振り返りの成果も反省も令和2年から全く同じで、新たな施策も全体的に最終が出たと思うのですが、20個で、そのうち達成度の100%というのは3つで、ゼロ%というのが7つ、50%以下というのが5つという結果でした。先ほどいろんな方も言われたように支援メニューというのは一生懸命森町では考えられていると思うのです。でも、この結果というのをどうお考えなのか。何が足りなくて、これから何が必要で、そうするとそれがうまくサイクルが回っていくのかというのをどうお考えなのかというところを聞かせていただきたいというのと、この次の産地になるのですか、はデジタル田園都市国家構想を連携していくというか、取り入れていくというお話もありました。それはどのようなお考えで、どのような町を目指しているのかというところをもう一度ちょっと町長のお考えを聞きたい。

確かに人口の取り合いになっているということもありますが、やはり移住者が増えている町もあります。森町に合った方法や施策というのが必ずあると思うのです。今まで5年間のやってきたことがあまり成功していないということはなぜなのかというところを改めて全部の課で考えて、目標に向かって切磋琢磨していく必要があるのではないかなと思うのですが、もう一度町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

少しちょっと観点を变えて、私が町長に就任したときもう既に総合戦略始まっています、まち・ひと・しごとの策定委員会も既に動いておりました。答弁の仕方でこういう言い方をしてしまうのはちょっと難しいのかもしれないですが、分かりやすくお伝えしたくてこういう言い方をするので、行政の仕組み、行政は今何をやっているのか、どのように物事が進んで施策が展開されていくのか。あまりなかなか分からない中

で町長になって、当然総合戦略の会議も決裁等々で知って、この流れというものをコロナ禍ではありましたが、すごくいろいろ調べながら私も伴走的に一緒にやってきたつもりでございました。まち・ひと・しごとの事業に関しましてはKPI、目標値というか、この事業に対してある程度のこういう評価のための目標を決めて、それに対する達成度がどうなのかというところがひもづいています。当初はなかなかその掲載事業の数も少なく、どうして少ないのかなと思いながらも考えて一緒にやってきました。一番最初に気づいたのは、企業版ふるさと納税がこの掲載事業の事業費の積み上げが上限になってもらえるのですよという話が分かりまして、まずそこからスタートしました。これを町外の企業様に出向いて説明して寄附をいただく。そのためには今森町でまち・ひと・しごと、まさにこの目標のため例えば仕事をつくるとか、人の流れをつくる、そして育児、出産、子育て、魅力的な地域をつくる等々いろんな目標がある中で、その企業さんに説明をするための事業としてしっかりと組み立てなければこれはならないな。それは、すなわち外から見られてどう判断していただけるのかなというところとイコールになると思うのです。ですから、どちらかというと私が町長になる前、始まって結構日が浅い制度でもありますし、担当課もいろいろ試行錯誤しながらやってきたのかなって思います。次に向けて、デジ田、デジ田と言うのですけれども、デジタル田園都市国家構想の中でやっぱり何が大事なのかな。外から見られてどう判断されるか、そこをやはりKPIに盛り込みながら事業を組み立てていって、それを掲載事業としてブラッシュアップしていくという感覚が必要なのかなって思いました。当然そのような感覚もありながら、いろんな課題、いろんな問題を整理しながら担当課は組み立てていってきたのかなとは思いますが、特にこれは町に人を呼び込む、いい町だによってアピールするための事業として分かりやすくご評価いただける事業としてやっぱりつくり上げていかなければならないのかなというのが私はこれからやらなければならない最大の目標なのかなって思います。

そして、またデジタル田園都市というところで、デジタルにこだわることなくということでも答弁させていただきましたけれども、これからのこういった総合戦略の施策に関しましては必ずこれがひもづいてきます。先ほど同僚議員のほうからご質問ありましたとおり、例えばキャッシュレスの話ですとか、医療連携、情報共有の話ですとか、AIデマンドですとか、全ての施策においてこれからはデジタルの力を活用し、それを交付金としていただくというスキームが絶対必要になりますので、その辺も組み合わせながら結果としてこの町をどういうふうに持っていきたいのか、産業としてこういうことをやっていきたい、子ども・子育ての施策でこういうことをして外の皆様、町内の子育て世帯の皆さんに評価いただきたい。こうしているので、こういうふうに思ってもらいたいというその意思の部分のしっかりと施策の中に、掲載事業の中にメッセージとして盛り込む必要があるのかな。それを分かりやすく表に表明する広報の仕方も同時に考えていかなければならないなと思っています。基本的には地方創生という考えの中でまち・ひと・しごとからデジ田のほうに変わりましたが、根本的にこの地域がやらなければならない、森町だけで

はないですけれども、北海道全体、渡島地域全体も含めてやはり共通的に一本真ん中に置いて進めていかなければならない部分というのは変わっていないと思いますので、事業のブラッシュアップはこの5か年計画の更新のタイミングで私もしっかりと担当課と共にブラッシュアップに努めていきたいと思います。策定委員会のほうにも私も参加して、皆さんの委員の意見もしっかりと一緒に把握させていただいておりますので、引き続き頑張っていきますというところで答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） これから5年間に向けての前向きな5年間というか、計画は5年間なので、前向きなお話だったと思います。多分町長になる前、岡嶋さんのときにもうまち・ひと・しごとの推進委員になられていたと思います。なので、この計画については町長になってからもやはり思い入れがあるのではないかな。そして、私はこのPDCAというのはまさに岡嶋さんから教えていただいたサイクルで、これはとても事業にとって大事なのだよって教わって、それはすごく思いにあります。なので、ぜひここを飛ばさずにきちっと事業を実施されるようにしていっていただきたい。

先ほど企業版のふるさと納税の話なのですが、それに当たって森町では5月15日に地域再生計画というのを出されていると思うのです。その中でこれを企業版の方に見ていただいて、何か魅力あってすごくふるさと納税していただくというにはちょっとボリュームが足りないのではないかなと思いますので、その辺りも含めて、できたばかりなのですから、改正、改定していくということは大事、アクションですね。なので、これも含めてやっていただきたいなと思います。

ちょっと話を変えますけれども、担い手、担い手って最近フィリピンとかの話でも出たのですが、担い手という言葉調べたところ、特に責任を持って引き受け支える人とありました。なので、森町は今担い手確保をしていくことがどの産業においても急務であると私は考えます。もしも私がこの町で、縁もゆかりもないこの土地で未経験の1次産業に挑戦したい、または開業したいとなった場合と考えると途端に途方に暮れます。まずは、あらゆる分野で後継者を探している人、また継承者がいないでやめてしまう人などをリサーチしてマッチングできる情報、またはICT化により経験のない人でも挑戦できる場、大型の設備投資をしなくてもできる仕組みづくり、産業づくり、そして誇りある産業の躍進には何をしたらいいかということを考えていただきたい。最近本当にいろんなまちでワーケーションとか海業とか、連日報道されたりしています。そのためにはやはり体験や研修できる、また家族で住める、できればこんなすてきな森町で、こんなところに住んでみたいって思えるような住宅。私は森町モデルなんかがいいなと思うのですが、あと移動手段の確保、テレワークや情報収集、意見交換のできる場、そして先ほど山本議員でも答えられておりましたが、子供がいる場合の保育、教育の対応など安定した雇用創出のためには町全体で受入れ態勢を早期に整え、安心して挑戦できる環境が必要だと思い

ます。また、都会と田舎の2地域居住の促進を目指しての支援メニューもあります。町長は、挑戦者が募る町にしたいとおっしゃいます。まずは、町長が挑戦者のために挑戦していただきたいと思いますけれども、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ただいまのご質問で農業というところ、一つ例えでお話しされましたので、その辺をちょっと私のほうからも述べさせていただきたいと思います。これも私が町長になってから、町にはもう営農指導対策協議会という協議会がございまして、その中で関係機関と共にこの森町の農業をどういうふうにやっていけばいいですかね、担い手どういうふうに確保していけばいいですかねというところを皆さんで考えて対策をやっていくという協議会なのですけれども、そこの協議会の会長に私が直接なりまして、この4年間、コロナ禍は少し活動できなかったのですけれども、本当に担い手の確保、担い手候補者が担い手になり、そして本当に産業の従事者になる。この段階をどうやって森町で受皿をつくるか、そこが非常に大事なかなって思ってきた次第です。新規就農者という言葉の一つ分解してみても本当に様々な課題がありまして、入り口はやっぱり簡単でもいいと思うのです。お試し農業でも家庭菜園でも入り口はいいと思います。まさに、いろんな言葉もあるのですけれども、観光農業とか、関係人口とか、ワーケーションとか、いろんな言葉がある中で入り口はそこでもいいと思います。まずはそこから入っていただいて、今度は実際にもうワンステップ進むときに農業とはどういうものなのかな、これをなりわいとして、要は人生をかけて、さらにはこの地でそれを行っていくことが本当にできるかどうかをお試しいただいて、そのさらに次のステップとして自身の営農、収穫量を上げるとか、付加価値を乗せるとか、大体その3つぐらいのセクションに分けてこの指導体制、そして新規就農者の受入れというものを構築していく必要があるのかなって思います。

私もこれはこの間ずっと町政報告会でずとか、いろんな会合の中でお話しさせていただいているのですけれども、やっぱりもう既に地方は選ばれる側なのだと。私たちがもうあれはいい、これは悪いとか選べる立場ではないというのを前提に置いて、向こうから選ばれる立場になるためには、やはりこれは本当にいろいろな施策を議員ご指摘のとおり行っていかなければならないと思いますので、農業に関しては少し簡単で、はしょって説明させていただきましたけれども、そのように厚いというか、重層的な支援というところを考えているところです。商工業とか漁業とか1次産業だけではなくて1次、2次、3次とサービス業も含めていろいろこの森町にはございます。その中で、先ほども同僚議員のお話にもありましたけれども、やっぱりお金の流れ、経済というところをどうやってこの森町独特のもの、特色のあるものとして動かすか。しかも、それを見える化する。選ばれるには簡単に言うと、やっぱり森町で就業すると商売になりそうだな、森町で営農すると何かすごくいろんな付加価値を乗つけたものをつくれそうだな、それも販売できそうだな、漁業もそうです。林業もそうです。そういったプラットフォームをやっぱりつくっていかねばならないと思います。ですから、基本的には今お話しさせていただきましたとおり

各産業、各分野においてやっぱり来たいな、やってみたいなって思ってもらえるような、そのような施策が必要なのかなって思っております。かなり多岐にわたって幅広く、そして簡単にできることでもないのですが、今後1期目をくくり、そしてまた次の町長の任期が控えておりますので、その際にはしっかりと目に見えるものとなってくると私は思っておりますので、その際には改めてまたいろいろご指導、ご鞭撻いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町の産業の未来を考えるを終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

午後2時まで暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、市政の総括と課題について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

町長は3月4日の森町議会3月会議の行政報告で任期満了に伴う町長選、10月1日告示、同10月6日の投開票に再選を目指して立候補する意向を表明しました。町長として1期目を終了するに当たり、4年前に掲げた政策の達成率をどのように自己評価し、総括しているのでしょうか。

6月30日、7月7日の市政報告会のチラシを見ると、PDCAサイクルにおけるPlan、計画、Do、実行、Check、評価、Action、対策、改善のうちPlan、計画、Do、実行のみの記載で、Check、評価、Action、対策、改善が書かれていません。主要な政策のCheck、評価、Action、対策、改善をさらに森町にどのような変化をもたらしたのかをお聞きいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

4年前、私が町長選に立候補するに当たり掲げさせていただいた公約のうち、育英会奨学金返還免除や入学・卒業祝金について制度の新設を実現するなど、掲げさせていただいた公約については一定程度成果を出していると考えております。また、地域おこし協力隊の任用や大学連携による若者定着促進事業等を通じて職員として森町に採用された事例や町内に拠点を構えて就労した事例など、関係人口の創出や定住対策についても着実に成果を出し始めていると考えております。

このほかにも現在に至るまで様々な行政課題の解決に向けて着実に取り組んでまいりましたが、4年前私は行政経験がない中で町長就任であったことから、課題解決に向けて適切な行政手法を採用することの難しさを痛感しているところでもあります。なお、新規

事業等の評価を行うに当たっては、一定の期間継続した中で得られた結果を基に行うことが重要であると考えておりますので、今後事業を継続していく中でよりよい事業となるよう評価、改善を実施していきたいと考えております。さらに、町民の皆様からの信頼が得られた場合につきましては、この4年間町長として町政運営を担ってきた経験を生かし、町民一人一人が幸せを実感しながら暮らすことができるまちづくりの実現に向け、複合施設整備事業などの現在実施中の事業や課題解決に向け継続して検討している事項についても着実に進めていかなければならないと決意を新たにしておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 実は具体的に何をどうのこうのということを今回聞いていないのです。町長がどういうことの政策に対して答えを出してくるのかなというふうに、それがちょっと興味があったので、答えとしてはそういうのでどうなのかなと思いながらも再質問させていただきます。

まず、今回のPDCAサイクルという話で取り上げていますけれども、この部分というのは実はちょっと調べてみたら森町のいろんな計画の中に少なくとも13項目に関してPDCAサイクルについてのあれを触れて書いているわけです。だから、それはいかに森町自体がいろんな計画とかというか、その考え方というかな、事業推進する上での考え方、基本になっている部分というのがPDCAサイクルというのはすごく非常に取り上げているのだと。具体的に言うと、北海道森町基本計画とか、水道事業経営戦略、そして強靱化計画、第1次振興計画とか、国民健康保険保健事業実施計画、さらには森町DX推進計画、森町3次障がい者基本計画、それと地域公共交通計画、地域再生計画とか、当然第2次森町まち・ひと・しごと創生総合戦略も含めて、にわたってこのPDCAサイクルが基本になってくる考え方として位置づけられているわけです。だから、そういう中でどういうふうな町長自体の政策をその中で捉えているのかなというふうに思っていたわけです。

さらに、先ほど言いましたチラシです。6月30日、7日の、それは政治活動の中での話なのですが、町政報告会のチラシを見るといろんなあれをやった、これをやったというのがこのチラシなのですが、これを見て私の第一印象、どう思ったかという、だから何なのという印象なのです。やったからどうのこうの、やったのは当然やっています。岡嶋町長が言われる最初立候補したときの政策というのはほぼやっているのだと私は理解している。ただ、コロナ禍の中でかなりそれが邪魔をしたのだなというふうには思っています。それで、先ほど言ったようにだから何なのというところ、一番肝腎なところはそれを行ったことによってどう森町が変わったのですかということなのです。それを自分たちで評価しない限り次のステップに行かないのですよ、と私は思っている。だから、今回PDCAサイクルの話を取り上げたのはそのためなのです。だから、このチラシを見て何これというふうに思って、この後にどういう形で出るかは分かりませんが、そこで再度この

P D C Aサイクルの考え方で推し進めた場合において、特に先ほど町長がおっしゃいましたやったことの一つに卒業に当たって10万円給付していますよね。それによってどう変わったのですか。その辺だけまず先に再質問したいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

前回の選挙のときに公約の一丁目一番地というか、公約のチラシの表面のほうに4つほど書かせていただいた中の一番目玉というか、これは必ず実施しますとお話した政策の一つです。それはイの一番にやはり担当課のほうから公約ですので検討します、進めますという話をいただいて、コロナ禍というところもあり多少ちょっと時間は必要だったのですけれども、予算化して財政のほうもめどをつけていち早く担当課は頑張って政策化していただきました。その中で選挙というか、選挙の時点での政策的な戦略、そしてまた就任してからの政策、公約等々で政治的な掲げる公約と、このバランスの感覚というのは非常に難しさがあったと思っています。

正直何でもかんでも現金給付、私はどちらかというと好ましくはないのかなって思っています。当然今でも記憶にありますけれども、当時投書も頂きました。財源も定まっていないのに、町長、いきなりそんな10万円とかってどうするの、はがきで頂きました。確かにいろんなご意見お持ちの方もいると思います。その反面、やはりすごく子育てにはお金がかかる。これは私が町長就任しようと思い、いろんな方々の意見を聞いていた選挙までの前の1年、半年ちょっとの間ですか、いろんなご家庭のお話を聞きますとやはりお金がかかると。小学校入学のタイミング、中学校入学のタイミング、そして高校入学、事業的には中学校卒業時というところで皆さんにご承認いただきましたけれども、その3段階において現金をいただくことで非常に助かると言って、中にはあんまり詳しいことはあれですけれども、これもまた印象に残っていた言葉が、やはり小学生の息子さんだったか娘さんだったかちょっと覚えていないですけれども、卒業式のときにみんな同じはかまを、はかまって言うてしまうとあれですけれども、着させるのだと。でも、なかなかそれに充てるお金を工面できなくて仕方なくとかって言っていたお父さん、お母さんもいらっしゃいました。そういう方々にも使っていただけたのかなって思いますし、修業時に本当に中学校に上がるときは制服も購入しなければならないし、高校入学時、それを交通費に充てたりとか、いろんなことに使っていただけるものとして実施させていただきました。しかしながら、これはP D C AのC h e c kの部分ですけれども、現金給付というのはそれが当たり前になってしまうのです。もらえて当たり前というふうになってしまいますと、やはりどんどん、どんどん際限なくそれが当たり前になっていく。その中で次のアクションとしてやはり考えなければならないのは、直接的に仕組み、そして森町の子育てに関するその体制、親御さんたちの意識、教育についてはどうなのか。子育てに関わる支援の体制はどうなのか、現状はどうなのか、その体制をつくる際には向上させるために税金を使わせていただく、そういう考え方も非常に大事だになって、それは勉強させていただきました。

よって、まとめますけれども、やはり直接的な現金給付は必要でありますし、またその

体制、整備について体制の確保、そしてそういった子育て、教育、様々な行政サービスのさらなる向上に関しましても間接的に資金を投入する。その両方のバランスを組み上げながら引き続き行っていかなければならないのかなって思っています。まずは、答弁になっているかどうかあれですけども、ひとまず第1問目の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） その辺の報告って今までにはどういう、政策の反省も含めてそのようなことというのは聞くタイミングって今までなかったのです。今日町長からいろんな裏話を含めての話だと思うのですが、そういう話を聞けるということは今後の問題にもなってくる、新たな政策の部分で役立っていくのだと私は理解しています。

それで、最近という言い方も変なのだけれども、昨日の補正予算でも上がっていますし、台湾との彰化市との友好提携の話もそうなのですが、フィリピンの昨日の話を政策的に見ていると、一番心配しているというか、今回このPDCAの話の流れで次のステップ、もうそれは古いのだみたいな話が出てきているわけです。それで、一体何なのだ、どういうことかという、次のステップでウーダというOODAというやつが次のステップに来ているのだという話。その流れの中で先ほど言った町長が昨日のフィリピンの話、そして最後なので、彰化市も含めてなのですが、そっちのほうの流れでやろうとしているのか、私としては個人的にはそういうふうに理解した部分があるのだけれども、だからすごく急遽なのですね。早過ぎるというか、速度が。それが不足しているから、今の言ったオーダという部分の話を取り入れてやろうとしている。それというのは、森町のいろんな計画の中で書いているのというのはDX推進計画なのです。この中に触れています。オーダというか、ウーダと言います。OODAという流れの中なのですが、要するにこれのメリットの部分がどこにあるかという、即効性というか、迅速な意思決定、行動ができるということなのです。さらに臨機応変な行動を促せて主体的に動けるようになるという部分がメリットがあるのだと。さらに、一番私がその心配しているところなのですが、逆にデメリットって一体何かというと失敗するリスクが高いのだと言われている。そして、そういう中でいろんな、まずほかにもあるのですが、その部分をクリアしながら今後PDCAで培われたノウハウというか、そういう蓄積された知見を今後どうやって政策に生かすかということだと思うのだけれども、さらに一步進めて私は町長が今やろうとしている、次のステップでやろうとしている部分で、そのウーダに基づいてやっているのかなというふうに理解しているところなのですが、その辺いかがなのでしょう。

それと、2期目に入っていくわけですけども、向こう4年間の目玉となる政策というのは当然あるわけです。もう今後提案というか、提起されてくるのだと思いますけれども、今言った2つの彰化市との連携とか、フィリピンとの連携とか、そういうのも含めて考えているのでしょうか。その辺最後に聞いて終わります。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ウーダって読むのですね。これ私もちょっと読み方があれなのですけれども、たしかやりながら修正して最適解を求めていくというやり方だったと思うのですけれども、新しいやり方というか、ぜひ行政としてこれは挑戦するべきなのかなって正直思っています。基本的には議会と行政とのその関係性の中でやりながら修正していく、それは当然財政措置も発生します。となると、我々だけがそれをやります、どうしますって言ったとしても、やはりこの議会とこっち側、理事者側の歩調がちゃんと合っていないとなかなかうまくいかないのかなって思っています。

しかしながら、ちょっと思い返していただきたいのですが、ホタテ全国給食事業、あれをやらせてもらったときに、やはりやりながら修正してやっていったまさに定型的な例だったと私は思っています。当然議会に通す前に議長、そして委員会の委員長には一応話は通させていただいて、議会に何も話をする前にマスコミにリリースして、話がどんどん大きくなっていった。その中で進めていったパターンだと思います。結果としてオーライでしたけれども、例えばあの事業が国の交付金の対象外にもし途中でなったとしたら、あれ全て持ち出しでやらなければならない、そういうリスクは確かにありました。しかしながら、結果としてあの1億という枠の中でそれがたとえ交付金使えるのか、自前でやらなければならないのか、どっちにしたとしてもあれだけのすさまじい経済効果というか、1億円だけではふだん得られないような効果を得たというところでは迅速的に物事を進めることのメリットというのは非常にこれから、これは探ったやり方を見つけ出していかなければならないものの一つなのかなって思っています。当然あの事業をやったおかげでというか、あれがうまくいったおかげで、まず交付金が来た、来ないは関係なく、いち早く民間のマスコミさんが飛びついてくれて、ジャパネットたかたさんも飛びついてくれて、国政の先生たちも一気に森町、渡島のほうに目を向けてくれて、本当にやっぱりこれだけ情報を素早く処理して進むということが物すごく大事なのかなというのは痛感しました。しかしながら、その中でやはりPDCAという考え方も非常に大事であって、やりながら修正していくということ結果としてどうだったのか、また元に戻って、ではやりながら修正していくそのやり方をまた検証してPDCAで回していくというのがやっぱり基本にあるのかなとも思います。

台湾のお話と、これからのフィリピンのお話もありました。台湾の話は特にやはり向こうの台湾の方々の事業に対する考え方、物事の進め方に対する、非常にそのギャップが我々とありました。当時のその担当の所長のお話の中では、もうとにかくにもまずは手をつなぎ合って協定を結んで、それから何ができるか考えて迅速に進んでいきましょう。途中で駄目ならやめて、また新しい方法を考えればいいではないか、そういう感じでした。実際台湾のほうに行ってみて、向こうの台湾議会の彰化市の議会の皆さんともお話しさせていただきましたが、やはり同じ考えでした。とにかくにも取りあえずスピード感を持ってまずはやってみよう。参考にさせていただきたいながらも、非常におっかないなとも思っているところもあります。しかしながら、いずれにしても迅速に物事を進めて

チャンスをつかみ取る。そして、既成概念を壊しながら森町としてこの行政と議会でどういう仕組みをつくっていけるのかというのは、これは本当に我々が考えて、前例がないにしても合法的なものは当然採用していかなければならないですけれども、いろいろなことをやはり検討していかなければならないのかな、そういう機会がこれからますますどんどん増えるのかなと思っています。官民連携という言葉もお話しさせていただきましたけれども、まだまだ全国でも事例が少ないような、そういった案件もいっぱいあります。これは、やっぱり私たちが独りよがりにならず、議会の皆さん、議員の皆様にもしっかりといろいろな教えを請いながら、教えていただきながら合意形成を深めて新しい何か仕組み、やり方を考えて地域の課題に取り組んでいくということをやらせていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 町政の総括と課題についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、ホタテ養殖の現状について、散骨の取扱いについて、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

初めに、ホタテ養殖の現状についてを行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして質問させていただきます。

1番目、ホタテ養殖の現状についてです。噴火湾のホタテ養殖は1970年代から盛んに行われ、北海道の水産品の主力となっており、日本の食品輸出戦略の主役で輸出食品の首位であります。森町でも養殖事業が盛んに行われ、森漁協、砂原漁協の水揚げ高は噴火湾沿岸の渡島、胆振管内でもトップクラスを誇ります。関連した水産加工業や付随した各種産業も盛んであり、地域経済の一翼を担っていると言えます。ホタテ養殖と言えば耳づくり作業や加工具出荷作業を見かけることが多いと思いますが、採苗、分散、中間育成、耳づくり、育成、出荷と2年以上の月日と大変な労力をつぎ込んで行われています。

地域経済を支えるホタテ養殖事業ですが、近年では採苗不良、へい死、外来種の付着物、国単位での輸入禁止など多くの困難に直面しております。今年度では、とりわけ採苗不良が深刻であり、森町内の海面でもエリアによっては危機的状況であるとの声が聞かれます。以前も採苗不良が発生した際には、オホーツク海方面より稚貝を購入し、数量を確保してきましたが、今年度の採苗不良は全道的に発生しており、価格高騰や販売を断られるケースも発生しているとのこと。耳づくりされる稚貝が極端に減少することは、2年後の水揚げ高が減少することにつながり、母貝が減少することは産卵数減少にもつながり悪循環が発生する可能性が高まります。このような事態を防がなければと考えますので、質問します。

1つ目、採苗不良の原因をどのように調査分析したか。

2つ目、採苗不良発生時の対策としてどのような準備が必要と考えるか。

3つ目、採苗不良発生時に森町として支援が必要と考えるが、いかがか。

以上、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1 点目の調査分析に関しましては、現在試験研究機関による原因究明が行われているところではありますが、全道規模による採苗不良のため原因の特定には時間を要するものと思われれます。平成10年頃に噴火湾内で大量の採苗不良が複数回発生した際に、函館水産試験場などによる調査研究が数年にわたり行われたものの、最終的には明確な原因の究明には至りませんでした。その後25年以上が経過し、海洋環境も相当変化していることから、原因究明はより一層複雑かつ困難なものになると推察しております。

2 点目の対策と準備につきましては、原因が特定されなければ対策を講じることはできませんが、準備としては今シーズン稚貝を一定程度確保できた方の例を参考に挙げますと、前浜での確保を前提に良好、不良にかかわらずタイミングを見計らいながら採苗器を多めに投入したり、丁寧な分散を心がけたりと常日頃から自助努力や経験則によるところが非常に大きいものと考えております。加えて、漁協及び漁業者単位でこれまで取引のあった道内各地の稚貝産地との良好な関係性を保つとともに、従来どおりの仲間内で融通し合える共存共栄の精神に期待しているところでもあります。

3 点目の町の支援でありますけれども、ホタテ養殖産業は議員おっしゃるとおり当町の基幹産業であり、地域経済に及ぼす影響は非常に大きいことは重々承知しております。とはいえ、ホタテ養殖漁業者に対しましては、今年の春の出荷に伴い発生した付着物の処理費用について相当額減免している状況にあることから、他産業とのバランスなども十分考慮し、現段階では特段の支援は考えておりません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2 番（河野文彦君） ホタテの養殖事業、私も本当小学生ぐらいの頃から耳づくりのアルバイトなんかして、最後には一緒に沖に出てつるしたり、座布団上げてきたりと、そういうのも体験させてもらって、本当大変な仕事だなというふうに思っていました。そして、今までも大量のへい死であったり、津波でも大きな被害が出ました。本当に多くの困難に立ち向かって何とか今の事業続いているのかなというふうに思っています。

私は本当あの津波のときなんて、ちょうど3月だったでしょう。これから出荷する貝もまだいっぱいあったものですから、本当に絡まったロープをクレーンでつるして、それを1つずつ取るのです。もう何かかわいそうで、そういうのを見ていると本当大変な作業だなというふうにいつも感じていました。過去にも採苗不良あったというようなお話で、平成10年頃にも結構発生しているのですね。僕も当時の水産試験場ですか、のレポートなんかを見ていて、結構過去からもあるのだなというふうなのは情報はつかんでいました。ただ、今年はやっぱり全道的にということで過去にはないぐらい悪いらしいです。過去のレポートなんかを読んでいますと、その卵の状態であったりだとか、はたまたエルニーニョだとか、ラニーニャだとかどんどんスケールが大きくなって行って、結果的にやはり先ほ

ど町長おっしゃったように本当の特定にまでは至っていないというのが現状のようです。ただ、これまた不思議なもので、今年度は私の聞いている情報ですと北海道はやっぱ駄目なのですって。オホーツクでも本当に数量ぎりぎりという状態らしいのですけれども、なぜか青森はいいのですって。ただ、その青森のものはこっちに持ってきてもなかなか水が合わないのか、水温が合わないのか、生存率が悪かったり、変形が増えてしまったりというような状態になってしまうというお話を聞いていました。今年私の何件か聞いたお話ですと、例年の2割ほども集まったのかなという状態らしいです。ということは、もうこのつるす量が2割ほどしかない。そのつるしたのからまた一部へい死なんかも出てしまいますので、2年後の収入がもうそれだけ激減です。本当に1割とかになってしまうのではないか。何かひどいところだと耳づり3日で終わってしまうよみたいなのところもあるみたいです。そういった中で今まずは稚貝についていいですか、集めるのに大変で本当北海道オホーツク方面遠いですよね、ここから。そっちを走り回って稚貝を集めたり、はたまた青森方面まで行ったりというところで、本当にふだんかかっていない経費が大量にかかっているというようなお話を聞いていました。

再質問でそういった形、今年度ふだんは支出しないような経費がもうイレギュラーな形で莫大にかかっているというようなお話を聞きましたので、例えばこういう採苗不良時にエリア外に買い付けにいかねばならないものですから、その辺の経費的なものを何か助成なんかできたら、先ほど質問した発生時の対策としてどのようなこと考えられるかというところで分析はなかなか、原因つかめなかった。発生したときには時期ずらしたり、分散丁寧にというようなお話もいただきましたけれども、結果的に多く買い付けに回らねばならない。そこで経費の増大というのがあるので、例えばこの②番目の部分に着目して、そういった増大した経費の支援というものを今後創設していくことはできないかというところ再質問させていただきたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり私もこの季節柄、浜のいろいろな関係者の方とお話もさせていただきました。事業者、漁師さんにとっては非常に大変な状況、大変って一言で言い表せないぐらい死活問題になるような状況なのかなというふうに捉えています。その中で青森のほうまで稚貝を取りに行って、やはり持ってくる間にもう全て死んでしまうとか、本当にいろんな話聞かせていただきました。中には活魚車をチャーターというか、借りて青森まで行って、活魚車であれば7割くらい生きて持ってこれたのだみたいな話とかもされていた漁師さんもいらっしゃいました。その中で、町長、やっぱり活魚車って結構高くてみたいな話とかもされていて、議員ご指摘のとおりふだんではかからないような経費が結構かかっているのかなというのは認識として捉えているところであります。

先ほどちょっと答弁の中にもありました基本的にはこれの発生時に対する何かしらの支援というものは現時点では検討していないところではありますけれども、全体を通してこの稚貝の不良、採苗不良というところを年間を通して一体どのようなことで総括

されたかというところをもう少し情報収集、検討させていただきたいなというのも正直なところでございます。答弁にも先ほどさせていただきましてとおり、調査の結果そういった原因究明がなされるのかどうかというのはまたちょっと分からないところではあるのですけれども、何かしらの対応策というのも出てくる可能性もございますし、もう少し経過を見させていただきたいなというところもあります。やはりこれに関する経費の負担というところ以外にも、先ほどもお話しさせていただきましてとおり付着物の減免等々も段階的に不必要であれば減らしていかなければならない。ずっとそういった負担もし続けるというところではなくて、ある程度様子を見ながら検討していくという方向性も両組合のほうには伝えさせていただきました。しかしながら、様々な環境負荷が先行してどんどん、どんどん発生してくるので、いまだにその辺も通常と変わらず、ずっと付着物の減免も行っているところであります。重ねての答弁とはなりますけれども、少し全体の状況を見させていただきながら、また共済につきましても今回どのような扱い、共済の対応にはなるのかなと思いますけれども、そういったことの結果収入がどのように動いたか等々も含めまして経過を観察させていただければなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○2番（河野文彦君） 今ほど町長のお言葉にあったように大変な、本当に死活問題です。再質問ではその経費の部分何とか支援できないかというところで再質問させていただきましたけれども、これ経過を見てというようなお話ですけれども、本当に早い、スピード感を持って何とか支援策を打ち出させていただきたいというのが私の思うところです。なぜかという、本当に一部やっぱりもう無理だと、もうやっていけないという声が聞こえるのです。ですから、何とか。遠方に快適に行く経費が2年後の収入にどれだけ支援できるかというところは、本当支援できてもそんな大きい額はできないと思うのです。ただ、そういうのは町として金額よりもやっぱり支援しているのだという姿勢を見せることが大事だと思うのです。今ほど付着物の減免というお話はありましたけれども、採苗不良がなくても付着物の減免はしているのです。それは、やっぱり浜の現状が大変だということでこの減免を行ってきたと思うのですけれども、今それに輪をかけて大変な状況になっているのですから、なのでもう一声支援の気持ちを持ってほしいなというふうに思っって今ほどの答弁を聞いていました。

ちょっと繰り返しになるのですけれども、このやっぱり地域経済を支えている重要な産業の一つというのは、もう皆さん同じ認識かと思うのです。前浜でホタテのある程度の水揚げがあるということは、やっぱり水産加工業者もたくさんあるのです。道内でも有力な業者さん多いのかなというふうに思っていまして、多分一年中ホタテの加工をしているかなというふうに思うぐらい。では、一年中なぜできるのかというと、森町は春の時期に水揚げしますけれども、オホーツク方面だとか青森方面から原料を買い付けして工場を回している。やっぱりそれだけ有力な業者さんがあるのは、前浜である程度の水揚げがあるから

だと思うのです。私たまたま自宅が森インターの前の通りなものですから、道路がぬれるのですよ、朝方。ぬれているのです。こんなところどうして水つけあるのかなという、夜な夜なホタテを満載したトラックが高速道路から下りていくのです。それを見ていると、ああ、加工具入ってきたなというふうによく見ていたのです。やっぱりその前浜の水揚げが減る。例えば業者さんがもう駄目だと、もうできないということで廃業ってなると、やっぱりそういう加工業者さんの投資も減ると思うのですよね、自分たちの工場に。だから、そういったところを防ぐためにも、やっぱり今ある漁業者さんの廃業を防ぐ、そして後継者の方が安心して商売を続けていく、そういった状況を支援していくのも行政の大きな仕事かなというふうに思っています。

それで、再々質問として先ほど共済というキーワードも町長の中から出てきました。共済に関しては任意ですので、掛けている方、掛けていない方、いろいろあるみたいです。掛けている年数だとか、その方によって料率が多少変わってくるのですか。私も詳しいところまで分からないのですが、やっぱり極端な何かイレギュラーな不良に対しての救済措置といいますか、保険みたいなものですよね、共済って。そういったところを支援できないのかというところを再々質問にしたいと思います。

森町としてはほかの産業には本年度の当初予算にもありましたよね、共済支援というのは。同じだと思うのですよ、本当に。そちらの産業も、こちらの今のホタテの話も。そういうところで再々質問として共済に対する支援、これを森町としてできないか。最初の通告文でいいますと、3番目の質問に関連しますか。今後森町として支援必要というところで、私はこの共済という部分に支援して、皆さんしっかり補償を持ってもらうというの大事だと思うのですけれども、その辺町長のお考えをお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時46分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘の共済に関してですが、令和3年から4年くらいまで町のほうで皆さんが入れるような、入ってもらえるためのその基礎部分に関して町から支援を行って、現状ではほぼほぼ100%の方が漁業者入っていらっしゃるという状況とのこと。しかしながらというか、共済に入っているその状況によって、やはりどれだけ補償されるかというところがばらつきがある可能性があったりもします。その辺について今のところ、実際これも漁師さんとお話しさせていただいた感じでは、ひとまずは共済のほうで何とかなる可能性もあるのだけれども、またこれが続くようであれば非常に困るという話もされていました。ですから、現状どのような入り方をされているのかとか、さっきここが多分一番大

事だと思うのですけれども、議員ご指摘のとおり、いや、もう続けられないと、もうやめてしまわなければならないというようなことは、極力これは何とか我々としても思いとどまってもらおうという言い方は何とも微妙な言い方ではあるのですけれども、そこは何とか事業者の確保と継続というところでは頑張っていかなければならないところなのかなと思っています。現状では共済に対しての支援は既に行っているところではありますけれども、もう少し何かできるところ、現状でプラスアルファ何かその共済というところでお力添えできるところがあるのかどうかというところは、両組合のほうとも話をさせていただいて、これも結局のところ経過をちょっと見させていただくというところの話でもあるのですけれども、いただいたご意見を基にその辺も含みながら経過観察のほうはさせていただきたいと思います。

そして、北海道全域で駄目だと。この話は森町だけではなく、近隣市町、長万部町の首長、八雲町の首長さんとも鹿部町もそうですけれども、本当に意見交換させていただいております。政策として、この地域の環境になじむそういった種というか稚貝、そういったものを何か開発というか、生み出していく必要があるのではないか、そういった施策も検討していく必要があるのではないかという声がやはり皆さん同じく話されている内容であります。これは森町だけでどうのこうのという話ではありませんので、そういった可能性も含めて現場の方々、近隣市町村と意見交換、情報共有を進めて検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（木村俊広君） ホタテ養殖の現状についてを終わります。

次に、散骨の取扱いについてを行います。

○２番（河野文彦君） それでは、２問目、散骨の取扱いについて質問させていただきます。

一般的に火葬後の遺骨は墓地に埋葬、または納骨堂へ納骨されますが、近年では宗教観や社会の変化に伴って埋葬や供養への意識、在り方が変化しております。このような変化の中で注目されているのが散骨であり、生前に散骨を希望し、遺族が行うケースが増えています。生前、海や山が好きだったから死後は自然に帰りたいといった思いや、核家族化や少子化が進む中、残していく家族にお墓の世話で負担をかけたくないなど様々な理由があるようです。民間企業の意識調査で散骨を希望するとの回答が４割を超えたとのデータもあり、散骨に対する関心の高さや肯定的な意見が垣間見えます。

散骨は埋葬とは異なるため、相当な節度を持って行われる場合は自由に行っても問題はありませんが、散骨に対して抵抗や嫌悪感を持つ方がまだまだ少なくないのも事実なようです。その方法や場所によってはトラブルに発展するおそれがあるとの法律家の警鐘もあり、個人では行わず専門家や行政窓口相談の上、行うのがよいとのことでもあります。場合によっては、海産物や農産物への風評被害に発展するおそれもあり、国として許容される区域などの基準や行為規制を行うべきとの意見もありますが、規制権限は地方自治体で

あり、条例で定めることが適当であるとの見解が示されています。人生最後のセレモニーとして故人の遺志を尊重しつつ、トラブルに発展してしまうことを防ぐためにも森町としてルールを定める必要がありますので、質問します。

1つ目、町内にて散骨が行われた実績はあるか、相談や問合せがあったか。

2つ目、散骨に対する条例制定が必要と思われるが、いかがか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

近年少子化や核家族化で実家から遠く離れて暮らすことが増え、先祖代々のお墓に入るという考え方が薄れていることで供養の多様化やお墓離れが進んでおります。森町でも墓じまいや合葬墓の利用に関する相談が増えているのが現状です。町内で散骨が行われた実績や、散骨に関する問合せをいただいたことはありません。

条例制定については、北海道内で長沼町と岩見沢市で条例、七飯町で要綱を制定しております。長沼町は散骨自体を禁止しており、岩見沢市と七飯町は散骨場を経営する事業者に対し、申請や事業計画書の提出を求める内容となっています。森町における条例制定については現在のところ考えておりませんが、散骨を希望する方が今後増加した場合にはルールを定める必要があると考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 人生最後のセレモニーですので、本当故人の遺志を何とかかなえてあげたいというのは遺族もそうですし、町のそういう担当課も同じ考えだとは思いますが。

今回何でこういう質問をしたかということ、自分の母親が死んだら検体に提供して、戻ってきた骨は散骨してほしいなって言い出したのです。80歳超えて検体にあげますって言うても何か迷惑かけるのではないかなって、そんな心配して、それがきっかけで、でも森町で散骨してほしいって言われたときにどこにすればいいのかなというのをちょっと調べ出したのがきっかけだったのです。

先ほど町長、本当におっしゃられたようにいろんな価値観の違いで、もう遠方に行ってもなかなかお墓の面倒を見れないという部分で墓じまいや合葬墓、森町には合葬墓という施設がありますので、改めて遠方から遠方にお墓を建てるのであれば、合葬墓に入れてもらえばそれはそれで安心していただけるのかなという部分もあるのですけれども、やっぱり散骨してほしいってうちの母親が言うのです。そうなったときに、先ほどの1番目の質問で実績があったかというところでない。そういう報告は受けたとか、問合せはなかったということですよね。ただ、散骨に関しては相当な節度を持って行えば自由に行っていていいという部分は法律で権利認められているので、もしかしたらプレジャーボートなんかでちょっと沖合に行って、さよならって言ってさっさっさっとまいた実績あるかもしれないです。分からないですよ、これ。自由ですので、仕方ないとは思いますが。

それで、先ほど長沼とか岩見沢、そして七飯でもう一部条例であったり要綱を定めて

いるというようなお話はあったのですけれども、長沼はたしか散骨場を町内に造りたいというような話が上って、それで何か反対運動が起きたみたいです。それから条例を制定したというふうに私伺っています。それで、何かそういうお話が出て反対運動が起きてしまった。それで、条例をそれから定めますではなくて、現にそうやって同じ道内、ましてやお隣の七飯町は要綱ですけれども、条例ではありませんけれども、そういうルール化しているところもあるのですよね。なので、今のところ考えていないというようなお話だったかと思うのですけれども、同じようなトラブルの例があると思うので、森町でも発生しそうな、非常に例があると思うので、事前に定めておいても何も問題ないのかなと思うのです。そんな大きな費用もかかるわけではないですし、条例制定するのに。なので、ぜひ今のところ考えていないではなくて、その辺は先行してやったほうがいいのではないのかなと思うのです。逆に森町は条例ないから自由にできるのだよねという方が、では自由にやろうとしたときに何か反対な意見が起きて取りやめたっていったら、それはそれで遺族の方とか故人は物すごく残念だと思うのです。それであったらあらかじめルールを定めておいて、ルール内で許されるのであればどうぞ行ってください。ただ、町のいろんな意見だとか、産業だとか、水だとか、そういう部分も考えて例えばこういうエリアはやめてくださいとか、こういう海面はやめてくださいとかってあらかじめルールつくっておけば、そのルールに従って行く。それは何も問題ない、故人の遺志で。ですから、逆にいざやろうと思ったときにやっぱり反対の声があってできなくなった。ましてやその後に禁止条例ができたみたいなことになるのであれば、あらかじめルールを定めておいたほうがいいのではないのかなって私は思うのです。

先ほど紹介いただいた長沼は本当全面禁止です。長沼町内は、もう全面禁止みたいです。ただ、ほかの町では、自治体ではそれこそ相当な施設をもって行えばいいですよという条例を定めているところもあるというところで、改めて再質問です。私も全て完全禁止ってまではしなくていいのかなって思うのですけれども、ある程度そういうルールを定めて条例を制定しておいて、どうしても散骨を行いたい方はそのルールの中で行ってくださいという形を表しておくのも大事だと思うのですけれども。なので、今のところ考えていないではなくて、今のうちに定めることが必要なかと思うのですけれども、その辺を再質問させていただきます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

担当課のほうでは何分実際の事例というものが当町において、森町内において具体的な事例というものを持ち合わせていない中でなかなか簡単ではないというか、だからといってすごく難しい話でもないのは確かにそのとおりだと思います。ルールを定めるというところ、いま一度担当課のほうで先ほどちょっとお話しさせていただいた事例を持っている市町に問合せをさせていただいて、具体的に調べさせていただきたいと思います。実際散骨というと土地だったり、多分いろいろなところだと思うのです。海なり山なり本当にいろんなところが対象になるのかなという。対象一つ一つに対してその現象というか、ルー

ルというか、というのなかなかちょっと難しいのかなというのがあります。まずは、繰り返しの答弁になってしまうのですが、こういったものがルールとして設置可能なのか、それをどこまで広げるべきなのか等々も併せて調査させていただきたいと思います。追って議員のほうにその旨またご連絡というか、させていただきたいと思いますので、現時点での答弁といたしましては、そのように調査をさせていただくというところでとどめさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 調査させていただくというようなお答えをいただきました。町長今言ったように条例というのは大変重いものですが、でもそれほど難しい話ではないというお言葉のとおりかなと思うのです。ましてや、これから絶対起こり得る案件だと思います。事案だと思いますよ、これ。なので、起こってからではなくて事前に準備する、これは必要かだと思いますので、調査だけではなくてぜひ制定までもう一気に進んでほしいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それで、散骨と言っても言ってしまうと海か山かしかないと思うのです。ですから、住宅地の屋根の上にまくというわけにはいかないのです。そうすると陸地ですとやっぱりこれ例えば国有地だとか、町有地だとか、ましてや他人の土地だとか、他人の山に勝手にまくわけにはいきませんから、自己所有の土地なり、所有者に了解を得て行うというようなパターンかなと思うのです。ですので、陸地だとやっぱり水源、森でいったら例えばですけども、鳥崎川で取水していますけれども、その水系の範囲ではやめてほしいですね、正直言って。例えばそういうところですか、あとやっぱり海ですね。これで本当に200海里の外の外洋みたいなところでしたら、あまり漁業にも影響も風評被害的なものもないのかなと思うのですが、例えばここからもう5マイル、5マイルって要は沿岸ぐらいの近い海域でそういう散骨があるとやっぱり、ましてや先ほどの質問ではないですが、こういう養殖事業が盛んな地域だと消費者にとってはあんまりいい情報ではないのかなというふうに思いますので、この辺繰り返しになりますけれども、ぜひ前向きに考えてほしいと思います。

それで、散骨という部分で私いろいろ調べていたら1つ出てきたのが自然葬という散骨に大変似た形のこの弔い方があるようで、例えば自己の所有する山林にお骨をそのまま置いておく。頭蓋骨のまま置いていてもいいらしいです。砕いて置いてもいいです。それに土をかけたら埋葬になりますので、これ駄目ですけども、墓地埋葬法違反になりますけれども、遺骨をそのまま置いておくのは埋葬にならないので、オーケーらしいのです。それで、何か本州方面の話なのですが、とある宗教法人がそういう自然葬の埋葬地を、一応設置するときは町、その自治体に問い合わせたら、土をかけないのであれば埋葬にならないので、どうぞ自由にやってくださいというような答えだったらいいです。それで、その自然葬という形で例えば大きな木の前に骨をそのまま置いておく。そういう形で埋葬

ではないですね。そういう自然葬というのを行っていたらしいのですけれども、近年になってそれが何か一般の人の目についたのかどうかトラブルが発生して、あれは違法ではないのか何とかという形で結構トラブルになって何かテレビにも取り上げられたりなんかもしていて、その辺も事前にしっかりルールづくりをしておけば、自治体としてちゃんと許可というよりもそういう条例、例えばその部分も条例で定めて条例に合致している形ですので、問題ありませんというような何か言質ではないのですけれども、そういったものを定めてあげないとそういう形の自然葬もできないのかなと思ったのです。ただ、やったらやったらハイキングしていた人が突然そこに骨が山になっていたらびっくりしますから、例えばそういうのを設置するのであれば一般の方が入れないようにするだとか、隣の境界から何百メートルより奥でやってくださいとか、そういうルールづくりも大事かなと思うのです。ですから、今後調査していただくということで、散骨に対して。それに、この散骨と自然葬というのは物すごく近いものだと思うので、ぜひ一緒に調査検討していただきたいと思うけれども、それを再々質問したいと思います。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

引き続きというか、今回のご質問をいただきまして調査は担当課のほうで進めさせていただきます。基本的にルールづくりというところで最低限相手が発生する、自分の所有地であれば問題ないのですけれども、相手が生じることだなと思いますので、基本的には所有者であったり、管理者の許可を必須とするとか、そういうのはルールの中には含まれるのかなと思います。なおかつ先ほど議員ご指摘のとおり第三者というか、そういった実態を知らずしてその状況に接した方々のフォローというか、対応というか、そういった方々に対するそのケアというか、そういうのもルールの中には必要になってくるのかなというふうに思います。そうなりますと、かなり様々な方々からいろんなご意見をお聞きするなり、ルールを設定したはいいいけれども、やはり誰も許可をいただけないみたいな話にもなりかねないのかなってふと思ったりもしました。前向きに条例を可能とする、散骨を可能とする前向きな条例をつくるとなると、ある一定程度町民の皆様のご理解も必要になるのかなと思ったりもしますので、その辺含めて、先ほどの自然葬も含めて、調査の中に含めて進めさせていただきたいと思います。

一緒です。

○議長（木村俊広君） 散骨の取扱いについてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

#### ◎日程第4 認定第1号ないし認定第4号

○議長（木村俊広君） 日程第4、認定第1号 令和5年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和5年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和5年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております日程第４、認定第１号から認定第４号までの４件は、議長及び監査委員を除く１２名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第４、認定第１号から認定第４号までの４件は、議長及び監査委員を除く１２名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第９８条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第９８条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 ３時１３分

再開 午後 ３時１４分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に行われた委員長及び副委員長の選任に関わる協議の結果、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に伊藤昇君、副委員長に加藤進君が選任されました。

#### ◎休会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、９月４日から９月１２日までの９日間休会したいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては、９月４日午前１０時開会とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、９月４日から９月１２日まで休会することに決定しました。

#### ◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(木村俊広君) 本日はこれで延会します。

次回は、9月13日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時15分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和6年9月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

## 令和6年第1回森町議会9月会議会議録（第3日目）

令和6年9月13日（金）

開議 午前10時00分

休会 午前10時19分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 令和6年第1回 認定第 1号 令和5年度森町各会計歳入歳出決算認定について  
森町議会9月  
会議付託議件 認定第 2号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について  
認定第 3号 令和5年度森町水道事業会計決算認定について  
認定第 4号 令和5年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 4 議案第12号 工事請負契約の締結について【消防指令システム整備工事】
- 5 意見書案第1号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書
- 6 意見書案第2号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書
- 7 意見書案第3号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書
- 8 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 9 議員の派遣について
- 10 休会中の所管事務調査等の申し出

### ○出席議員（13名）

|              |             |
|--------------|-------------|
| 議長 14番 木村俊広君 | 副議長 1番 伊藤昇君 |
| 2番 河野文彦君     | 3番 高橋邦雄君    |
| 4番 河野淳君      | 5番 山田誠君     |
| 6番 野口周治君     | 7番 斉藤優香君    |
| 8番 千葉圭一君     | 9番 佐々木修君    |
| 10番 加藤進君     | 12番 東隆一君    |
| 13番 松田兼宗君    |             |

### ○欠席議員（1名）

11番 山本裕子君

○出席説明員

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 町 長                       | 岡 嶋 康 輔 君   |
| 副 町 長                     | 長 瀬 賢 一 君   |
| 会計管理者兼<br>出納室長            | 東 谷 美 佐 子 君 |
| 監 査 委 員                   | 山 下 英 一 君   |
| 総 務 課 長                   | 濱 野 尚 史 君   |
| 総務課参事併<br>選挙管理委員会<br>書記 長 | 石 岡 丈 宜 君   |
| 監査事務局書記長                  | 小 田 桐 克 幸 君 |
| 防災交通課長                    | 柴 田 正 哲 君   |
| 契約管理課長                    | 山 田 真 人 君   |
| 企画振興課長                    | 川 村 勝 幸 君   |
| 企画振興課参事                   | 池 田 恵 太 君   |
| 税 務 課 長                   | 東 克 宏 君     |
| 保健福祉課長兼<br>保健センター長        | 宮 崎 弘 光 君   |
| 保健福祉課参事                   | 萩 野 友 章 君   |
| 住民生活課長                    | 阿 部 泰 之 君   |
| 子育て支援課長                   | 野 崎 博 之 君   |
| 環 境 課 長                   | 川 口 武 正 君   |
| 農 林 課 長 兼<br>農業委員会事務局長    | 寺 澤 英 樹 君   |
| 農 林 課 技 術 長               | 濱 野 真 行 君   |
| 農 林 課 参 事                 | 佐 藤 司 君     |
| 水 産 課 長                   | 岩 井 一 桐 君   |
| 商工労働観光課長                  | 白 石 秀 之 君   |
| 建 設 課 長                   | 富 原 尚 史 君   |
| 建設課技術長                    | 伊 藤 正 吾 君   |
| 砂原支所長兼<br>地域振興課長          | 落 合 浩 昭 君   |
| 町民福祉課長                    | 奥 山 太 崇 君   |
| 教 育 長                     | 毛 利 繁 和 君   |
| 学校教育課長                    | 坂 田 明 仁 君   |
| 学校教育課参事                   | 藤 嶋 希 君     |

|                                     |   |   |   |   |   |
|-------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 学校教育課参事                             | 名 | 生 | 達 | 也 | 君 |
| 社会教育課長兼<br>公民館長兼<br>図書館長            | 須 | 藤 | 智 | 裕 | 君 |
| 体育課長兼<br>体育館長兼<br>青少年会館長兼<br>生涯学習課長 | 木 | 村 | 忠 | 公 | 君 |
| 給食センター長                             | 敦 | 賀 | 靖 | 之 | 君 |
| 国保病院<br>経営企画総括監兼<br>さくらの園・園長        | 柏 | 渕 |   | 茂 | 君 |
| 国保病院事務長                             | 千 | 葉 | 正 | 一 | 君 |
| 上下水道課長                              | 水 | 元 | 良 | 文 | 君 |
| 消 防 長                               | 松 | 居 | 順 | 一 | 君 |
| 消 防 次 長                             | 佐 | 山 | 寿 | 一 | 君 |
| 消 防 署 長                             | 松 | 田 | 光 | 治 | 君 |

○出席事務局職員及び総務課職員

|                        |   |   |   |   |   |   |
|------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 事 務 局 長                | 小 | 田 | 桐 | 克 | 幸 | 君 |
| 次 長 兼<br>議事係長兼<br>庶務係長 | 関 |   |   | 孝 | 憲 | 君 |
| 庶 務 係                  | 木 | 村 | 友 | 理 | 香 | 君 |
| 総 務 係                  | 水 | 嶋 | 篤 |   | 市 | 君 |
| 総 務 係                  | 山 | 内 | 梨 |   | 沙 | 君 |
| 財 政 係                  | 村 | 井 |   |   | 涉 | 君 |
| 行革DX推進係                | 水 | 口 | 祐 | 太 |   | 君 |
| 人 事 厚 生 係              | 山 | 崎 | 友 | 也 |   | 君 |
| 人 事 厚 生 係              | 満 | 間 | 笑 | 歩 |   | 君 |

○会議に付した事件

- 1 認定第 1 号 令和5年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 令和5年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 令和5年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 2 議案第12号 工事請負契約の締結について【消防指令システム整備工事】
- 3 意見書案第1号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書
- 4 意見書案第2号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な

対応を求める意見書

- 5 意見書案第3号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書
- 6 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 7 議員の派遣について
- 8 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席10番、加藤進君、議席12番、東隆一君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 認定第1号ないし認定第4号

○議長（木村俊広君） 日程第3、令和6年第1回森町議会9月会議付託議件、認定第1号から認定第4号までの認定4件を会議規則第37条により一括議題とします。

なお、討論及び採決については、認定議案ごとに1件ずつ行うこととします。

決算審査特別委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（伊藤 昇君） 皆さん、おはようございます。

令和6年9月3日、令和6年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定議件4件を審査した結果、次のとおり決しましたので、報告いたします。

付託議件名、認定第1号 令和5年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和5年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和5年度森町公共下水道事業会計決算認定について。

審査日程及び経過、9月4日、出席委員11名、各担当課長等から決算書及び報告書等を基に予算の執行状況について説明を受けました。

9月5日、出席委員11名、森町一般会計の歳入及び歳出の款7商工費、項1商工費、目3ふるさと応援対策費まで及び款12公債費、項1公債費、目1元金から款13予備費、項1予備費、目1予備費まで並びに森町港湾整備事業特別会計、森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の歳入歳出について質疑を行いました。

9月6日、出席委員12名、森町一般会計の歳出の款8土木費、項1土木管理費、目1土

木総務費から款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費まで及び森町国民健康保険特別会計、森町後期高齢者医療特別会計、森町介護保険事業特別会計、森町介護サービス事業特別会計の歳入歳出並びに森町国民健康保険病院事業会計、森町水道事業会計、森町公共下水道事業会計の収入、支出について質疑を行いました。

審査の結果、付託された認定第1号から認定第4号まで認定すべきものと決しました。

決算審査特別委員会の審査について報告いたします。令和6年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号については、休会中の9月4日、5日及び6日の3日間にわたり慎重審議の下に審査を終了し、起立採決の結果、認定第1号から認定第4号まで賛成多数で認定すべきものと決しました。

町理事者におかれましては、委員会審査の過程で出された意見や要望等を踏まえ、今後の施策に十分反映されることを強く望むものであります。また、過去の本会議等において議会の十分な理解を前提とした議案の予算化やその決算においては、特に内容の丁寧な説明と十分な理解を得た上で進めることを具申します。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して1年が経過し、ほぼコロナ前の生活に戻りましたが、依然として国際情勢は渾沌としており、その影響を受ける形で電気料金や食料品等の値上げが実施され、連日のように報道されるなど、私たちを取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。

このような情勢下においても、地元経済等に配慮しつつ、歳出においては引き続き徹底して無駄を省きながら予算執行管理を適正に行い、町民サービスの低下を招かぬことが重要であると考えます。

なお、本特別委員会は議長及び監査委員を除く12名で構成した特別委員会ではありますが、それぞれの立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な報告は省略いたします。

以上、委員会報告といたします。

○議長（木村俊広君） これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会において質疑、討論を行っておりますので、ただいまの委員会報告に対する質疑、討論を省略します。

これから令和6年第1回森町議会9月会議付議議件について認定議案ごとに討論及び採決を行います。

まず、認定第1号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第1号に対する反対討論の発言を許します。反対討論ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

認定第1号 令和5年度森町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

認定第1号については、認定とすることに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第2号に対する反対討論の発言を許します。討論ありますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

認定第2号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

認定第2号は、認定とすることに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第3号に対する反対討論の発言を許します。ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

認定第3号 令和5年度森町水道事業会計決算認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

認定第3号については、認定とすることに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。これから討論に入ります。

まず、決算審査特別委員会で認定となりました認定第4号に対する反対討論の発言を許します。ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

認定第4号 令和5年度森町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。  
採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

認定第4号については、認定とすることに決定しました。

#### ◎日程第4 議案第12号

○議長（木村俊広君） 日程第4、議案第12号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第12号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めようとするものです。

1、契約の目的は消防指令システム整備工事です。2、契約の方法は一般競争入札です。3、契約の金額は9,240万円です。4、契約の相手方は北海道函館市中道1丁目14番1号、函館三協通信株式会社代表取締役、佐々木栄市です。

資料ナンバー21を提出しておりますので、ご確認願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 意見書案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第5、意見書案第1号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早

急に求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

よって、日程第5、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 意見書案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第6、意見書案第2号 慢性閉塞性肺疾患（COPD）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

よって、日程第6、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 意見書案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第7、意見書案第3号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

よって、日程第7、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第8、意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 結構でございます。起立多数であります。

よって、日程第8、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議員の派遣について

○議長（木村俊広君） 日程第9、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、日程第9のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第10 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（木村俊広君） 日程第10、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会

議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） お諮りします。これをもちまして令和6年第1回森町議会9月会議に付議されました議件の審査は全て終了しました。

よって、令和6年第1回森町議会9月会議を終了します。

休会 午前10時19分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和6年9月13日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員